

平成 2 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 7 年 6 月 9 日開会

平成 2 7 年 6 月 2 5 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 9 日

平成27年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成27年6月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成26年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成26年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第8 承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第9 承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 承認第3号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第11 承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第12 承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第13 承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第14 議案第59号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第19 議案第64号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第20 議案第65号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第21 議案第66号 動産の取得について（消防ポンプ自動車等）
- 日程第22 議案第67号 動産の取得について（可搬小型動力消防ポンプ）
- 日程第23 議案第68号 不動産の処分について
- 日程第24 同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第25 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第26 同意第4号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第27 同意第5号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第28 発議第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について
- 追加日程第1 議長辞職について
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長辞職について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第29 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第30 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第31 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第32 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員 （20人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原 堅志
8番 岡野 淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水 進
12番 野中真理子	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

1番 上村英司

2番 小野光一

3番 齊藤功文

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	中山晃彦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦

議会書記 清水市三

// 田中伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成27年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

市内の水田ではほぼ田植えも終わり、緑鮮やかな田園風景となってまいりました。本年は早いペースで台風が発生しておりますが、台風などによる被害を受けることなく秋の豊作を期待するものであります。

さて地方創生のため市ではふるさと創生本部を設置し、地方版総合戦略の策定を進めておりますが、地域間競争が激しくなることが予想されることからスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

今年は5月から例年を上回る暑い日が続いておりますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重・公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、赤羽白州総合支所長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告5件、承認6件、議案10件、同意4件であります。

次に監査委員から平成27年2月から4月までの実施分の例月現金出納検査、定期監査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に4月14日に山梨県市議会議長会第253回定期総会が中央市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に5月11日から5月20日までの10日間、第26回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、小尾直知君が訪問団の団長として参加いたしました。

次に5月18日に山梨県リニア中央新幹線期成同盟会総会が甲斐市で、5月24日に山梨県南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が早川町で、5月27日に関東市議会議長会第81回定期総会が茨城県で、6月1日に全国自治体病院経営都市議会協議会第73回理事会および第43回総会が東京都で、6月6日に南アルプス世界自然遺産推進協議会総会が静岡県で開催され、私が出席いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会からお手元に配布のとおり報告がありました。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

1 番議員 上村英司君

2 番議員 小野光一君

3 番議員 齊藤功文君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月25日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 報告第2号 平成26年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第

23 議案第68号 不動産の処分についてまでの21件を一括議題といたします。

市長からの所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成27年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜を見ると美しい山々の残雪が溶け、清らかな水の恵みをつくり出し、麓の田園風景は「米どころ 北杜」の活力を感じさせるとともに、里山の緑もより一層鮮やかに素晴らしい季節になりました。しかし、先月は季節はずれの夏日を記録する日が続き、異常気象を思わせる天候でありました。

気象庁が発表した今月の1カ月予報によると、山梨県の平均気温は平年より高くなる可能性が高いということから農作物への影響が気になるところでありますが、今年も豊作を祈念するところであります。

さて、国では地方創生を積極的に支援するための相談体制として、各省庁から選ばれた国の山梨県担当職員34名を選任し、地方創生コンシェルジュを構築しました。

先月15日にはコンシェルジュとの意見交換会が開催され、内閣府参事官は「より一層山梨の動きをバックアップしていきたい」と述べられ、心強さを感じたところであります。

また、県においても本年4月に総合戦略と人口ビジョン策定に伴う市町村への支援窓口を県

内5圏域に設置しておりますので、情報を共有していきたいと考えております。

本市では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用した地域消費喚起・生活支援型としてプレミアム付き商品券の発行や地方創生先行型として、世界に誇る水の山のブランド化などの取り組みを始めたところであります。

北杜市プレミアム付き商品券については、来月に販売予定であります。この商品券は北杜市商工会への補助事業で行い、1万円で2千円のプレミアムが付き市内の参加登録商店等において利用できるもので約3万6千セット販売します。

さらに子育て支援策として、市内に住所を有する中学3年生までの子どもがいる保護者に対し1万円で4千円のプレミアムが付き、市内の消費喚起と生活支援、子育て支援を図ってまいりたいと考えております。

次に水の山ブランド化について、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に世界に誇る名水の地を目指し、先月19日に世界に誇る水の山宣言を行いました。このプロジェクトは、本市の美しい山々と魅力ある自然環境によって育まれた名水をブランド化することにより、日本だけでなく世界へ発信し世界に誇る名水の地を目指すことで地方創生と地域活性化を推進するものであります。

このプロジェクトに賛同いただいた企業とパートナーシップ協定を結び、地域の価値と魅力を互いに情報発信し、ブランド化を進めるとともに今後、パートナーシップ企業を増やしてまいりたいと考えております。

さて、3月14日に公益財団法人 キープ協会のやまねミュージアムと企業で連携により実施したアニマルパスウェイの取り組みがグッドライフアワード2015の環境大臣賞優秀賞を受賞しました。

森と動物たちの命をつなぐ歩道橋 アニマルパスウェイの開発と普及を目的に、森の樹上で生活するヤマネヤリスなどの小動物を守り、自然と向き合う暮らしを目指す取り組みが認められたものであります。

また、先月27日に開催された平成26年度酒造の全国新酒鑑評会で白州町の「七賢 中屋伊兵衛」が金賞に選ばれました。香り高く華やかな余韻が残る味わいが評価されたもので2年連続となります。

天然水と伝統の酒造りの融合により造られた日本酒が高く評価されたもので、南アルプスユネスコエコパークの推進にも弾みがつくものと思うところであります。

一方、本市の硬式野球クラブチーム北杜クラブが、先月17日から19日に横浜スタジアムで行われた第86回都市対抗野球大会西関東予選に県代表として出場しました。創部4年目にしての快挙には心から拍手を送るところであります。

今後はさらなるチーム力の向上に努め、本市のスポーツ振興の牽引者として活躍されることを期待しております。

先月30日には第46回交通安全子ども自転車山梨県大会が開催され、高根東小学校自転車クラブが19年連続優勝という素晴らしい成績を収めました。日ごろのたゆまぬ練習の成果と仲間との絆でなし得た快挙であり、全国大会におけるさらなる健闘に期待しております。

また、今月7日には明野中学校が環境保全活動の推進において、優れた取り組みを行っている学校として山梨県環境保全功績者表彰を受賞しました。これは、日ごろからの気象観測の取り組みと学校林の保全活動が認められたもので原っぱ教育の成果の表れとして喜んだところで

あります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、北杜市ふるさと創生会議についてであります。

市では北杜市総合戦略の策定に当たり、市民をはじめ産・官・学・金・労・言などの方々から広くご意見を伺うため、先月13日に21名を委嘱し第1回北杜市ふるさと創生会議を開催したところであります。

会議では、総合戦略に掲げる本市の将来人口の展望を子育て支援策の継続的な実施などにより当面は現状維持とし、25年後の平成52年に国の推計の3万3千人を上回る4万人程度を確保していくことなどをご協議いただいたところであります。

そのほか空き家の利活用や取り組みの優先度などにつきまして活発なご意見をいただき、ふるさと北杜への熱い想いを感じたところでありますので、しっかりと総合戦略に反映させ、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

次に移住・定住への支援についてであります。

ふるさと回帰支援センターによる移住希望先第1位が山梨県、その中で約8割が北杜市であったことから空き家バンクの利用登録者も増加し本年5月末現在で100名を超えています。

また、本年4月から実施している空き家の現地見学会にも全国各地から多くの方が北杜市を訪れ、これまでに2件の移住につながりました。

しかし空き家バンクの物件登録件数は10件ほどの状況であることから現在、行政区長を通じて空き家に関する情報提供をお願いしております。

また、本年度に入り地方創生先行型交付金を活用し、地域課内に開設した移住・定住相談窓口において、今後も本市を希望される方々への住まいの確保に努め、適切な助言やサポートを行い移住・定住を促進してまいります。

次に、定住自立圏構想についてであります。

定住自立圏については、昨年12月の定例市議会において中心市宣言を行い、以後、長野県の富士見町、原村と八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結に向け協議を重ねてまいりました。

その中で観光振興、農林水産業振興、教育・文化、地域公共交通、移住促進および職員交流等を協定書に盛り込むこととし、本定例会に定住自立圏の形成に関する協定の締結についてお願いしたところであります。

今後は3市町村の民間や地域の関係者を委員とする八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会を立ち上げ、具体的な取り組みを盛り込む共生ビジョンの策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、結婚支援についてであります。

少子化による人口減少の要因として晩婚化や未婚化が挙げられております。本市の30歳代の未婚率は男性47.5%、女性28.7%となっており、いずれも国、県を上回っております。このため地方創生先行型交付金を活用し、先月1日から市保健センター内に結婚支援における総合相談窓口の機能を持った北杜市出会いサポートセンターを開設したところであります。1カ月の相談件数は男性28件、女性10件でそのうち男性6人、女性4人が登録を行いましたので現在の登録者数は男性90人、女性24人となっております。

平日でも相談受付ができるよう体制を整備したことにより、今後はさらに継続的できめ細や

かな結婚支援を進めてまいります。

次に、子ども医療費助成制度についてであります。

子育て世代に対する経済的負担の軽減を目的とした、子ども医療費助成制度の対象年齢拡大については北杜市子ども・子育て会議でご意見をいただくとともに本年2月から甲府市など6市町においても助成制度の勉強会を組織し、さまざまな面から研究を進めてきたところであります。

本市において少子化による人口減少は最重要課題であり、子育て支援は北杜市総合戦略においても重要なことから、来年1月から中学3年生まで拡大する方向で医療機関との調整やシステム改修等の準備を進めてまいります。

なお、出産祝金・放課後児童クラブの保育料や保育園バスのあり方などについて、他の子育て支援施策と合わせ、北杜市ふるさと創生会議ならびに子ども・子育て会議のご意見をお伺いする中で検討してまいりたいと考えております。

次に、つどいの広場事業についてであります。

市内5カ所のつどいの広場と保育園2カ所に設置する子育て支援センターは、母親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い子育ての悩みを気軽に職員に相談できる場として多くの子育て世帯の皆さまにご利用いただいております。

現在、つどいの広場では母親の気持ちがお互いに寄り添い、子育てが一層楽しくなる仲間づくりを充実させるため、母親同士がつながるネットワークづくりを進めております。

このネットワークは、母親の目線で安心して子育てができる環境づくりを目指してまいりますが、その第一歩として「子どもの命を守るために」をテーマに防災ママワークショップを開催し、組織づくりを進めてまいりたいと考えております。これらの取り組みにより、子どもたちの声が響き合う子育てがしやすいまちづくりを推進してまいります。

次に保育サービスの充実についてであります。

北杜市子ども・子育て支援事業計画は本年4月から5年間を計画期間とし、働きながら子育てをする家庭の支援に重点を置いた計画としております。保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し保育ニーズが拡大する中、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスに対応するため感染症などの病気にかかった子どもを預かる病児・病後児保育の実施に向け、準備を進めているところであります。

病気の子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため保育士・看護師を配置し、医療機関との連携が必要なことから、休園となっている長坂保育園の秋田分園や病院・診療所などへの設置について、北杜市子ども・子育て会議において検討を進めてまいります。

また保護者のさまざまな働き方に対応するため、保育園での時間外保育などの充実を検討するとともに就学前の教育を充実させるため、既存保育園へ幼稚園機能を持たせた併設型の認定子ども園の設置についても進めているところであります。

一方、放課後児童クラブにおいては、本年度から対象児童を小学6年生まで拡大したことに伴い、保育に必要なスペースが不足している高根西・大泉放課後児童クラブにおいて設計業務が完了したことから、建設費について本定例会において補正予算をお願いしたところであります。両施設とも待機児童解消を図るため早期完成を目指し、市民ニーズに応えてまいります。

次に、テレビでの防災情報提供についてであります。

現在、携帯電話へメールで送信している北杜ほっとメールの防災情報について、本年4月か

らテレビの文字画面でも確認できるようになりました。CATVのチャンネルで確認できますが、設定が必要となりますので市広報紙等により周知しているところであります。

次に、介護保険事業についてであります。

本市の介護保険料は基準月額4千円と県内で最も低い保険料となっており、これは地域ぐるみの介護予防に取り組み、成果を上げている結果と考えております。

このような中で、本年度から予防給付の一部が地域支援事業へ移行する等の新しい介護保険事業がスタートしました。移行した介護予防・日常生活支援総合事業については、対象となる高齢者の方が順調に利用していただいております。

今後は生きがいや健康づくり、介護予防のために身近なところで集まれる通いの場の拡充と担い手となる人材の育成を進めてまいりたいと考えております。

また認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことを実現するために認知症総合支援事業の整備を推進してまいります。

次に、戦没者慰霊祭の実施についてであります。

市では第5回北杜市戦没者慰霊祭を来月4日に、八ヶ岳やまびこホールにおいて実施することとしました。本年は先の大戦の終結から70年の節目の年となり、戦争に尊い命を捧げた方々を偲び、そのご遺族のご苦勞が今日の日本の繁栄と安定に貢献してきたことを改めて想い、平和の尊さ、命の大切さを語り継いでまいります。

次に、今後のし尿汚泥処理施設のあり方についてであります。

現在、北杜市のし尿汚泥の処理は市内の北部ふるさと公苑と峡北広域行政事務組合の峡北南部衛生センターの2カ所で行っております。北部ふるさと公苑は平成4年から稼動して23年が経過しており、計画的に修繕を行いながら運用している状況であります。

市内の年間処理量は人口減少や下水道処理設備等の普及により年々減少していることから、北杜市は峡北南部衛生センターの利用へ参加せず、北部ふるさと公苑を計画的に整備することとし今後、地域住民や収集事業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、企業型農業生産法人の参入についてであります。

現在17社の農業生産法人が参入または参入を決定し、なお数社が計画しているところであります。このうち明野町浅尾地区天王原工区でパプリカを栽培する農業生産法人と武川町山高地区眞原でトマトを栽培する農業生産法人の2社と連携協定を締結することとなりました。両社とも大型栽培施設の整備事業に着手し、年度内の栽培開始を予定しており、地域の雇用も広がり大変ありがたいことであります。

一方、昨年度、参入企業等で設立された北杜市農業企業コンソーシアムが本格的に始動することとなりました。本年度は物流、6次化、環境、イベントの各部会において市を活性化させるため、新たな視線でさまざまな活動を行う予定であり、今後の取り組みに大いに期待したいところであります。

次に、観光振興等への取り組みについてであります。

市では地方創生先行型交付金を活用し、外国人旅行者の誘客を図るため海外雑誌等への広告掲載、SNSを活用した情報発信事業をはじめ、清里地域への誘客を図るための空き店舗を活用した地域交流促進事業を行ってまいります。

また同交付金を活用し、市内の中小企業者の商品を海外に販売するための商談会等を支援する海外販路開拓支援事業を行い、地域の思いを事業化することで地域活性化を推進してまいり

たいと考えております。

一方、毎年、多くの皆さまに楽しんでいただいている稲絵アートであります。本年は見学者が訪れやすいよう、国道141号線沿いの高根福祉村みのりの里入り口に会場を変更いたしました。

今回は世界に誇る水の山宣言のイメージキャラクター「ミズクマ」と「月見里 星見里」をデザインして、しらかば保育園の園児や多くの市民等の参加により田植えを行ったところであります。

紫や黄色など4種類の苗の成長とともに、訪れた方が稲絵の色の変化を楽しんでいただけるものと期待しているところであります。

また「月見里県 星見里市」「一流の田舎まち」の表示を須玉と長坂のインターチェンジにそれぞれ行いました。流れる銀河、満天の宙を表現して「月見里県 星見里市」、これを山梨県北杜市であります。さらに住んでいる人が誇りを持ち、都会の人の足や心が自然と向かうような里を目指して「一流の田舎まち」としたところであります。このような取り組みにより、市の魅力を発信し、北杜市を知り愛していただければと考えております。

次に、南アルプスユネスコエコパークの推進についてであります。

本年3月に北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会設立総会を行い、市民や関係企業などの活動がスタートいたしました。現在、環境、ブランド、文化・教育、ツーリズム、おもてなしの5つの専門部会の会議を重ね、活動計画を策定しているところであります。

市としても多くの市民の方に南アルプスの貴重な資源や素晴らしさを知ってもらうため、甲斐駒講座を7回連続で開催しております。

また今後はポスター、パンフレット、映像を活用したPR活動や地域連絡会と連携した甲斐駒ヶ岳五合目小屋跡のごみ撤去等の環境保全活動にも努めてまいりたいと考えております。

なお、これらの事業は企業や個人からご寄附いただいた環境保全基金を活用してまいります。

次に、地産地消の推進についてであります。

市内で生産された食材を原材料としたメニュー、加工品等について地域のブランド力を高め多くの方に市の魅力に触れてもらうため、北杜市食育・地産地消推進協議会において検討いただき、北杜市産メニュー等の認証制度を来月から実施することとしております。認証制度で、なお一層の地産地消を推進することにより「安全・安心 日本の台所 北杜市」を進めてまいります。

次に、子育て支援住宅整備事業についてであります。

子育て世代の移住・定住を目的に、平成25年度から進めてまいりました子育て支援住宅の須玉団地については、本年9月から入居を開始いたします。また昨年度、実施設計を行いました大泉団地については本年10月に建築工事に着手し、平成29年1月の入居に向けて事業を進めてまいります。武川団地についても本年度、造成工事・実施設計を行い、来年度からの工事着手を目指しているところであります。

次に、小・中学校の統合についてであります。

高根地区については、本年3月に高根地区新しい学校づくり会議から統合計画案で示した高根東・高根北・高根清里小学校の3校を平成31年度に同時に統合し、高根東小学校を校舎に新たな小学校を開校するなどの意見が報告されました。これを受け、教育委員会と総合教育会議において審議を行い、高根地区小学校統合計画を策定しました。

今後、計画に沿って学校施設の整備や通学方法などの検討を行い統合を進めてまいります。

中学校の統合計画については、本年度において中学校統合計画案に対する町単位での意見を取りまとめることとしており、本年９月ごろを目途に学校ごと、地区ごとで意見集約をしていただけるよう関係者をお願いをしているところであります。

その後にＰＴＡ・学校関係者・区長・地域委員等の皆さまにお寄りいただき、集約された意見を報告していただく機会を教育委員会で設けてまいります。

中学校の統合については、生徒数の減少に対応した教育環境の整備を図ることが目的でありますので今後も関係者のご意見を十分に伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、文化芸術振興事業であります。

NHKの地域文化振興事業において昨年の「NHKのど自慢」に引き続いて、本年度は「ラジオ深夜便のつどい」が採択され、今月１３日に須玉ふれあい館で公開収録されることとなりました。

講演は、本県出身の山岳写真家 白簾史朗さんでユネスコエコパークに登録された南アルプスへの想いを語っていただきますので楽しみにしているところであります。

次に、スポーツ振興事業についてであります。

先月３０日には高根総合グラウンドにおいて元プロ野球選手を指導者に迎え、北杜市少年野球教室を開催しました。３名の元プロ野球選手から市内の小学生たちが守備や打撃などの基本と野球に対する心構えなどの指導を受けました。子どもたちのこれからの活躍と成長を大いに期待するところであります。

また来月１２日にはＶプレミアムリーグに所属するサントリーサンバーズを招き、トップ選手によるバレーボール教室を白州体育館において開催します。スポーツ少年団や中学校のバレー部に所属する児童や生徒がトップ選手から直接指導を受けることで、競技レベルの向上とさらなる普及につなげていきたいと考えております。

なお、この事業は企業や個人からご寄附いただいた芸術文化スポーツ振興基金を活用して開催したいと考えております。

ふるさとに居ながらにして本物に触れ一流に接する機会は大切なことでありますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件５件、承認案件６件、条例案件４件、補正予算案件１件、その他案件５件、同意案件４件の合計２５案件であります。

はじめに報告第２号から報告第６号までの５案件につきましては、関係法令の規定により議会に報告するものであります。

次に承認第１号から承認第６号までの６案件につきましては、関係法令等の規定により専決処分をしましたので議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第５９号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を導入し固定資産税の特例措置を規定するほか、所要の改正を行うものであります。

次に議案第６０号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、配当所得等に係る分離課税に国債等の特定公社債の利子等を追加する規定の施行日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改正するなど所要の改正を行うものであります。

議案第61号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例については、北杜市子ども・子育て支援事業計画に基づき北杜市児童館運営委員会を北杜市子ども・子育て会議に統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第62号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

長坂地区公民館下村3区分館の土地借用期間が満了し移転することから、分館の位置について所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第63号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

放課後児童クラブの対象年齢拡大に伴う仮称、新高根西放課後児童クラブおよび仮称、新大泉放課後児童クラブの整備については設計が終了したことから建設工事を行うこととし、所要の経費を計上しております。

また山梨県農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を促進するための基盤整備を行い、企業型農業生産法人のさらなる参入促進を図ることとし、所要の経費を計上しております。

次に小中学校の施設整備について、老朽化が進む須玉小学校の大規模改修に伴う実施設計、高根地区小学校統合計画に基づく基本設計および武川中学校の屋内運動場の屋根補修などを行うこととし所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は6億5,605万8千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ298億9,137万1千円となります。

次に、その他案件をご説明申し上げます。

議案第64号および議案第65号につきましては、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により長野県諏訪郡富士見町、原村、それぞれの町村と八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 動産の取得（消防ポンプ自動車等）および議案第67号 動産の取得（可搬小型動力消防ポンプ）につきましては、動産を取得することについて地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 不動産の処分ににつきましては高根町浅川地内、原野・山林等35筆の不動産の処分について、財産を適正な対価なくして譲渡することから地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております21件のうち承認第1号から承認第6号、議案第59号から

議案第62号は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら10件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第6号、議案第59号から議案第62号はお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第2号 平成26年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件、報告第3号 平成26年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第5号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件および報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の以上5件について、随時内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

はじめに報告第2号 平成26年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成26年度に継続費として予算計上いたしました小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき繰越状況を報告するものでございます。

小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業は、平成26年度から平成28年度までの3カ年継続事業として市が直接実施する駅前広場の整備工事に平成26年度から着手し、順次整備を進め平成28年度に完成する予定となっております。

この事業のうち平成26年度内に支出を終わらなかった経費1億7,649万7,077円を繰越するものでございます。

続きまして報告第3号 平成26年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成26年度に繰越明許費として予算計上いたしました18事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

18事業の内訳といたしましては当初で繰越明許費を予算計上したものが1事業、12月補正で予算計上したものが4事業、2月補正で予算計上したものが7事業、3月追加補正で予算計上したものが6事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものでございます。

はじめに2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟に係る弁護士業務委託は詐欺行為取消請求事業に伴う弁護士委託について21万6千円。同項地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）は6,878万円の繰り越し。

3款民生費、2項児童福祉費、放課後児童クラブ整備事業は実施設計業務委託について738万7千円の繰り越し。

4款衛生費、1項保健衛生費、北杜市再生可能エネルギービジョン策定事業は750万円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業は農業生産法人への補助事業について3億8,800万円。同項6次産業化ネットワーク活動支援事業は農産物生産加工事

業者への補助事業について3,342万円。同項経営体育成支援事業費補助金は被災農業者への補助事業について3億2,900万円。同項県営土地改良事業は3,936万5千円。同項団体営土地改良事業は1,059万円の繰り越し。

7款商工費、1項商工費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起・生活支援型）は1億782万4千円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業は6,985万5千円。同項道整備交付金事業は2,040万円。同項社会資本整備総合交付金事業（改築）は2,102万4,500円。同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）は1,213万3千円の繰り越し。

同款4項住宅費、定住促進住宅（子育て支援住宅）整備事業は須玉子育て支援住宅整備について2億6,136万6,580円の繰り越し。

2枚目をご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、小学校指導用資料整備事業は399万8千円の繰り越し。

同款3項中学校費、武川中学校屋内運動場改修事業は実施設計業務委託について162万円の繰り越し。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は1,800万円の繰り越しでございます。翌年度繰越額の総額は14億47万9,080円となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

報告第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

国の緊急経済対策として3月追加補正予算に繰越明許費として予算計上いたしました地域介護・福祉空間整備費等補助金371万3千円につきまして、全額繰越を行いましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

続きまして報告第5号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

2款1項事業費、事業名 公共下水道整備事業のうち北杜市下水道事業アクションプラン策定業務委託費782万円を翌年度に繰り越したものであります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決

処分事項について専決処分を報告するものであります。

提案理由は損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので、議会に報告するものであります。

報告案件は6件で公有自動車事故に係る案件2件、市立保育園内の事故に係る案件1件、道路の管理瑕疵に係る案件3件でございます。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

専決第1号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 日 平成27年2月28日

損 害 賠 償 の 額 5千円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市白州町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成27年2月18日、午前11時20分ごろ、北杜市白州町横手地内において職員の運転する公有自動車が方向転換するため後退する際、確認不十分により相手方物置の屋根と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次に3ページをお願いいたします。

専決第2号、同じく公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 日 平成27年4月6日

損 害 賠 償 の 額 12万1,500円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市所在の法人であります。

損害賠償の理由 平成27年2月2日、午前9時30分ごろ、北杜市高根町村山北割323番地22付近の市道において、職員の運転する公有自動車を走行中、路面凍結のためスリップし対向車両の側面に衝突し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、公有自動車に係る2案件をご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

続きまして4ページをお願いいたします。

専決第3号 市立保育園内の事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成27年4月22日であります。

損 害 賠 償 の 額 4万800円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住、男性です。

損害賠償の理由 平成25年11月13日、午前11時5分ごろ、北杜市立みどり保育園において乳製品アレルギーを持つ園児に対し、誤ってアレルゲン物質を

含む食品を提供したことによりアレルギー症状が出たため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に学校災害賠償補償保険事故として全国市長会から支払われるものであります。

なお事故後、このような事故が起こらないよう各園には注意を喚起し、再発防止に努めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

専決第4号であります。道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定であります。

専決処分日であります平成27年3月10日であります。

損 害 賠 償 の 額 31万3,573円

損害賠償の相手方 東京都中野区在住、男性であります。

損害賠償の理由 平成27年1月16日、午後4時30分ごろ、北杜市大泉町西井出8240番地の4774付近の市道東井出・西井出線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両のバンパーおよびフォグランプを損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定する口座に公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次ページをお願いいたします。

専決第5号であります。同じく道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定であります。

専決処分日は平成27年3月10日。

損 害 賠 償 の 額 87万円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住、男性であります。

損害賠償の理由 平成27年1月30日、午後8時10分ごろ、北杜市小淵沢町176番地1付近の市道小淵沢5号線を走行中に道路上に突出していた水道マンホール蓋に接触し、相手方車両のオイルパン、マフラー、エンジン等車両下部を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定する口座に公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

続きまして専決第6号であります。同じく道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定であります。

専決処分日は平成27年3月19日であります。

損 害 賠 償 の 額 11万3,269円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住、男性であります。

損害賠償の理由 平成26年3月12日、午前9時ごろ、北杜市小淵沢町上笹尾3476番地38付近の市道箕輪・小淵沢線を走行中に道路上のグレーチングが欠損した部分に車両が落ちたことから、相手方車両のタイヤおよびホイールを損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定する口座に負担割合に応じ公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第6号まで5件の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第64号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結について

日程第20 議案第65号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結について

の以上2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

それでは議案第64号、ならびに議案第65号の2案件につきまして、一括ご説明を申し上げます。

議案第64号 長野県諏訪郡富士見町、議案第65号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて、北杜市議会の議会に付すべき事件に関する条例の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。併せてご説明させていただきます。

富士見町原村とも同一の協定であります。南アルプスユネスコエコパーク、地域公共交通ネットワーク化についての2項目は富士見町のみとなりますので、議案第64号の富士見町との協定書でご説明させていただきます。

議案第64号の長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結については昨年12月、定住自立圏構想推進要綱に基づき北杜市が中心市宣言をさせていただき、その後富士見町、原村と協議を重ねてまいりました。

この定住自立圏の形成に関する協定は、中心市宣言を行った北杜市と近隣の長野県富士見町、原村とが定住のために必要な生活機能の確保に向けて定める協定であります。個々に協定する富士見町と原村、それぞれ議案として提出させていただく内容であります。

名称につきましては、八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定書でございます。

第1条、1ページの第1条、目的であります。中心市宣言を行った北杜市と富士見町、原村が連携して定住のために必要な生活機能を確認するため、定住自立圏形成の基本的な目的を規定しております。

第2条、基本方針であります。次条に規定する政策分野において、さまざまな分野で連携を図る旨を規定しております。

第3条、連携する取組及び役割分担であります。定住自立圏全体の活性化を通じて定住を図るという観点から取り組む政策分野の内容と役割であります。

1. 生活機能の強化、2. 結びつきやネットワークの強化、3. 圏域マネジメント能力の強化の3つの視点から定住のために必要な生活機能を確保していくものであります。この3つの政策分野ごとに連携する取り組み内容と、それぞれの役割を規定する項目が別表1から別表3まで掲げるものであります。

3ページをお願いいたします。

3ページの別表1であります。生活機能の強化であります。1の産業振興としてア. 観光振興の推進イ. 農林水産業振興の推進ウ. 鳥獣害防止対策エ. 地産地消・販路拡大の推進

2の教育・文化としてア. 図書館の相互利用等イ. 生涯学習の充実ウ. 文化財の保護、活用であります。

次に5ページの別表2でございます。

結びつきやネットワークの強化でございます。1の地域公共交通としてア. 地域公共交通のネットワーク化。

2の圏域内外の住民との交流及び移住の促進としてア. 結婚支援イ. 移住促進及び交流推進。

6ページの3の道路等の交通インフラの整備としてア. 道路の整備であります。

別表3です。圏域マネジメント能力の強化であります。1の圏域内市町村職員の交流としてア. 市町村間職員研修であります。このように八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定において連携する事項を規定するものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして第4条、事務執行にあたっての協力および費用負担であります。取り組みを推進するため、相互に役割を分担し費用分担についても相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとしております。

2ページでございます。

第5条、協定の変更。第6条、協定の廃止の協定の変更、廃止につきましては国の定める要綱に基づいて議会の議決を経るものとしております。

第7条、疑義の解決は疑義が生じた場合は協議するものとしております。

今後はこの協定において規定する取り組みおよび役割分担事項に基づき北杜市、富士見町、原村が連携していく具体的取り組み内容を記載する八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンを作成していくことになります。

提案理由でございます。6ページでございますけれども八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第64号 長野県諏訪郡富士見町、議案第65号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の締結について、併せてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号および議案第65号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号および議案第65号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第64号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第65号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第21 議案第66号 動産の取得について(消防ポンプ自動車等)

日程第22 議案第67号 動産の取得について(可搬小型動力消防ポンプ)

の以上2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤勝美君)

議案第66号、ならびに議案第67号の2案件につきまして一括ご説明申し上げたいと思います。

議案第66号 動産の取得について(消防ポンプ自動車等)および議案第67号 動産の取得について(可搬小型動力消防ポンプ)につきまして、併せてご説明いたします。

この2件はいずれも消防団用の車両および機械の購入によるものでございまして、地方自治法、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

最初に議案第66号について、ご説明いたします。

議案第66号の動産の取得について（消防ポンプ自動車等）でございます。

取得する財産 消防ポンプ自動車3台および軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車19台です。

取得金額 1億3,068万円でございます。

契約の相手方 山梨県甲府市伊勢1丁目5番16号

有限会社 中村ポンプ工作所 代表取締役 中村巳春でございます。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第67号について、ご説明いたします。

議案第67号の動産の取得について（可搬小型動力消防ポンプ）でございます。

取得する財産 可搬小型動力消防ポンプ13台でございます。

取得金額 2,098万9,800円でございます。

契約の相手方 山梨県甲府市伊勢1丁目5番16号

有限会社 中村ポンプ工作所 代表取締役 中村巳春でございます。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第66号、議案第67号の動産の取得について併せてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号および議案第67号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号および議案第67号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第67号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第24 同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の任期満了に伴い新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により北杜市高根町下黒澤2559番地、小宮山徹、昭和15年4月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第25 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸1658番地、平井求、昭和26年10月30日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第26 同意第4号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件および

日程第27 同意第5号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第4号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸1102番地、松本達雄、昭和22年8月20日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第5号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の

同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸1102番地、松本達雄、昭和22年8月20日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号および同意第5号の2件は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第28 発議第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります内田俊彦君から提案理由の説明を求めます。

20番議員、内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

発議第1号

平成27年6月9日

北杜市議会議長 渡邊英子殿

提出者

北杜市議会議員 内田俊彦

賛成者

北杜市議会議員 秋山俊和

// 齊藤功文

// 野中真理子
// 原 堅志
// 相吉正一

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について
上記議案を、別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出する。

提案理由

国保改革については国と地方の協議によって、地方単独事業に係る国保負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

北杜市においては、市単独事業として、小学校6年生まで窓口医療費無料化を実施して子育て支援、および人口減少の歯止めを推進しているところであります。地方創生の観点から鑑みると、乳幼児医療の助成制度など単独の医療費制度の拡充は、更に推進して行くべきと考察致します。こうした状況の中で、地方自治体に対する国の減額措置については、早急に見直しを行うよう強く要請するものであります。

2枚目をお願いします。意見書について、ご説明させていただきます。

意見書につきまして、提出先でございます。

内閣総理大臣 安倍晋三殿

厚生労働大臣 塩崎恭久殿

財 務 大 臣 麻生太郎殿

総 務 大 臣 高市早苗殿

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法９９条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、原案に反対の発言を許します。

（ な し ）

では、次に原案に賛成の発言を許します。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）に対して賛成の立場で討論をいたします。

子どもの医療費助成制度窓口無料化の点から考えても、今日の子育て世帯の生活環境や経済状況の中で子どもを産み育てることは実に大変なことだと思います。

出産、医療、保育、教育、保護者の雇用など国や行政がさまざまな施策を実施していますが決して充実しているとは言えません。このような中、子どもがいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、子ども医療費助成制度は各自治体において恒久的財源の確保に努め、それぞれ制度を実施している状況にあります。北杜市も本日、市長の所信において来年１月から中学３年生までに拡大する旨の発表があり、保育料第２子以降無料化と併せ、厳しい財政状況の中で子育て世代への経済的支援として市民からも高く評価されているところであります。

本来、子どもの医療費助成制度については少子化に歯止めをかけるための子育て支援として国策において統一的に実施すべき施策であると考えてところであります。しかし子ども医療費助成制度窓口無料化に対しての国の見解は、一般的に窓口無料化は医療費が増高する要因であり、波及増分についてはその性格上、当該自治体が負担すべきものであるためペナルティ措置が講じられている状況にあります。この措置は現在、進めている総合戦略や地方創生に逆行するものであると言っても過言ではありません。

国民健康保険において医療費の削減は必要であると考えてところでありますが、保護者においては子が病気で苦しむ中、病院で過ごす時間は大変不安な時間であります。窓口無料化は病院での手続きをする時間が短縮できるありがたいサービスであります。経済的支援と併せ、こうしたサービスを継続することこそ、誰もが安心して子どもを産み育てる環境づくりに必要であると考え、国保の減額調整措置の見直しに賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場ですね。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

今回の発議に賛成する立場から討論に参加させていただきます。

国の国保会計への子どもの医療費無料化や重度障害者の医療費無料化へのペナルティをやめてほしい、この要請項目には賛成をいたします。

私たち日本共産党地方議員団と労働組合の代表者で毎年秋、厚生労働省に対しこのペナルティをやめるよう毎年、要請を行ってきています。今回の意見書としての提出は心強いものがあります。

ただし意見書の中に医療保険法の改正したとの記述があります。参議院本会議においては自民公明、維新、新党改革、次世代などの賛成多数で成立をいたしました。日本共産党、民主、生活、無所属クラブ、社民などが反対し意見が分かれております。

特に国民健康保険の財政管理を都道府県に移行することで、市町村を保険料引き上げに駆り立て、取り立て強化につながりかねないこと。入院給食の1食200円の引き上げや保険の効かない医療を広げる混合診療の全面解禁に道を開くことになるなど盛り込まれております。

国民皆保険に大穴を開け土台から掘り崩す危険な暴走であり、本来国民を守るべき社会保障制度の後退につながります。こうした意見が分かれている文を意見書案に盛り込むことは避けるべきだと考えますが、最初に述べたとおり要請項目については異論がありませんので賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

濱井産業観光部次長は一身上の都合により、午後の会議を欠席する旨の届け出がありました。

休憩中、渡邊英子君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○副議長（坂本静君）

再開いたします。

追加日程第1 議長辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（坂本吉彦君）

朗読いたします。

平成27年6月9日

北杜市議会副議長 坂本静殿

北杜市議会議長 渡邊英子

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

お諮りいたします。

渡邊英子君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、渡邊英子君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

渡邊英子君の入場を許可いたします。

（ 入 場 ）

渡邊英子君、議長退任のあいさつを壇上でお願いいたします。

渡邊英子君。

○19番議員（渡邊英子君）

ただいま退任のあいさつの時間を設けていただきまして、ありがとうございます。

私も25年に山梨県市議会議長会会長を務めさせていただくとともに、北杜市の10周年記念のそのさまざまな事業に携わることができたこと、本当にうれしく思っております。またその精いっぱい、この議長職に務めてこられたのも議員の皆さんはじめ、市長、執行部の皆さんが協力していただいた賜物と心より感謝申し上げます。

またこの北杜市発展のために、それから議会がより一層高い目標に向かって活動していくためにこれからも精いっぱい努力してまいる所存でございます。

辞職にあたりまして簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○副議長（坂本静君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○副議長(坂本静君)

再開いたします。

追加日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙・配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱・点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて順次、投票を行います。

投票は時計回りをお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に上村英司君、小野光一君の両名を指名いたします。

両君の立会をお願いいたします。

(開 票)

選挙結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 20 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち千野秀一君 14 票、中村隆一君 1 票、齊藤功文君 2 票、野中真理子君 2 票、清水進君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

したがって、千野秀一君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました千野秀一君が議長におられますので会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

千野秀一君、議長就任のあいさつを壇上でお願いいたします。

○新議長（千野秀一君）

ただいま議員各位のご推挙により不肖私、議長の要職に就くこととなりました。

もとより浅学非才であり、その器量にも欠ける身ではありますが、この課せられた職責の大きさ、重さを痛感する中で市民の皆さまの多彩なニーズに対し、その負託に応える議会の運営、そしてより力強い市政の推進が図られるよう懸命の努力をする所存でございます。

さて先ほどご退任なされました渡邊前議長におかれましては 2 年半の在任中、その固い識見に併せ女性議員としてのきめ細やかな市民への対応、そして議会運営、また山梨県議長会会長としての重責と関東、全国での会議等々、多忙を極めた日々でもありました。ここに改めて衷心より敬意と感謝を申し上げ、就任のあいさつといたします。

○副議長（坂本静君）

それでは千野議長、議長席へお着き願います。

○議長（千野秀一君）

ただいまから議会運営に当たらせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は 2 時といたします。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 2 時 00 分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、坂本静君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（千野秀一君）

再開いたします。

追加日程第3 副議長辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（坂本吉彦君）

朗読いたします。

平成27年6月9日

北杜市議会議長 千野秀一殿

北杜市議会副議長 坂本静

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

お諮りいたします。

坂本静君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、坂本静君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

坂本静君の入場を許可します。

（ 入 場 ）

坂本静君、副議長退任のあいさつを壇上でお願いいたします。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

このたびは、一身上の都合により副議長を退任することになりました。この2年半近く、皆さん方に本当にお力をいただく中で渡邊議長のもと、副議長として私なりに一生懸命務めたつもりでございます。

北杜市も今、合併から11年目に入りまして非常に重要な時期をこのような重責をさせていただいたこと、心から感謝すると同時に皆さま方にお礼を申し上げたいと思います。

いよいよこれから北杜市、本当にこれからの正念場ということになっていこうかと思えます。こんな中で本日、新しい千野議長にて、そして議員の皆さん、執行の皆さん、市民の皆さんの協力をいただく中で一丸となってこの北杜市が二歩も三歩も前進するよう祈るとともに、これまで皆さんにいただいたご好意に対しまして重ねてお礼を申し上げ、甚だ簡単でございますが副議長退任のあいさつといたします。大変ありがとうございました。

○議長（千野秀一君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○議長(千野秀一君)

再開いたします。

追加日程第4 副議長選挙を行います。

選挙は指名推薦により行いますか、投票により行いますか、お諮りいたします。

(「投票。」の声)

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、20名であります。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙・配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱・点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて順次、投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これをもって投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に上村英司君、小野光一君の両名を指名いたします。

両君の立会をお願いいたします。

（ 開 票 ）

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 20 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち福井俊克君 14 票、中村隆一君 1 票、清水進君 1 票、岡野淳君 2 票、小野光一君 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

したがって、福井俊克君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました福井俊克君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

福井俊克君の副議長就任のあいさつを壇上でお願いいたします。

福井俊克君。

○新副議長（福井俊克君）

このたび、図らずも皆さま方のご推挙をいただき副議長の要職に就かせていただくことになり、この上もない光栄と感激をいたしております。同時にその責務の重さを痛感するものではありますが、幸い人格・識見ともに卓越された千野議長のもと議長が公正に、しかも円滑に運営されますよう及ばずながら誠心誠意、努力いたしたいと思ひます。皆さま方の絶大なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また坂本前副議長におきましては 2 年半にわたり、渡邊議長と共に議会運営を支えてきていただきました。改めて敬意を表すところであります。

誠に簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千野秀一君）

日程第 29 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は 2 時 40 分といたします。

休憩 午後 2 時 20 分

再開 午後 2 時 40 分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして委員長、副委員長が決まりました。

議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

議会運営委員会委員長に原堅志君、副委員長に野中真理子君。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第30 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北広域行政事務組合議会議員に齊藤功文君、福井俊克君、加藤紀雄君、岡野淳君、中山宏樹君、清水進君、中嶋新君、保坂多枝子君、内田俊彦君、秋山俊和君の10人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました10人を峡北広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（千野秀一君）

日程第31 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北地域広域水道企業団議会議員に小野光一君、原堅志君、野中真理子君、坂本静君、小尾直知君、渡邊英子君、中村隆一君の7人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました7人を峡北地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長(千野秀一君)

日程第32 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に上村英司君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました上村英司君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました上村英司君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました上村英司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月23日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時48分

平成 2 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 3 日

平成27年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成27年6月23日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 内田俊彦君
日本共産党 清 水 進君
北杜クラブ 中嶋 新君
ほくと未来 福井俊克君
明政クラブ 相吉正一君

2. 出席議員（20人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原 堅志
8番 岡野 淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水 進
12番 野中真理子	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（40人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	地域課長	仲嶋敏光
地域課防災調整監	花輪栄一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	市民課長	谷戸松美
健康増進課長	浅川辰江	子育て支援課長	小澤章夫
環境課長	早川昌三	農政課長	小澤隆二
林政課長	手塚清作	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	坂本孝典	住宅課長	中澤貞夫
道路河川課長	土屋裕	教育総務課長	中山雅史

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 // 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には7会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜クラブ、75分。4番 ほくと未来、60分。5番 明政クラブ、45分。6番 市民の声、30分。7番 市民フォーラム、30分となっています。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

改めましておはようございます。

議長より許可をいただきましたので6月定例議会、トップバッターでございますが公明党の代表質問を行わせていただきます。

本日、6月23日は沖縄戦終結から70年の節目に当たります。沖縄戦で旧日本軍の組織的戦闘が終結されたとする70年の慰霊の日を迎える日であります。今も沖縄は米軍基地負担に苦悩し、不発弾など戦後処理の続く状況にあります。ありったけの地獄を集めたといわれる沖縄戦は1945年3月26日、慶良間諸島の米軍の侵攻で始まりました。4月1日には米軍は沖縄本島中部に上陸。約3カ月間にわたる激しい地上戦が続きました。

米軍の兵力は約54万8千人、日本軍は約6万9千人で県民を招集しても約10万人の兵力しかありませんでした。圧倒的な戦力を前に当初から日本は本土決戦の時間稼ぎの捨て石として沖縄を利用。一方の米軍は本土攻略への拠点とするため周到な準備と兵力で沖縄を圧倒いたしました。投下、使用された弾薬は日米両軍合わせて約20万トン。島中が鉄の防風雨にさらされました。

こうした中、鉄血勤皇隊やひめゆり学徒隊など少年少女も含む多くの県民が戦争に動員されました。そして10万4千人以上の命を失ったわけでございます。それが今日、追悼の日でございます。この意義深き日を感じるところ私も公明党は恒久平和を願うところでございます。

今年の6月2日には、北杜市出身の沖縄に女学校を開設した八巻太一先生の教え子の皆さまが北杜市を訪れてくれました。

戦争は悲惨であり地獄であります。二度と戦争を起こしてはいけないう。また巻き込まれて

もいけないと。地上戦などはとても国民にとって不幸をもたらすわけであります。

そういった意味でも北杜市議会は、総務常任委員会で委員会発議として今回の安保法制に対しまして慎重審議を行うよう、意見書を本定例会の最終日に提出することとなりました。県内を見ましても昨日、韮崎市が意見書を可決し、また甲府市なども検討、各地方議会はこれらのことを見過ごさず、きちっとした審議を求めているところでございます。

昨日、国会は会期を９月２７日までとし十分な審議で理解を深めるため、９５日間の延長を行うことといたしました。恒久平和を願う者として日本の専守防衛をいかなるものとするか。また国際社会での日本はどのように生きていくべきか。そういったことが今後議論になっていくことであり、国会での審議を十分注視しながらその判断を見極めていくべきというふうに考えるところでございます。

今、北杜市は合併して１１年を迎えます。今回の質問では３項目の質問をさせていただきます。

１項目めが総合計画等、過疎計画、合併特例債、過疎債について。２項目めが地上設置型太陽光発電について。３項目めが防災無線難聴地域の解消についてでございます。

それでは１項目めから質問に移らせていただきます。

第１次総合計画は平成１８年に策定され、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し８つの杜づくりを施策の大綱に掲げ、今日まで北杜市の発展の礎としてまいりました。時代の大きな変革に第１次総合計画はその力を発揮いたしました。

今思いますと私どもが合併したときに新市総合計画というのがありまして、そのときには１千億円を超える借金もございました。また預金という基金も少なく、非常に財政上のことについては、財政健全計画やまた振り返りますと職員の皆さまにも５８歳定年という定年制を引きまして人員の削減をまいりました。議会も定数を２６から２２に減らしました。多くの痛みを伴いながら議論を重ねながら今日までまいりました。

指定管理者制度のときにつきましては、市直営から指定管理に移るわけですが北杜市は多くの施設にチャレンジをし、そしてその経費を削減。またそれ以上に指定管理をしたところで、その施設の全容がわれわれ議会にも明らかになり、それらについて公共マネジメント白書などを作成いたしまして財政の健全化、また効率化、そして市民の皆さまへのサービスの低下がなるべく低くならないように、また重点的にサービスを厚くするところは厚くするようというふうに考えまして今日までまいってきたわけでございます。

そして今、総合計画を策定してから１０年が過ぎようとしております。この総合計画は先も申したとおり今もって風化しておらず、そのときの総合計画の、たしかに目新しさや斬新さ、そして厳しさもあったわけですが、今の北杜市の現状を考えますとまさに今でも通用する総合計画というふうに私は考えているところでございます。

それらにつきまして多くの大綱、要綱、そしていろいろな計画をつくってまいりました。各制度に対応するよう、国からの推奨する制度について北杜市はすべて対応もしてきたところでございます。それゆえ職員の皆さまには非常に事務作業が煩雑、また難しくなりまして多くの時間を費やしてきたことと思います。

本年、来年度になりますますがまた過疎計画につきましても来年度見直しとなります。新たに計画の策定が必要となってくるわけでございます。過疎地域はここ須玉町、そして武川町、そして白州町が過疎地域でございます。地方分権が叫ばれる中、過疎計画につきましては、これか

らもおそらく継続がされていくことというふうに思っているところでございます。過疎計画にさまざまなものを盛り込みますと、過疎債については事業費100%充当の起債バック70%という有利な過疎債があるわけでございます。そして合併特例債に至りましては期限が迫っているところでございます。特例債、過疎債、これらにつきましてもやはり総合計画、過疎計画をしっかりと位置づけながら今後北杜市の発展に寄与していくものというふうに信じているところでございます。

一例を申しますと子育て支援住宅につきましては、須玉支所等解体もあったわけでございますが、これらは合併特例債を適用いたしまして本来普通財産を解体処分するときには起債、また補助等は当たらないわけでございますが、合併特例債をそれに当てたと。それは子育て支援住宅を建設するというで合併特例債が当てはまったわけでございます。なおかつ、合併特例債充当でございますから、単独住宅ということで北杜市の実情に合った子育て支援、また定住人口の増加のために寄与できる要綱等を備えた、またその住宅法では多くの縛りがございしますが、そのデザインやその設計について縛られず独自のものがつくれたと。それゆえ須玉町の子育て支援住宅は18戸に49件の申し込みがあり、また県外、簡単に言うと市外から半分以上の方がお越しいただけるという状況になったわけでございます。

北杜市の将来にとって今、何が必要であるか。地域のニーズは何か。多くの各種計画の見直しと同時に北杜市のグラウンドデザインを示す時期と鑑みるところでございます。

そこで8点、質問をさせていただきます。

総合計画の策定についての考え方について、お伺いをするところでございます。

そして、この総合計画策定にあたりましてタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

そしてここは大きな課題となると思いますが、総合計画と過疎計画の関連性についてお伺いをいたします。

総合計画はおそらく10年の総合計画となり、5年くらいの1つの規模、5年くらいを1つの区切りとして実施計画等がおそらくつくられていくと思います。過疎計画に盛られ、簡単に言うと過疎債が適用するものであれば、それは総合計画にそれらも反映すべきであると思えますし、過疎計画はもし今後必要になるというふうに判断した場合は、たしかにやる、やらないの判断は時のこととなるといたしましても、その過疎計画に入れておかないと過疎債等の適用にならないということでございますから、それらについては非常に関連性が出てくるというように思いますので、お伺いをするところでございます。

次に合併特例債および過疎債の起債についてでございます。

これは特例債も過疎債もおそらく期限が切れるのは同じ時期ごろになると思います。そういたしますと合併特例債をどのように使ってまちづくりをしていくかという観点と、過疎債をどのように使ってまちづくりをするという観点をしっかりと位置づけなければならないわけでございます。それらについては実施事業の具体性が出ませんと、なかなか答えづらいと思いますが、今のところのお考えを伺うところでございます。

5点目といたしまして基金の積み立て、取り崩しについてでございます。

北杜市は経済対策等の関連事業に多く手を挙げ、それらとそもそも最初、当初年度に当たる事業等がかぶる場合も多々ございました。そういった場合には当然、それらを使ったおかげでお金が当然剰余、余ってくるわけでございます。年度末になりますとそれらの剰余によって昨年度はお金を返した現実もございますし、また次のお金を返すための基金へつぎ込んだ場合も

ございます。

いずれ決算剰余金におきましては、基金に積み立てや翌年度に繰り越すよりも基金に積み立てや、またそれらについてその年度内の処理をすることが賢明だというふうに私は考えているところでございますので質問をいたします。

6番目でございますが須玉町、武川町、白州町は過疎地域でございます。これらの地域につきましての地域振興策について、お伺いをするところでございます。

7番目、各種計画との整合性についてお伺いをするところでございます。各種計画とは制度に基づく計画もございますし、また北杜市独自の計画もございますのでそれらについてお伺いをするところでございます。

地方創生が叫ばれております。公明党は人が生きる地方創生と銘打ちまして地方創生に力を入れているところでございます。この総合戦略をつくって、簡単に言うとそれを提出していかないと地方創生の交付金なるものが受けられない現実もありまして、ここは急務とされているところでございます。総合戦略との関連性について、お伺いをするところでございます。

次に2項目めに移らせていただきます。

地上設置型太陽光発電について、何点かお伺いをするところでございます。

すでに北杜市においては、県の指導があったわけですが設置要綱を策定いたしまして法律の適用し得る指導を行っているところであります。市内の太陽光パネルは多く見受けられるようになりました。多くの皆さまが景観について論じるようになってまいりました。たしかに国が政策として太陽光パネルを設置することにより多くの緩和条件があります。それらによりまして北杜市は国の規制のとおり指導をし、また国の規制、また県の指導によりまして設置を許可しているところでございます。しかしどうしてもこれらには限界があり、多くの市民の皆さまが声高らかにこの問題について論じているところでございます。

でありますから、今後どうするかということが問題になります。要綱の見直し等により、なんらかの対策が必要な時期でもあると考えるところでございます。住宅等を建てるときにでも緑地帯などを設けるなどして、多くの住民は景観に自主的に配慮しているところでもあります。そこで4点、質問をさせていただきます。

山林を仮に太陽光パネルを設置するということになりますと伐採許可等がございます。当然、市の要綱によりまして届け出が必要になってまいります。森林伐採の場合について、簡単に言うと道路に面するような場所は、ある程度残すというようなことを指導できないかということでございます。そのようなことによりまして景観を損なわず、また雨天時などは土砂の流れ込み等も少なくなるというふうに思いますので質問をいたします。

2番目でございます。そうはいってもそれは事業主の考えでございますから、なかなかその効率的な面も考えながら、それらについて法律上の規制はなかなか難しいのかもしれませんが。そういった場合につきましてはある意味、道路に面する場所等については低木等の植栽を行うようなことを要綱等に謳えないかということでございます。

3番目です。また、そのほかいろんな工法についてはあまり規制がございませんので、その工法について、景観にやさしい工法の選定をしていただけないかということを質問いたします。

そしてこれが最後になりますが、それらも総合的に考える中でこれは面積、広さ等も鑑みないとそれらについてどこまで要綱等を見直すのか、非常に難しいことというふうに考えると思います。やはり大規模であれば大規模なり、小規模であれば小規模なりということも必要かと

いうふうに思っております。

次に３項目めの質問に移らせていただきます。

防災無線難聴地域の解消について、お伺いをいたします。

北杜市は住民の安心・安全な生活のため、防災計画の策定や防災無線の設置により緊急時の情報を提供しているところでございます。防災無線については難聴地域の解消のため、新たなスピーカー等の設置や方向を変えるなど現在、努力をしているところであります。しかし現実にはどうしても聞こえない地域がございます。これらの地域におきましては緊急時に今後、混乱を招く予想がされるわけでございます。それで３点、ご質問をさせていただきます。

まずこれらの解消のために、FM電波になると思いますけれども防災ラジオの活用についていかがお考えか伺うところでございます。

そして仮に防災ラジオを導入した場合について、これはある程度の補助等を考えなければならぬのかもしれませんが、それはその世帯の状況であったり、その地域であったり、いろいろな面でこの補助率については一律というわけではなく考えていかなければならないのではないかとというふうに考えているところでございます。

３番目、難聴地域でCATVが普及していない地域の配慮についてでございます。防災無線が難聴で、なおかつCATV、そもそもケーブルテレビにつきましては、北杜市は民間のケーブルテレビを利用して、その北杜市の情報を配信するという決定をしたわけでございます。それはどうしても北杜市がそれらのケーブルを維持、また設置するにあたっての、簡単に言うと経済性の面だったというように思っております。またそれらを今後、維持管理していく維持費の問題ということも非常に問題になりまして、残念ながら全市へのケーブルテレビということは断念したわけでございます。

そういった意味でいいますとどうしても、CATVの線がきていない地域についてはどうしてもお金を払ってもCATVに入れないわけございまして、それらの方たちに仮に防災無線がまた聞こえないとなるとこれは非常に情報の共有、また情報格差というもの生まれてくるというふうに考えているところでございます。この地域で考えれば増富、江草地域はCATVが入っております。また高齢者世帯でもございます。やはりそういった地域におきましては、この防災ラジオ導入のときにおきましては、なんらか手厚い配慮をしていくべきというふうにも考えるところでございまして、質問をさせていただきます。

以上３項目について質問をさせていただきました。答弁のほどをよろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

戦後７０年、私もいわゆる戦争を知らない子として育ってきました。しかし平和国家、安定したふるさと、力みなぎる北杜市を職員と一緒にしっかりと築いてまいりたいと思っております。

総合計画等、過疎計画、合併特例債、過疎債についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合計画策定の考え方についてであります。

少子化による人口減少や高齢化社会を迎え、自治体はあらゆる分野での見直しや改革を迫ら

れており、今後、本格的な地方の自立が求められる中で自らの責任と判断で進むべき方向を決め、実行する力が必要となります。

併せて、これからのまちづくりは市民参加と協働が必要不可欠と考えております。総合計画は本市の魅力を十分に生かしたまちづくりを行う上で非常に重要な役割を担っており、地域の特性等を踏まえ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるよう北杜市総合戦略、北杜市定住促進計画との整合性を図る中で、本市独自の施策を総合的かつ計画的に実施するため、第1次北杜市総合計画の検証を踏まえ、第2次北杜市総合計画を策定したいと考えております。

次に、基金についてであります。

本市では平成27年度から平成32年度までの普通交付税が段階的に縮減され、有利な起債である合併特例債についても平成33年度以降は活用できない状況になります。

こうした状況を踏まえ、これまで市債の繰上償還の財源となる減債基金、将来の公共施設の整備に活用できる公共施設整備基金、合併特例債を財源として地域振興などに活用できるまちづくり振興基金など財政の健全化や将来の財源確保に資する基金への積立に努め、本市の平成27年度末の財産区を除く全会計の基金残高は合併時から110億円程度増加した約160億円となる見込みとなっております。

今後とも決算における余剰金や当該年度の不用額などを勘案し、可能な基金積立を行うとともに将来に向けた基金の有効な活用方法についても検討してまいります。

次に、各種計画との整合性についてであります。

総合計画は、各種計画の最上位計画と考えております。総合計画の策定に当たっては現在、策定作業を進めております北杜市総合戦略、過疎計画や公共施設等総合管理計画、ならびに各部署で管轄する法定計画や個別計画などと整合性を図りながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合戦略との関連性についてであります。

総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的とし、数値目標や重要業績評価指標を設定することとなっているため、総合計画とは違いはありますが、計画的に位置づける政策は共通する部分が多いと考えております。

少子化による生産年齢人口の減少や高齢化は急速に進み、極めて危機的状況を迎えることが予測されており、人口減少を抑制し地域活力を維持することは重要な課題でありますので、策定に当たっては、両計画とも市民と一体となって全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災無線難聴地域の解消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災ラジオの活用についてであります。

防災ラジオはFM放送からの信号を受信することによって起動して、特別な操作や設定なしに自動的に避難勧告等の緊急情報を受信するラジオであります。

あらかじめ市と放送事業者との間で取り扱いに関する協定を結ぶ必要はありますが、市役所

からの放送を直接送信することもできるという利点があります。

現在、北杜市では緊急情報の提供手段として防災行政無線のほかに防災行政無線電話応答システム、ほくとほっとメール、緊急放送エリアメール、ツイッター、CATVなどを活用し、情報提供手段の複数化に取り組んでいるところでありますが、FM放送による緊急放送は天候に左右されない安定した情報提供手段の1つであると考えております。

次に、防災ラジオの購入補助についてであります。

FM放送による緊急放送は一般のラジオでも受信できますが、電源が入っていない場合や他の局を聞いている場合にも緊急放送を自動的に受信できるようにするためには、防災ラジオが必要となります。

価格に関しては1台1万数千円とのことですが、防災専用ではなく通常時には一般放送も受信可能であり、野外や停電時でも持ち運びが可能などのメリットがありますので現在、消防団への配備、購入補助制度等について北杜市消防団活性化検討委員会のご意見もいただきながら検討しているところであります。

次に、難聴およびCATVエリア外地域への対応についてであります。

防災ラジオは、FM放送の電波を利用することからCATVエリア外地域への緊急時の情報提供として有効手段であると考えております。

今後、難聴地域や高齢者などには北杜市消防団活性化検討委員会でのご意見を伺いながら補助制度についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

総合計画等、過疎計画、合併特例債、過疎債についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合計画策定についてであります。

計画策定は、本年度と来年度の2カ年で平成29年度から10年間の計画を策定することとしております。策定においては、北杜市地域委員会設置条例の規定に基づき地域委員会の意見を聞くとともに学識経験者、各種団体の代表および市民の代表等で組織する北杜市総合計画審議会で審議することとしております。

本年度は第1次総合計画の検証、住民アンケート、地域委員会からの意見聴取などを行い基本構想の骨子案をまとめたと考えております。

基本構想については10年の長期的視野に立って、市の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱であるため議会の議決案件としており、来年度に提案させていただきたいと考えております。併せて来年度中に基本構想に基づいた基本計画、実施計画を策定する予定となっております。

また市民等から広く意見を聞くためのパブリックコメントを経て、来年度末には第2次北杜市総合計画を策定し、市民に広く周知していきたいと考えております。

次に、総合計画と過疎計画の関連性についてであります。

総合計画は、市の総合的な振興・発展などを目的としたものであります。一方、過疎計画は過疎地域である須玉町、白州町、武川町の自立促進、地域格差の是正などを目的としており、

平成24年の過疎地域自立促進特別措置法改正により、本年までとされていた期限が5年間延長されたことにより、新たに来年度から平成32年度までの計画を策定し事業に取り組むものであります。

過疎計画の記載事項については過疎法に規定されており、総合計画などの各種計画との関連について留意することが示されております。

また先月、国土政策局長より人口減少の克服が大きな課題となっていることから、将来にわたって安全・安心な生活が確保されるよう配意されたい旨の通知がありました。

本年8月ごろに示される県の過疎地域自立促進方針に基づき、本年度中に過疎計画を策定することとしており、その内容については同時に進めている北杜市総合計画、北杜市総合戦略などと整合性を図る必要があると考えております。

次に、合併特例債および過疎債の起債についてであります。

合併特例債と過疎対策事業債はいずれも普通交付税の算定において、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される有利な起債であります。この両者を比較すると過疎対策事業債については、活用できる地域が限定されるものの事業費に対して充当できる率が高いこと、維持補修などのソフト事業に対しても充当できること、起債が可能となる市の総枠が限定されていないことなど有利な点があります。

そこで過疎対策事業債の対象となる事業には過疎対策事業債を有効活用することとし、それ以外の事業に対しては、今後とも積極的に合併特例債を活用したいと考えております。

次に須玉町、白州町、武川町、過疎地域の地域振興策についてであります。

本地域は県を代表する農業地域であります。農業者の高齢化や後継者不足などにより農業を取り巻く状況は厳しくなっております。

近年、食の安全が求められている中で農業後継者の育成、地産地消の推進および農業生産基盤の整備による企業型農業生産法人やベンチャー企業の誘致などを図ってまいりました。

また人口減少を抑制するため、子育て支援住宅の整備や南アルプスユネスコエコパークなど多くの観光資源を生かした広域的な観光振興に取り組んでまいりました。

引き続き、農業を中心としたバランスの取れた商工業や観光の振興と子育て世代などの定住環境の整備による持続可能で活力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電について、いくつかご質問をいただいております。

要綱の見直しにより、何らかの対策が必要な時期ではないかについてであります。

本市では、他市にない貴重な地域特性を生かした市独自の新エネルギー事業を推進してまいりました。一方で美しい山岳景観、恵まれた自然環境の保全は両立させなければならない課題であると考えております。そこで、昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行したところであります。

この要綱では法的制限のない行為についても事業者等の責務として、地区住民等に対して事業内容の周知、土砂災害等の未然防止、優れた自然環境、美しい風景や個性ある風土との共生

など配慮を求めてきたところであり、これまでに届け出件数は348件となっております。

なお、市内パトロール等により市において把握している件数は538件となっていることから、要綱に基づく届け出を行うよう通知するとともに事業者等に対し法令による規制がない場合であっても要綱に沿った円滑な設置が図られるよう、土砂災害等の防止対策や景観に配慮した取り組みを行うなど指導しているところであります。

はじめに森林伐採の場合、道路に面する場所はある程度残す、また低木等植栽を行うについてであります。

森林を伐採して太陽光発電設備を設置する場合、道路に面する場所は低木等を残す、または周辺の植生を勘案し植栽を施すよう指導してまいります。

次に、景観にやさしい工法の選定についてであります。

太陽光発電設備において、景観にやさしい工法として検討すべきことは太陽光パネルおよび架台と考えられます。

具体的には太陽光パネルのフレームの色を目立ちにくくすること、架台は地形や地質の状況によってさまざまであることから、周辺に馴染む色彩を施すことや太陽光発電設備の周囲に植栽を行うことなどが考えられますので、こうした取り組みも指導してまいります。

次に、面積等も鑑みた要綱の見直しについてであります。

要綱においては発電出力10キロワット以上が対象となっており、これまでの事業者等に対しての指導状況を踏まえ、より明確な指導が行えるよう必要最小限の樹木の伐採や法面等への植栽、また道路に面する箇所は通行等に支障を来さないよう、事業区域境界からある程度後退して設置するなど、要綱の早期改正に向けて北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会のご意見を伺い、見直しを検討しているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

各項目ずつ再質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず1項目でございます。総合計画等、過疎計画、合併特例債、過疎債について質問をさせていただきます。

先ほどの答弁でいきますと今多くが検討中と。当然、過去の例、また今後予想されること。そして交付金とか補助金等を獲得するために、市民のためにしっかりと基本構想を練りながら行っていくということでございます。

しかしそれらについて、やはりより具体的なことを見出していかなければやはり理解がしにくい部分もございます。しかし今の時点ではおそらくまだ検討中、もしくはこれから審議会を当然招集しますから、お答えができないというふうな状況であると思います。

しかしながら地域特性の中で須玉、白州、武川地域におきましては過疎債については例年5年ずつの経過を経ているわけでございますから、これらの地域についてはやはりそれなりの考えを持っているかなというふうに思っているところでございます。

1項目めでございますが、これらこの地域について先ほどの振興策の中では、これが定住人

口を増やすですとか、そこの産業をより興すですとかというお答えでございました。今、考えられる範囲で結構でございますが、具体的なものがあればお答えをいただきたいというふうに思っております。

1項目めの再質問とさせていただきます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

現在、進めております総合計画、これにつきましては議員おっしゃるとおり過疎計画を十分反映させるということは承知しております。またその地域特性も十分に生かすということでございまして、地域が限定されるもののそれぞれの地域からの地区の要望等も伺っております。そういうところも踏まえまして、当然、新たな計画に位置づけることは重要でございまして、今まさに県からの具体的な方針はまだ示されておられませんけれども、今後過疎計画を策定するにあたりまして、すでに各部署におきまして事前に各地区の要望、また今後必要とされる事業等の精査をするよう、すでに通知してありますので、そのへんはスピード感をもって今後積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

確認の意味で再々質問をさせていただきます。

つまりこれらの計画等につきましては各部署、地域特性、いろんなものも勘案しながら、また要望等もすでに受けていて、これらについて最大限の対応を現在、各部署、また担当がしているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおり私どもも当然、地域からの要望等も十分把握しておりますし、またそれらを過疎計画、また総合計画に位置づけるということも十分理解しておりますので、また今後ともそういったことで積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

2項目めにつきまして、再質問をさせていただきます。

地上設置型太陽光発電についてでございます。

先ほど答弁の中で、簡単に言うとこれらの要綱の改正をしていきたいと。見直しをするよう検討を早期にしていきたいということでございます。それは私も早期に検討をし、またこれらの指導ということになるかと思いますが、法律上なかなか指導以上のことができないという現実もありますが、それらについてはぜひ行うべきだというふうに考えておりますので、早期と言われますがその早期の段階。また、たしかにこの要綱だけの見直しを考えているのか。さらにまたその他、なんらかの対策を考えているのか。それらについても答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

まずは早期の段階ということで、要綱の見直しについては考えております。それでこれまで景観条例の改正については従来から答弁をさせていただいており、現在対象になっていない工作物も含め総合的に検討していく必要があります、太陽光発電設備のみを取り上げて景観条例に含めることは、現時点ではないものと考えております。先ほども申し上げましたが、まずは要綱の見直しを基本に進めてまいります。

しかしながら、太陽光発電設備を取り巻く状況も勘案しまして関係条例の整備等を視野に入れてまいりたいと考えているところであります。

また今日の山日の記事であります。県の6月定例議会において、太陽光発電施設の建設に関して県は市町村と協議してガイドラインをつくり、景観面などから地上型太陽光発電設備の建設が望ましくないエリアを設定して公表する方針だと、このように県のほうでは公表しております。

したがいまして、市においても今後のこの課題につきましては、県の動向も注視しまして今後対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問をさせていただきます。

早期の時期という時期がなかなか明確に答えられないという状況でございます。また今回は県が市町村との協議のもとガイドラインを策定すると。たしかにこれはやはり、上位団体の県がきちっとこれに対応するべきというふうに私も考えておりますので、それらについては県としっかりと協議してガイドラインをどのようにつくっていくかという過程においては、積極果敢にきちんと協議をすべきだというふうに考えております。

先ほど簡単に言うと景観条例の中ではこれはちょっと、太陽光発電のパネルについては外していくというお考えが示されて、まずそのほかについては視野に入れるということでございますから、そのほかの条例等に今後盛り込むというふうな意味合いにも可能性としてあるように思います。それらについて答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど再質問の中で関係条例の整備等を視野に入れてとお答えいたしました。先ほどの県のガイドラインの話もあります。条例等の中身についてもいろんな形態があるかと思います。それらの内容を答弁の中でも申し上げましたが、繰り返しになりますがまずは要綱の見直し、これがのちの要綱の見直しが基本となっていくと思います。これらを北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会の皆さま、関係方面のご意見をいただき、またこれから各方面からの意見もいただいて検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

3項目めについて再質問させていただきます。

防災ラジオの件でございますが、消防団の活性化委員会の中で今後検討がされていくということでございますが、この消防団の活性化委員会なるものはいつごろ開催され、またそれらの検討の回答がどのくらいになり、どのくらいの時期にこれらについての実際、具体性が出てくるのかお伺いをするところでございます。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田議員の再質問でございます。

消防団活性化検討委員会の開催時期と補助に關しての取り組みをいつごろ始めるのかということでございますけども、消防団活性化検討委員会につきましては来月早々でも開催し、また補助制度の内容等につきましても早期に予算化できるように、消防団の活性化検討委員会のご意見を伺うとともにまた有利な財源等も検討しながら研究していきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

いいですか。

（はい。の声）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

ありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

6月議会での代表質問を行わせていただきます。

最初に今定例会で市長所信において、来年1月より中学3年生まで子ども医療費の窓口無料化の拡大の表明は、地域の中でお母さん方と一緒に活動を進めてきた求める会の皆さんが約4年間活動し、通算で1万4千名に迫る署名を集め繰り返し市当局の皆さんに訴えてきたこと。病気が重症化しないためには早期の受診を控えない制度が必要。市内では子どもの貧困が進み、歯の治療も遅れ永久歯を抜かなければならない子どもがいるほど、口腔状態が悪化している事例がある。こうした事例をもとに早期の改善を求める声が届いたこと。この喜びの声として広がっております。私たちは今後も子育て支援の充実に果たす活動を続けていきたいと考えます。

まず質問の第1に、安全保障法制改定法案に対する市長の見解を伺います。

今回、国会に提出された戦争法案は憲法9条の中身を全面的に壊すものです。9条は1項で戦争を放棄したものに加え、2項で戦力不保持と交戦権の否認を定めています。世界でも稀な徹底した不戦の誓いを示したものです。そのため、自衛隊の保有と侵略への武力反撃を認めた歴代自民党政府も集団自衛権の行使は認めないなど海外での武力行使を禁止し、世界の軍隊にはない特別のルール（憲法解釈）を維持してきたのです。戦争法案は、憲法9条の条項はそのままにしてそのルールを全面的に破壊します。

安倍首相は明文改憲に対する国民の反対が大きいため、まず憲法解釈を変更して法律で憲法を破壊し、そのあとに明文改憲に踏み込む戦略に出ております。今国会で戦争法案を強行し来年の参議院選挙後に改憲発議に進むシナリオであります。戦争法案は9条改憲の突破口です。こんなやり方は、憲法改定の手続きと国民主権を無視するもので憲法と立憲主義を文字どおり踏みこむやり方です。

9条を破壊し自衛隊員を殺し、殺される戦争に巻き込む、この法律をどのように受け止めているか見解を伺います。

第2点目に国保の問題、資格証明書の発行をやめ保険証の発行を求めることを含め3点お伺いをいたします。

県内でも昨年1年間に保険証がなく医療機関への受診を控え、手遅れで亡くなる事例が発生しております。

1. 国保税が払えず保険証でなく資格証明書のため10割の全額の医療費が払えず痛みがあっても受診を控え手遅れになります。市では4月時点で資格証明書世帯は207世帯あります。もう手遅れの事例を出してはなりません。資格証明書の発行をやめ保険証の発行を求めます。

2. 国保税の滞納者に対して収納率を引き上げるため、県の滞納整理機構と連携し滞納金の回収を行っています。平成26年度の実績は給与の差し押さえ18件、預貯金の差し押さえ312件、生命保険の差し押さえ60件、差し押さえの件数は前年の314件から448件に増えております。滞納している世帯の最低生活が守られているのか、差し押さえの基準を明らかにすることを求めます。
3. 国保税の法定減免以外に市長が認める減免がありますが、市では条例化されていない事項があります。前年所得に国保税は課税されるため、前年会社員とし就労し所得があった人が翌年度、難病の病気で働くことができず収入もまったくなくなってしまった方も実際にはありましたが、減免対象にならず高い国保税の支払いを求められておりました。ひとたび滞納すれば解消することが難しい社会となっています。市長の認める減免規定を世帯主の病気や事故など収入がなくなったとき、前年所得が大幅に下がったときなど条例化を早期に実施すべきものと考えますが見解を伺います。

第3として市の公共交通の充実について、現状を改善していく市民アンケート実施・地区懇談会の開催を求めます。

これまでもっぱらマイカーを運転し、公共交通を利用してこなかった高齢者に大きな変化が起きています。一般的には75歳ころを境にして健康状態の低下、生活機能の衰え、交通事故の発生などにより、そしてさまざまな障害の発生によって自動車運転免許自主返還が行われております。これから高齢化人口も増大をいたします。しかし市内の公共交通体系では買い物や病院への受診など車がなければ移動できず、安心して生活することに不安を感じております。何回か車をぶつけても、まだ運転を続けられている方もおります。

市内において安心・安全に住み続けるためにさまざまな仕掛けが早急に必要であります。車に頼らずとも徒歩や安くて利用しやすい公共交通整備で生活が充足できる、まちづくり・地域づくりを進めるべきであります。

市では2年前にデマンドバスを廃止しています。車の運転ができなくなれば近所の方を頼むなどがありますが、こうした共助も徐々に壊れているのが実態です。こうした中で自治体が住民の足を保障するため知恵を出し合い、地元の公共交通事業者の協力を得て公共交通の整備や改善を積極的に推進した事例は長野県の本曾町、京丹後市、富山市、長野県の佐久穂町など多数あります。

質問をいたします。

1. デマンドバス廃止後、デマンドバス利用者の方の現状の実態把握を行っておりますか。
2. 病院バス等の利用者増の対策・運行の改善など医師会との協議を行っていますか。
3. 市内の実態は市民バスだけでなくデマンドバスも再度運行するなど、市として地域市民の声をつかむためのアンケート調査や区単位の懇談会など開催し、市民が参加しての公共交通政策づくり、安心して住み続けられるまちを目指していく考えがありますか。この点についての見解を求めます。

第4番目として、中部横断道自動車道（長坂から八千穂間）についてお伺いをいたします。

1. 2011年2月から3月、第1回アンケート、そして2012年1月から2月の第2回アンケートの結果では現有道路、国道141号線の改良、整備、走行性や安全性の向上を優先すること、環境・景観の保全等を望む意見が多数を占めていること。

2. 2013年1月と2月の地元説明会の意見等の結果。

八ヶ岳南麓には高速道路は不要である。あるいは反対の意見が多数を占めたこと。

3. 平成25年12月20日から26年1月31日、北杜市の中部横断自動車道活用検討委員会によるパブリックコメントの結果。

184件のうち当該高速道路は不要。新ルート建設反対。新ルート以外のルートを希望する等の意見が約80%を超えております。

市長はこれらの案件に対する民意をどのように認識していますか、お伺いをいたします。

2点目として、市長はこれまで中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会および大泉町下井出地区東組反対対策委員会との話し合いをしてこなかったと聞きますが、今回話し合いの場をもつと伺いました。どのような理由からか伺います。

そして3点目として、今後環境アセスメントが行われますが市として厳正中立な第三者審査を行う考えがあるか、お伺いをいたします。

環境アセスメントは事業者の責任と負担において実施するものであり、実際に調査・予測・評価を行い文章をまとめるのは専門の機関であり、コンサルタントが請け負うことになります。アセスメントを実施する専門家には、公害項目についての環境計量士などいろいろな指定認定があり、事業種別によってはアセス技術士の資格認定がある。しかし自然環境の調査については個人の技能を信用せざるを得ず、しかも植物や動物のそれぞれが細分されていて一人ですべてをカバーするのは不可能であると言われております。下請けに出される事例もあります。

アセスメントの命は学術性・中立性・透明性の3点であるといわれています。事業者がアセスをするものでもともと信用がない、こうした声も出されております。こうした状況の中で厳正中立な第三者機関で審査を行うことが求められるのではないか、見解を求めます。

以上、市の見解を求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

安全保障法制改定法案に対する見解についてであります。

政府が先月14日に閣議決定を行った平和安全法制整備法案については現在、国会において審議しているところであります。

今後のわが国の安全保障のあり方を左右する重要案件であると認識しており、法案成立に強い懸念を抱く国民もいることも承知しております。

したがって、国会の場において十分審議を尽くし、国民にも分かりやすいしっかりとした議論を深めてほしいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えをいたします。

国保税の滞納者への対応についてであります。

市では市税を納期限に納付しない納税者に対しては地方税法に基づき、その都度、督促状を送付しておりますが、それにも応じない納税者については催告書を年3回発送し早期納付を呼びかけております。また納期限までに納付できない方には納税相談の周知を図っており、その際に個々の実情を確認した上で対応しております。

一方、再三の催告にもまったく応じず、また市税の納付が可能な経済状況にもかかわらず納付に応じない滞納者に対しては預貯金、給与、不動産などの財産の差し押さえを執行しているところであります。

市税の確保は、税の負担の公平性を確保するためにも重要な課題であると認識しておりますので市税滞納者に対する適切な滞納処分を実施してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市の公共交通の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用者の実態把握についてであります。

デマンドバス廃止後の状況は、市民バスの利用実績からデマンドバス利用者の約4割はタクシーおよび家族や知人の送迎になったと推測しております。

また、デマンドバスを利用していた市民団体からの要望に応じ、意見交換の場を設けるなど必要に応じ対応に努めております。

次に、公共交通政策づくりについてであります。

公共交通施策を構築する上で市民、利用者の声を聞くことは重要であると考えております。このため市民バスを含めた公共交通のあり方については、市民の代表や公共交通に関わる有識者等で組織する北杜市地域公共交通会議で協議を重ねており、市民参加の公共交通政策づくりがされているものと考えているところであります。

また、アンケート調査や懇談会は北杜市地域公共交通会議でご検討いただきながら必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国保問題、資格証明書の発行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、資格証明書についてであります。

資格証明書は、国民健康保険税の納付期限から1年間が経過するまでの間、滞納が継続しており、また弁明の機会の付与通知等にも応じていただけない世帯に交付しております。資格証明書は、国民健康保険の被保険者である有効期限1年の証明書です。医療機関に提示することにより受診することができます。また納税相談を行い、納付計画書を提出することにより保険証の交付を受けることができます。

資格証明書の交付は、滞納世帯との折衝の機会の1つであると認識しております。できる限

り資格証明書の交付を行わないで済むよう、滞納世帯に対し納税相談を行うよう促していきたいと考えております。

次に、市長の認める減免規定の条例化についてであります。

世帯主が病気や事故などで収入がなくなってしまった世帯の保険税の納付につきましては、国保担当、収納担当が連携し納付相談に応じ収入状況等を考慮した中で対応をしているところであります。

また、会社員が病気や事故等を理由に失業した場合は、非自発的失業者に該当し軽減の対象となりますので、保険税減免の条例化については考えておりません。

次に、病院バスの運行等に対する医師会との協議についてであります。

市立2病院においては、運賃無料で市立病院の患者を送迎する目的で病院バスを運行しております。現行、塩川病院については月曜日、水曜日、金曜日を江草・明野線、火曜日、木曜日を津金線、火曜日を清里線で運行しております。甲陽病院においては月曜日から土曜日まで大泉線、小淵沢線、高根線を運行しております。しかしながら、近年は自家用車で来院する患者が多くなり、病院バス利用者は年々減少している状況にあります。そのため、今後の診療圏域の人口減少を想定すると、病院バスの運行路線変更・拡大は地元開業医の収益状況に大きな影響を与えることが懸念されることから、地元開業医との協議にも至らない状況であります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道長坂・八千穂間について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民意への認識についてであります。

国土交通省が実施した2回のアンケートおよび地元説明会に寄せられた意見等については、計画に賛成・反対という数を集計するものではなく、地域の関心ごとや懸念がどのようなところにあるのかを把握し、国の第三者機関である社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会の議論に反映させることを目的に集計・整理し取りまとめたものと聞いております。市いたしても同様の認識であります。

また、北杜市中部横断自動車道活用検討委員会が行ったまちづくりビジョン素案に対するパブリックコメントには個人と団体、合わせて104件のご意見をいただいております。

このパブリックコメントは、まちづくりビジョン素案に対し広く市民の皆さまのご意見を聞くことを目的に行ったものであり、中部横断自動車道に対しての賛成・反対の意見を伺うものではありませんでした。いただいたご意見は、まちづくりビジョンの策定に当たって参考にさせていただきます。

また、パブリックコメントの趣旨と異なる意見につきましては、昨年7月11日付けで事業予定者である国土交通省甲府河川国道事務所に報告しております。

次に、面談の予定についてであります。

これまでも議会をはじめさまざまな場面で、中部横断自動車道に対する市の考えを述べてきたところであります。今般、国土交通省において対応方針が決定し、環境影響評価に向けての準備が始まったところであり、当該団体の皆さまからの申し出がありましたので日程調整等を

行っているところであります。

次に、環境アセスメントに対する第三者審査についてであります。

中部横断自動車道長坂・八千穂間の環境アセスメントは、環境影響評価法等関係法令に基づき事業者が行うこととなっていることから、今後の手続きについては事業予定者である国土交通省において、検討が進められているものと認識しております。

市としましては、関係する沿線自治体の立場として事業予定者の示した手続きに沿った対応をしていくことが重要であると考えており、市としましての第三者機関での審査を行う予定はありません。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

では最初に交通問題について、再度お伺いをいたします。

昨年2回、地域公共交通会議では出席されている方から次のような発言がされています。高齢者に関する事故が非常に増えている。10年ぐらい前は高齢者の方が被害者になっているが昨年3件、死亡事故のうち2件は65歳以上の方が車を運転し単独事故を起こして亡くなっている。認知症の方でもどちらに向かって自分が運転しているのか説明できない方もいる。こうした中で運転免許証の自主返還する方が年々10件、20件と増えている。財政問題もあるが実際に手をこまねていれば交通事故は間違いなく増えるだろうと発言をしています。また別の方も運転免許証の自主返還の方に1万円のバスの乗車券を贈呈するが1回きりでいいのか。安心して過ごすことができる市になるのかなどの意見が出されています。先ほど説明がありましたけれども、地域の中ではアンケートを集め高齢者、交通弱者の問題を自分の問題として捉え、行政と一体となり解決を望む声が出てきています。アンケートなど市として実際に取り組む必要があるのではないか、高齢者が増加し車を運転できない方の増加が見込まれますので再度対策を求めますが、その点を明らかにしていただきたい。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

この前の答弁でも前回の議会の答弁でも答えさせていただきましたけれども、地域公共交通会議というものがございまして、それによりまして運転免許証の自主返納に対する対応等を協議してまいりました。また市民の方からのいろんな声が出ていることも十分承知しております。ただ、それにつきましては市民の代表者の方、また障害者の代表者の方、老人の代表者の方等で構成されております地域公共交通会議、これで今後の北杜市の公共交通のあり方等を検討してまいりますので今後も同様な考えで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

私はこの点で全市民を対象にしてぜひ取り組んでいただきたいことを申し添えておきます。

次に国保税の滞納について、お伺いをいたします。

山梨県では滞納整理機構を2008年に設置しています。それで先ほど言ったみたいに払いたくても払えない納税者であるにもかかわらず他の人との公平を保つ、納税は国民の義務、苦しくてもみんな納めている、そうした状況の中でまず差し押さえが進んでいます。先ほど件数を述べましたけれど平成24年度は293件、去年が448件と急増しています。今、地域の中で、民間の病院の中ではこうした保険税が払えなくて、保険証がない方に低額無料の医療を実施しています。これは民間のその病院の負担で行っております。ですからお金がないけども先生に診てほしい、こうした問い合わせがあります。やはり今、命がなくなる、そうした事例が最初にお話したようにあります。しっかりとした納税者、滞納者、個々の実際に面談を行って実情を把握しているのか、併せてもう一度その点をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

滞納、払いたくても払えないという方につきましてもそれぞれの、どういう事情なり面談した中で分納誓約なり払う意思ですね、ある方につきましては資格証明書ではなくて短期保険証を発行しているところでございます。資格証明書は滞納して、なおかつ全然接触のない方ですね、払えないから困るといって窓口で相談されている方には収納担当と連携した中でそれなりの対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

その点で私たちは医療機関で相談を受けますけども、やはりお金のないことを市役所に行って相談するという状況にはもうないというか、本当にない中でぎりぎりの生活をしている。ですから全員の実態をつかんでほしいと思います。

それでもう1点、環境アセスメントについて道路問題についてお伺いをいたします。

厚生省のパンフレットでは事業者が今言うように作成して、環境アセスが出た段階では県知事や市長にもその結果を送付する。1カ月間、誰でも市民の皆さんは意見が言えるし、また事業者、その説明会を開催することなどが決められております。こうした大切なアセスメントですから、一方的な判断によってそれで決定をするということではなくて、やはり先ほど言ったみたいに3点、公平性が貫かれるよう第三者機関を設置すべきだと思います。

こうした誰でもが環境アセスメントに対して意見が言えるんだということを市でももっとPRしていただいて多くの皆さんの意見を寄せていただく、そうしたことも考えられないか、併せてその点をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけども、環境影響評価法という法律がありまして、それによって事業者が環境影響評価は行うものだというふうに定められております。また高速道路、あるいは一般国道につきましても第1種事業ということでその中に入っているということでもあります。環境影響評価につきましては配慮書等の作成をして、事業者が行うというふうに法律で定められておりますので、果たして北杜市で第三者委員会をつくってそれが認められるのかということだと思います。それで先ほども申し上げましたけども直轄であれば国土交通省、営業線であればネクスコ中日本が環境影響評価法によりアセスメントを行うんだということだと思います。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

アセスメントの中で事業の安全性ですね、事業の必然性、そして事業の経済性、こういった点がまだまだ論議されていないので、やはり市民参加でそうしたことが必要だと思います。

最後に、市長に安全保障関連法制についてお伺いをいたします。

昨日の赤旗に、日本赤十字看護大学名誉教授の川嶋みどりさんのインタビューが掲載されました。戦争はすべての人から希望や夢を捨てさせ、生きていく権利を強制的に奪い殺人を合法化します。看護と戦争は相容れません。私は戦争反対を信念とし、教え子に教えてきました。政府が再び同じ道に国民を引きずり込もうとしています。戦争は絶対に駄目と訴え続けたいと訴えています。市長に最後にこの安全保障法制について成立させていいのか、市長の言葉としてお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

外交・防衛・治安等々は国政の大きな柱であります。その国政の場でしっかり議論してほしいと思います。われわれ地方議会は地方議会としての役割をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

いいですか。

（はい。の声）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

ありませんね。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表しまして質問をさせていただきます。

今回、4項目の質問をさせていただきます。

最初に中学校統合計画についてお伺いいたします。

今般、今定例会の初日に市長の所信の中で報告がありましたが、小中学校の統合については特に残ってありました高根地区の小学校の統合につきまして報告がありました。それによると高根東小学校、北小学校、清里小学校を平成31年の4月を目途に統合をするということでありました。当初の教育委員会の案とすれば30年度を目途に統合という案でございましたけども、昨年設置されました高根地区の新しい学校づくり会議において意見集約する中で、種々のご意見を尊重して31年度にしますということの中で、教育委員会のほうで決定なされたということでお聞きしております。

今回、質問をするのはこの26年、27年で基本的に統合計画を進めたいという中学校の計画についてお伺いいたします。

中学においては、生徒数の急激な減少による生徒の学習環境の課題解決を目的に今般、中学校統合計画案、8地区の中学校を4校に統合をしたいと。基本的には適正規模を第一の条件、目的として須玉・明野地区に1校、高根・大泉地区に1校、長坂と武川地区に統合の1校と。小淵沢・白州に1校という4校案を示されているわけですが、昨年度を通して各地域においてこの計画案の説明がなされたとお聞きしております。そこで今後の取り組みについて、以下伺います。

まず1番目にこの説明会における地域の意見や、この意見の集約の方法についてお伺いいたします。

また2番目としまして、今後設置を予定しているとお伺いしていますけども、新しい学校づくり会議ですね、この設置と時期、また協議の内容についてお伺いいたします。

3番目としまして今後、中学校の統合については2つの地域の中学校を統合すると。2地域にわたるわけでございます。この2地域のそれぞれの今、意見の集約をしている段階ですが、今後統合案に基づく2地域の協議や調整方法については、どのようにしていくのかお伺いいたします。

続きまして2項目めですけども、市の総合戦略についてお伺いいたします。

やはり全国的にこれは国の課題でもあります少子高齢化、また人口減少対策でありますけども、これも北杜市においても喫緊かつ重要な課題であります。定住人口の増加に向けて北杜市においても各種の政策に取り組んでおりますが、やはり今般、策定されます総合戦略策定にあたり以下の点についてお伺いいたします。

まず1項目めとしまして、設置されておりますふるさと創生会議の内容についてお伺いいたします。

2番目としまして今、田舎暮らし希望の地域ランキングによりますと山梨県が2014年度において1位と。都会の近郊に位置するということもあろうかと思っておりますけども、そういった地域のランキングで1位になっております。そういった中で2番目として移住定住相談の窓口を今年度、設置をしたと。この問い合わせの状況について伺います。

また3番目としまして、非常に移住に向けて田舎の暮らしを希望する方が多いとお聞きしています。こういった移住定住希望者の空き家への要望についてお伺いいたします。

4項目めとして現在、北杜市で設置しています空き家バンクの登録の件数と希望に対する登録の件数が十分でないというか、非常に少ないとお聞きしています。今後、この登録件数を推進、増やしていく方法について4番目としてお伺いします。

各新聞報道でも各自治体、それぞれ努力をしているようです。特に首都圏に移住を促進する、独自の活動の拠点を設置している自治体もあるとお聞きしています。こういった点でもやはり北杜市は景観、また自然に恵まれ、特に山梨県の中でも田舎暮らしの希望する地域でも人気があるようです。そういった点で首都圏に移住促進を図るための活動拠点の設置の考えはあるかお伺いいたします。

続きまして3項目めですけども、観光振興についてお伺いいたします。

本市の観光については農業と並んで非常に重要な産業でございます。特に今まで活動、また政策として進めています八ヶ岳観光圏、また今般、ユネスコエコパークに認定されました南アルプスのユネスコエコパークの認定、そういったものを世界に発信して、さらなる地域の産業の振興と、それに伴う地域の活性化につなげていくことが期待されているところであります。

そこで今後の観光振興策について、以下伺います。

1項目めとしまして、先ほど申し上げました八ヶ岳観光圏、南アルプスユネスコエコパークはやはり世界に開かれた観光地として今後、成長していくための戦略について伺います。

2項目めとしまして、何年か実施しております八ヶ岳観光圏事業、この取り組みと具体的な成果についてお伺いいたします。

3項目めとしまして、北杜市になってリトリートの杜、長期滞在型の観光を進めるということでリトリートの杜宣言を北杜市でなされて推進してきたわけですけども、今般この事業については観光協会の一部分に統合されていると聞きますが、こういったリトリートの杜による長期滞在観光の振興策、現在の状況をお伺いいたします。

4項目めですけども特に南アルプスユネスコエコパーク、今回、水の山宣言ということで市でも推進を図るということですけども、このブランド化による推進策について具体的にお伺いします。

また5項目めとしまして、過去、私も聞いている中で来訪者が観光案内を祝日、休みの日に直接、聞きたくても観光協会の窓口のほうには一部、休日には閉まっていて聞けない。また市のほうに問い合わせして、市のほうでも宿直、休みの日の職員の対応が非常に大変だということを聞いております。こういった休日の観光案内の今の現在の形態についてお伺いいたします。

最後ですけども4項目め、特定空き家対策についてお伺いいたします。

本年5月に施行されました空き家対策特別措置法により特に安全面等々の問題、課題のある特定空き家の対策が求められております。それについて、今後の取り組みについて伺います。

今般、空き家の情報を各行政区長さんをお願いして調査といいますか、その内容をお知らせしていただきたいということで今月中を目途にですか、調査を行っているとお聞きしていますけども、今後この特定空き家をどのように確定をして対策をするのか、その調査の方法について伺います。また所有者、財産に関わることで今後その所有者への対応についても具体的に伺います。

以上4項目です。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略における、ふるさと創生会議についてであります。

ふるさと創生にはスピード感をもって取り組むこととしており、現在、北杜市定住促進計画をもとに北杜市総合戦略の策定に取り組んでおります。その策定に当たり市民をはじめ産・官・学・金・労・言等の方々から広くご意見を伺うため、先月13日に21名を委嘱し第1回北杜市ふるさと創生会議を開催いたしました。

会議では、人口ビジョン・総合戦略に掲げる本市の将来人口の展望を子育て支援策等の継続実施などにより、当面は現状維持とし25年後の平成52年でも国の推計を7千人上回る4万人程度を確保していくことを柱としてご協議いただきました。そのほか空き家の利活用や取り組みの優先度など、活発なご意見をいただいております。

なお、創生会議には定住促進計画の推進や定住自立圏共生ビジョンの策定等に当たってもご意見を伺うこととしております。

次に、世界の観光地に成長するための戦略についてであります。

市ではグローバルな観光地として認知されるための施策として、平成22年度から国が進める観光圏事業に取り組み、日本の顔となるブランド観光地として全国13カ所のうちの1つに八ヶ岳観光圏が認定され「1000メートルの天空リゾート八ヶ岳」をキャッチフレーズに事業を展開しているところであります。

また、南アルプスのユネスコエコパークへの登録を契機に北杜市全域の優れた自然環境を世界に発信するため、本市の財産である水を切り口に世界に発信するための水の山プロジェクトを立ち上げ、この取り組みに協働していただけるパートナー企業とともに世界に誇る水の山宣言を行ったところであります。

今後はこれらの取り組みを進める中で、世界的な観光地となるために地域全体がグローバル化されることが重要となりますので、受け入れ事業者等のもとより市民の皆さまにもご協力をいただく中で、北杜市全体のグローバル化を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

中学校統合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、説明会における地域の意見等についてであります。

市立中学校の統合計画については昨年度、北杜市立中学校統合計画案に対する説明会を各地で開催し意見交換を行っております。

寄せられた主な意見としては「少子化により生徒数が減少する中で、学校統合はやむを得ない」「学校統合により遠距離通学となることから、スクールバスなど通学手段の確保と支援をお願いしたい」などが出ております。

また「統合により学校がなくなる地域は、人口減がさらに進み地域が衰退してしまうのではないか」「計画案は地域性や立地条件などが考慮されていない」などの意見も出ております。

本年度においては、北杜市立中学校統合計画案に対し上半期を目途に学校ごと、地区ごとで意見集約していただけるよう関係者をお願いをしているところであり、その後、PTA等学校関係者・区長・地域委員等の皆さまに集約された意見を報告していただく機会を教育委員会で設け、統合の意向や方向性について確認を行う予定となっております。

次に、新しい学校づくり協議会の設置と統合案の協議内容等についてであります。

本年度中に北杜市立中学校統合計画案に対する町ごとの意見を伺ったあと、定例教育委員会において8町から出された意見をもとに市全体の傾向や方向性等、さまざまな角度から検討を行った上で本計画案に合意が得られたと判断ができた場合、仮称、新しい学校づくり会議の設置を考えております。

また、設置する会議においては使用する学校、統合の時期や要望事項等、多くの課題について協議・調整してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住定住相談窓口についてであります。

移住希望先の第1位が山梨県で、その中でも約8割が北杜市であることからこれまでも移住先として希望される方々の問い合わせが数多くありました。このことから本年4月から地方創生先行型交付金を活用し、移住定住相談窓口を市役所地域課内に開設したところであります。これまでに70件ほどの相談があり、その多くが本市の気候・風土や保育園・学校施設の場所等に関する内容でありました。

今後も東京有楽町のやまなし暮らし支援センターや道の駅こぶちさわ観光案内所内のアンテナ窓口と連携を図る中で、本市を希望される方々に対し適切な助言やサポートを行い移住・定住を促進してまいります。

次に、移住定住希望者の空き家への要望についてであります。

空き家バンクの利用登録者は、今月中旬で110名を超える方々に登録をしていただいております。そのうち約7割の方は公共施設に近く家庭菜園ができる庭付き、古民家などの貸し物件を希望されている状況であります。

次に、空き家バンク登録の推進策についてであります。

現在、空き家バンクの物件登録件数は売り物件を中心に14件ほどであり、十分とは言えない状況にあります。このことから市広報紙等で制度の周知を図るとともに現在、行政区長を通じて、地区内の空き家に関する情報提供をお願いしているとともに貸しやすい制度についても検討してまいります。

今後も平成19年に市内不動産業者との間で締結した北杜市空き家バンク協力会にもご協力をいただき、登録物件の確保に努めるとともに貸しやすい制度等についても検討してまいります。

次に、首都圏の活動拠点についてであります。

移住定住相談については首都圏などで機会あるたびに開催しており、本年も先月２３日に東京有楽町にある県のやまなし暮らし支援センターにおいて、やまなし暮らしセミナーの北杜市版を開催し１００人を超える方々にご参加をいただきました。

来月にも東京八重洲にある国の移住・交流情報ガーデンにおいて、北杜市移住セミナーを開催する予定であります。

今後もこのような機会を活用しつつ、やまなし暮らし支援センターと密に連携を図りながら市役所内の相談窓口を中心に移住定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、八ヶ岳観光圏事業の取り組み等についてであります。

八ヶ岳観光圏事業は日本を代表する顔として、平成２５年度に全国６地域の１つとして国土交通大臣から認定され、現在では全国で１３地域が取り組みを行っております。

観光圏を推進するため国のブランド確立支援事業を活用し長野県富士見町、原村を含む民間事業者が中心となり、地域が一体となった観光ブランドの醸成に取り組んでおり、本年から新たに星をテーマにしたスターオーシャン事業やホースショー、八ヶ岳リゾートバスへの支援、清里地域の空間整備事業、教育旅行の受け入れ態勢整備等に取り組みを広めており、国からも高い評価をいただいているところであります。

この八ヶ岳ブランドの醸成は市全域を対象とし、観光や農業・商業等の個人事業者まで裾野を広げた取り組みを行っており、市民等の観光圏に対する関心も高いことから地域住民の意識啓発事業の中で地域づくりマネージャーを中心に、市民も巻き込んだ取り組みの展開を計画しております。

また、南アルプスユネスコエコパーク事業や世界に誇る水の山プロジェクトと連携し、国内はもとより日本の顔となる世界に通じる観光地としての取り組みに市としても支援を行い、北杜市の観光事業の推進を図ってまいります。

次に、長期滞在型観光の振興策についてであります。

リトリートの杜事業は平成１９年に長期滞在型リトリートの杜の宣言を行い、長期滞在型観光地の推進に取り組み、癒しの空間高原型リゾート地としてリトリートの杜は認知を広めたところであります。

昨年度から一般社団法人 北杜市観光協会が事業を継承しております。この長期滞在型リトリートをさらに面的に広めた取り組みが八ヶ岳観光圏で「１０００メートルの天空リゾート八ヶ岳」「澄み切った自分に還る場所」をキャッチフレーズに長期滞在型の観光振興にも取り組んでおりますので観光協会と連携し、さらなる長期滞在型観光の振興が図られることを期待するところであります。

次に、世界に誇る水の山のブランド化についてであります。

南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に世界に誇る名水の地を目指し、先月１９日に世界に誇る水の山宣言を行いました。このプロジェクトは、本市の美しい山々と

魅力ある自然環境によって育まれた名水をブランド化することにより、日本だけでなく世界へ発信し、世界に誇る名水の地を目指すことで地方創生と地域活性化を推進するものであります。

このプロジェクトに賛同いただいた企業とパートナーシップ協定を結び、地域の価値と魅力を互いに情報発信し、ブランド化を進めてまいります。

今後はパートナーシップ企業を増やし、市民等からなる水の山サポーター制度等も検討し、市全体で世界に発信してまいりたいと考えております。

次に、休日の観光案内についてであります。

本市の休日の観光案内は市営観光案内所として清里駅前、美し森駐車場、甲斐大泉駅前、小淵沢駅前、道の駅こぶちさわに設置して対応しております。

また、本年度からは北杜市観光協会が休日の案内業務も始めましたので毎日、北杜市全域にかかる案内が可能となりました。

今後は市観光協会や市営観光案内所と情報交換を密に行い、イベント情報や観光事業者等からの情報収集に力を入れ、来訪者への情報提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

特定空き家対策についてであります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が先月26日に施行され、市町村の責務として空き家等対策計画の作成およびこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが規定されました。

このことから、国では今月8日に県を対象に空き家等対策の推進に関する特別措置法のガイドラインの説明会を開催しました。それを踏まえ、県では空き家等対策市町村連絡協議会を開催する予定となっていますので、市では市内に存在する空き家等について地域の事情に応じた対応を行うに当たり諸課題の整理および対応方法について検討するため、北杜市特定空き家等対策庁内検討会を来月に設置する予定であります。

その中で今後設置予定の仮称、北杜市特定空き家等対策協議会での検討を行い仮称、北杜市特定空き家等対策計画を策定してまいります。

同計画には、空き家等の調査に関する事項や所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項を定めてまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

1つの項目ごとに質問、また再質問、再々質問ということでお願いしたいと思います。

まず最初に中学校の統合計画について再質問をいたします。

先ほどの答弁で基本的には分かりました。今年度上半期を目途にこれは各地区、PTA、学校、区長、地域委員会等の意見を聞いて、その内容について方向性を教育委員会のほうで検討していくといった答弁だと思います。やはり今までの意見、昨年度の説明会における意見の中にも、この計画案には地域性や立地条件などが考慮されていないというような意見も一部あったように今お聞きしました。たしかに地域性、場所は限定しませんが、武川と白州地域が両方に分かれるような形が今回の案でありますので、基本的には適正規模、要するに生徒数を基本に考えているということが第一義なのでこういった案だと思いますけども、そういった今後、合意がなかなか得られない点が仮にあるとすれば、今後その2地域における統合の案を仮に提案があればほかとの組み合わせ等の検討の考慮、そういったことも考えられるのか、一応、ここでお聞きします。やはり片方は了解しても片方のほうへは十分な合意が得られない場合にはなかなか進めるのが難しいと思いますので、そういったまた今の原案以外の案に対する対応を今、考えているかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

統合計画案以外の案というふうなことの、現時点での考えということだと思います。たしかに今、各地域、各PTA、それから学校等にもお願いしているというふうな内容のものにつきましては、4校に対する統合計画案の意見の取りまとめというふうなことでお願いをさせていただいております。そうしたことからこの下半期、今年度中を目途に各町の意向等を確認させていただきたいというふうな状況であります。

そうした中で当然、その4校案以外のご意見といったものもやはり想定、その会議の中で報告をされるといったことも想定はされるところであります。そうしたことも踏まえまして、現時点では統合計画案に対しての意見をいただきたいというお願いをしていますので、そうしたものへ向けての取りまとめと、さらにいろいろな意見が出たものを今後、来年度以降、その8つの町から出た意見を、さまざまな意見を総合しまして教育委員会の中でそういった意見を、どのような取り扱いをするかということは、また改めて検討していくというふうになろうと思います。そうした意味からも今年度中につきましては、計画案に対してのまずご意見というふうな形で進めさせていただいて、その上でさまざまなご意見の検討を次の段階にいくということで、性急に4校案という形での答えを出そうということは考えておりませんので、今後も慎重に議論を重ねていただき、また教育委員会でも重ねていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

今年度の対応というのは今、教育部長からお聞きしまして理解をしました。ただし一応、大きな最終的というか、原案の基本は平成30年の4月には合意形成を得て新しい中学校のほうに統合という計画だとお聞きしていますが、まず両地域で合意が得た場合、これは確認ですけども、得た場合は2地域でこの新しい学校づくり会議をつくって先に進めると、こういう考えですか。要するに1地域ごとにこれを、学校づくりをつくるのか。会議をもつのか。ちょっとそこを確認したいと思います。やはり高根地区の小学校の例にもありますように教育委員会とすれば基本的には課題解決のために30年、当初30年を地域の要望等もありまして31年に延ばしたということもありまして、今、部長が焦らずというか早急に、ただ対応するわけではなく、地域の意見をよく聞いてしっかりと取り組みたいということなんですけども、やはり今後、中学校の課題はある意味、少数の生徒数の学校には課題が本当に大きいと思います。教育委員会の立場からすればこの課題を早急に対応しなければ本来ならない。そういったことを市民の方々にどのように理解をいただいて合意形成をしていくかということはかなり慎重、また積極的に対応しなければならないと思いますので、そういった点、今後上半期に一応、意見をもらって、その次のステップに対する対応ですね。具体的な、要するに教育委員会でいろんな説明会また教育委員会から承る意見をその市民、地域にフィードバックするというようなそういった積極的な方向が必要だと思えますけども、その点についてご所見をお伺いします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会の少子化の対策、統合に向けての考え方ということと地域との取り合わせといえますか、考え方というふうなことだと思います。

たしかに教育委員会のほうで計画案を出させていただいたという背景には、少子化というものが避けて通れないということがございます。そうしたことからちょうど30年、今の組み合わせの中で今の学校が使えるような時期を見計らって、一番早い時期にというタイミングで30年という時期を出させていただいたという経過がございます。そうしたことも踏まえながら当然、教育委員会としては子どもたちの教育環境というものを中心に捉えるということが必要だと考えております。

ただ統合ということになると、やはり地域の考え方という部分も当然、踏まえながら同時に進めていかざるを得ないということも事実だというふうには考えております。そうしたことから早い時期の統合ということで30年という目安は出させていただいてはいますが、先ほど申し上げたとおり地域等のコミュニケーションも取りながら、やはり教育環境を中心に捉えて、どのようなタイミングがいいかということは、教育委員会でもしっかり議論をしていかなければならないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では2つ目の項目の市の総合戦略について、お伺いします。

答弁で一応、相談の窓口の問い合わせの件数もお聞きしました。70件もあるというような話で、また田舎の地域ランキング1位で山梨県内でも8割が北杜市というような、今ご答弁だと思いますけども、大変多くの方々が北杜市に住んでみたいといった希望があるということですが、以前の議会の中でも何度かお聞きしていますけども、やはり空き家バンクの売りたい、貸したいという物件の掘り起こしといいますか、そういった充実の推進策がやっぱり必要だと思います。今般、調査している、区長を通して調査をしているのは位置とかそういったデータでしょうけども、今後法律によって固定資産の台帳から拾って、空き家の所有者の方々にも連絡をするようなことが可能だとは思いますが。そういった中で今後、この空き家所有者に対して市のほうでも積極的に、これは職権というか権限としてアンケート調査はできると思いますね。貸す意思があるかとかないとか。そういった手立てといいますか、方法論も必要かと思いますが、その点についての考えはあるかお聞きします。

過去の先ほどの答弁の中でやっぱり空き家バンクの登録の件数の推進ということで、持ち主が貸しやすい制度、きっかけとして考えているという答弁をいただきましたけども、これについてもいつぐらいに結論をもって、する予定なのかお聞きします。

何よりデータの的には非常に北杜市は、要するに住宅は賃貸ではなくて古民家の希望者が多いようですから、どうしてもこの空き家バンクを有効に使って、そういった移住していただける方を進めていくというのは重要だと思いますので、こういった点についてももう一度、この制度等の今の検討の状況ですね、実施の方向性についても伺いたいと思います。

以上よろしくをお願いします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員さんの再質問がございます。

2点ほどいただきましたけども、最初に空き家の所有者に対して市の行政の関与ということでございしますが、当然、先ほど議員さんもおっしゃいましたけども、やはり個人的な個人情報ということも当然考慮に入れることが必要だと思いますけども、現在そのへんのことも考慮しながら行政区長さんを通じて情報提供をまずいただいているところでございますので、そこを今後把握する中で、これから行政の関与や運用しやすい対応等について考えていきたいと考えています。

また貸しやすい制度についてでございますけども、やはり希望される方々につきましては先ほど議員さんもおっしゃいましたけども中古の貸し物件、貸してほしいという声が非常に多々ございますので、今後これらの家を空き家バンクに登録するにしてもそのへんの空き家自体を修繕するとか、いろんなこれからの問題が出てくると思いますけども、そのへんのことも総合戦略の中に正式に位置づける中で制度を確立していきたいなというふうに、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

分かりました。一応これも参考にお聞きしておきますけども、この北杜市の田舎体験ツアーですか、これは地域課、その担当課で実施したと思いますけども6月13日、14日の土日に開催をされたとお聞きしていますけども、この内容について紹介をいただきたいと思いますけども。分かれば。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の再々質問でございますけども、先ほども答弁の中でセミナーを開催する中で北杜市をまず見てみたいという方がまずおります。その方々を集めまして、本市にあります空き家を、実際貸してもらえような空き家がありますので、現地を実際に見学してもらった中で北杜市の気候とか地勢とか風土、そういうのを体験してもらおうというような体験ツアーを開催しておりますので、今後もそういった要望等があればこれからもそういった体験ツアーを開催していきたいなど、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では続きまして、観光振興策についてお伺いします。

八ヶ岳観光圏事業、また南アルプスユネスコエコパークに関する世界に発信していく事業を今、市でも取り組み始めた、また過去にも八ヶ岳観光圏、取り組んで国からも認められて、さらに予算も獲得して推進しているということは十分に承知しております。

答弁の中で1つあった今後、地域づくりマネージャーを育成するんですか、こういった方を活用して今後さらに地域の産業振興等に結びつけていくというような答弁があったと思いますが、この地域づくりマネージャーの位置づけといいますか、その育成またはどのような方法でやっていくのか、お伺いします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

地域づくりマネージャーの位置づけとか研修というご質問でよろしいかと思いますけども、八ヶ岳観光圏の中に位置づけとしましては、地域づくりマネージャーを6名ということでそれぞれ富士見町、原村も入りますから、その中において重要と拠点となるようなところの人材ということで6名、お願いをしております。その中で地域づくりマネージャーが率先して、その八ヶ岳観光圏を先導というか、引っ張っていただくというような役割として位置づけておりま

すので、昨年も研修等を行い、そのへんの地域づくりマネージャーの仕事と、それから今後どういうふうな地域住民を指導していったらいいのかということで昨年から行っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

最後に特定空き家対策について、お伺いいたします。

先ほど答弁の中で来月、特定空き家対策の庁内の検討会を設置して、そのあと協議会を開いて計画を策定していくといった答弁だと思います。たしかに国のほうで大きな特措法で法律をつくった中で地域が対応するということですけども、こういった一応、予算立ての国の補助とか交付金等があるのか、計画を進めていく上で、一応聞いておきます。

先ほどの計画策定の期限はいつになるのでしょうか。一応、地域においてもやはりかなり老朽化した危険な空き家もあるようでございます。そういった中でこういった対策を進めていくためにも今後短期に進めていくことが肝要かと思っておりますので、こういった計画策定に移行するというか、結びつける時期をお聞きます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員の再質問にお答えをいたします。

計画がいつごろかということだと思います。

前にも答弁をさせていただいておりますけども、今、固定資産税の全棟調査が行われております。これについては平成25年から今年度末ということで3月に全棟調査を行うと。この全棟調査につきましては外から、今、立ち入ることができませんので外から見た状態で家屋があるのかなのかという調査をしております。これに基づいて特定空き家等を特定して今度は立ち入って調査をするということになろうかと思っております。

先ほども申し上げましたけども、県のほうで協議会がありまして、うちとしましては来月、庁内検討会を立ち上げるということでありまして。そののちに対策協議会をする前に条例の制定が必要になると考えております。そうしますとやはり今年度くらいで協議会の条例を検討させていただいて、28年度になってから協議会を立ち上げ計画をつくるというふうな段取りになると思われます。そんなことでよろしくお願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

観光振興について、何点か質問させていただきます。

昨日、観音平の清掃のあと道の駅こぶちさわ観光案内所に寄りまして、そこの職員、女性の

方にお話を聞きましたけども、土日はかなり混みあって大変だということでございます。それから移住情報案内のコーナーもできましたし、空き家バンク、それからふるさと納税の資料も置いてあります。忙しいときはなかなか丁寧な説明ができずに申し訳ないというお話でございましたけども、やはりこういう情報をその女性1人で説明するというのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。それで忙しいときは2名くらいになるようですけども、そうでないときは1人であの観光案内所を切り盛りして、なかなかトイレにも行けないということをおっしゃってありました。

移住相談とか空き家バンクなどの専門的な知識がいるような案内の場合、やはり1人では難しいんじゃないかと私は思いますが、この点について職員の補充などそういうことができるかどうか伺いたします。これから夏に向かって、非常にまた忙しいことかと思えます。移住相談のコーナーも非常に重要でございます。これをあまり説明できずにお客さんといいますか、観光客の方になかなか説明が難しければ、最初の印象が大事だと思いますのでぜひこの説明ができるような方も必要ではないかと思えます。

それから観光案内所のインフォメーションの看板が、あそこの直前まで行かなければ分からない。やはりインターを下りたところにも看板が必要ではないかと思えます。ツーリストインフォメーションというようなことかと思えますが、やはり遠くから、八ヶ岳の観光はどうなんだろうというニーズもございます。やはりそれを一堂に集めて説明することが必要ではないかと思えます。

それからコンビニで道を聞かれたりします。コンビニの対応も非常に大切で、地域の印象がまた違ってしてしまうのではないかと思いますので、ぜひコンビニの店員の方にもおもてなしの協力をお願いするということが必要ではないかと思われそうですがそのへんはいかがでしょう。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の関連質問にお答えいたします。

3点ほどいただいたと思いますけども、まず最初に観光案内所の案内、職員の説明を十分にできるようにということと採用の予定があるかということでございますが現在、土日、休日ににつきましては2名体制を取っております。今、議員のほうからご指摘のありましたことも含めて、状況を見ながら今後対応のほうを検討してまいりたいと思います。

それから移住相談とか空き家バンクにつきましては、専門の職員ではありませんから問い合わせの内容によって答えられる内容につきましては窓口でもいいのかなと思いますけども、それ以上に踏み込んだ内容等とか専門的とか情報を得たい場合につきましては、本庁の担当課のほうと連絡をとりまして、また後日説明するなり、担当課のほうからご説明をしていただくというような内容でやっていきたいと思えます。

2点目でございますけども、インフォメーションの看板の案内をインターの近くにという質問でございます。

こちらにつきましては、議員のご指摘のとおり現地調査を行いまして、できるだけ来訪者に誘導しやすいような看板ということで検討させていただきたいと思えます。

それから3番目の、コンビニ等の対応でもおもてなしをしていくべきではないかということ

でございますが、こちらにつきましても観光協会、また商工会等とお話をする中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

いいですか。

（ な し ）

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、ほくと未来を代表して質問させていただきます。

さて昨年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。国は人口減少克服、地方創生のため東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚・子育ての希望をかなえる。地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から取り組むことが重要と市町村に国・県の総合戦略を勘案した独自の人口ビジョン、総合戦略の策定を求め、本市では26年度に策定されました定住促進計画をもとに子育て、教育、産業振興、雇用、交流、観光、住宅、生活環境の基本施策と情報発信、連携の施策を基本に北杜市総合戦略の策定に取り組まれているところであります。

そこで関連する諸施策などにつきまして、今回質問をさせていただきます。

まず、北杜市定住促進計画の推進についてであります。

人口減少、少子高齢化の進行は全国的な傾向と同様、本市においても顕著に表れており、人口の減少を抑制し地域活力を維持することが課題となっております。

これらの課題を自主・自立の考えにおいて克服するため、今年の3月、恵まれた自然環境と美しい山岳景観を後世にわたり保全しながら首都圏からの利便性、豊富な観光・農業資源などの地域特性を最大限に生かしたふるさと北杜市実現するため北杜市定住促進計画を策定し、その取り組みに大きく期待をするものであります。

とりわけ市長から今議会での所信におきまして、子ども医療費の無料化を来年1月から中学3年までに拡大する旨の発表は厳しい財政状況の中で、子育て世代への経済的支援として市民から大きく期待されていたもので、従来行われている第2子以降保育料無料化等々に合わせての実施は県下でも他の自治体に例はなく、その実現に対して高く評価するものであります。さて定住施策においては多岐にわたるものであり、以下について伺います。

はじめに子ども医療費無料化拡大について、中学3年までの子ども医療費無料化拡大に伴う予算額を伺います。

なお、所信では出産祝金や放課後児童クラブの保育料などの見直しを行うことだが、定住を促進していくためにはこれらの子育て支援施策は重要と考えられます。この見直しは定住促進

の理念を逆行するものと思いますが、そのお考えを伺います。

2番目として子育て世代包括支援センターについてであります。定住促進には子育て世代が安心して子どもを産み・育て、子どもたちが安全に元気に生活できる環境づくりが最も必要であると考えられます。

3月定例会で市長の所信において、保健センター内に妊娠期から子育て期にわたる相談に対応するため、専門職が常駐したワンストップの窓口 子育て世代包括支援センターを開設するとのことであったが、その取り組みには大きく期待されるものであります。センター設置に向けた進捗状況は。また広大な北杜市においては、地域バランスを考えた中では1カ所の設置では利用者が限られてしまうと思いますが、その他の施設への設置の考えがあるか伺います。

3番目として、ニーズに合った住宅の整備についてであります。

市営住宅の中にはストック計画により大規模改修および取り壊しなどの計画のため、入居を制限している市営住宅が見当たりますが、これらの住宅の中には通勤の便がよく保育園・小中学校等の子育てに必要な施設に隣接し、住みよい環境にあるものがあります。

これらの住宅は一般の公営住宅の再編整備ではなく、入居要件の緩和される単独公共住宅などの整備を計画することにより、その地域の定住促進につながるものと思いますがその実態と今後の具体的計画について伺います。

次であります。中学校統合計画についてであります。

北杜市教育委員会では、北杜市立中学校統合計画案を昨年度から各学校単位においてPTA、区長会、地域委員会等に説明および意見交換会を開き周知に努めております。

今年度においては、年度末までには市立中学校統合計画案に対する町単位での意見集約を小中学校PTA正副会長、学校関係者、区長、地域委員等の学校ごと、地区ごとの意見を出し議論を進め町単位の意見集約をお願いしているところであるとお聞きしております。小中学校のPTAの役員においては大変大きな重責を負い、上半期までの期間に原案を公平な立場でどのように意見集約するのか、その方法について非常に迷っている状況であると思われます。

教育委員会では、28年度において町単位での意見集約で原案に賛成の合意が得られた組み合わせごとで仮称、新しい学校づくり会議を設置し意見集約し統合計画を策定するとしていますが、以下の点についてお伺いします。

1つ、各学校ごとの意見集約について。

半年までの期限としている各学校ごとの意見集約の方法について、どのように指導されているのかについて、お伺いいたします。

2番目として、意見集約が困難な場合についてであります。町ごとの意見集約ができないような場合、このような場合の対応はどのようにされるのかお伺いいたします。

続いて3項目めではありますが、ユネスコエコパークの推進についてであります。

5月19日には、北杜市の誇る名水を世界に発信する世界に誇る水の山宣言がされました。この宣言により行政と企業が一体となり、水の山ブランドの推進を図ることであり、観光振興を中心に地域活性化が加速するものと期待するところであります。この宣言は、まさにユネスコエコパークへの登録がもたらせた恩恵であると思います。そこでエコパークの推進についていくつかお伺いをしたいと思います。

1つとして、今後の推進の方向について。

ユネスコからエコパーク登録の決定を受け1年が経過し、この取り組みにはスピード感を

もって取り組む必要があると考えます。市ではこれまで地域連絡会の設立などさまざまな面から検討を進めてきたところでありますが、市として今後の推進の方向性をどのように考えているのか。また地域連絡会が目指す将来像について伺います。

2番として地域連絡会についてであります。地域連絡会ではいくつかの部会を立ち上げ、地域住民や企業が一体となり検討を進めていると聞いています。どのような部会なのか。また各部会が目指す姿、進捗状況は。市の支援体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

3番目として、水の山宣言との連携であります。

水の山宣言が先行しエコパークの推進が遅れているとの住民の声を聞きますが、各部会ごとの宣言で進める事業はどのように連携していくのか。またエコパークの推進は、まず環境保全への取り組みであると考えますが、宣言での具体的な取り組みについて伺います。

4番として、地域住民の関わりであります。

エコパークの推進には地域が一体となって取り組むことが必要であります。エコパークの推進は地域活性化の面から地域住民からの期待も大きい。しかし地域連絡会のメンバーは各団体の代表者で組織されているため、地域住民は今後どのように関わっていくのかお伺いをいたします。

5番目として、北杜盛り上げ隊についてお伺いします。

エコパークの推進に市の若手職員で組織する北杜盛り上げ隊を導入したと聞きますが、盛り上げ隊の取り組みの方針と、また今年から増員した地域おこし協力隊の活用予定があるか併せて伺います。

最後ですが、6番目としてソフト面での受け入れ態勢の整備であります。

エコパークの推進や水の山宣言の取り組みにより多くの観光客が本市を訪れることが予想されます。市においては受け入れ対応として登山道や駐車場、トイレ、看板などハード面での整備を予定していると聞きますが、ソフト面でのおもてなしなどの受け入れ態勢の整備はどのように考えているのかお伺いをいたします。

最後の質問であります。消防団の活性化についてお願いをいたします。

消防団の役割は火災の初期消火に限らず火災予防の啓発活動、災害の未然防止、災害時の避難誘導など多岐にわたっており、安心・安全なまちづくりに崇高な精神をもって日夜携わっていただいております。特に最近における自然災害の発生状況からも消防団への期待感が増しているところであります。

さて3月定例会での所信で、本年度から消防団活性化検討委員会において消防団の団員の確保、団の編成・運営装備等について調査・検討し、活性化に向けた取り組みを進めていくとの表明がされました。各分団および所属部が新規団員の確保に苦慮している状況を踏まえ、活性化に向けて具体的な事項の検討がされていることは、大変喜ばしい限りであります。つきましては、北杜市消防団について以下お尋ねをしたいと思います。

消防団員数の適正規模についてであります。

本市は山梨県内でも最大規模の面積を有し現在も県下最大規模の団員数を誇っております。団員数について現在の定員数が適正であると言えるのか、お伺いをいたします。

2番として、職員の消防団への加入状況についてであります。

平成26年度および27年度市採用職員の消防団の加入者数について、分かればお伺いをいたします。

3番目として、活性化検討委員会での具体的な検討事項について。

団の編成・運営装備の検討経過で部の再編と運営装備品、いわゆる積載車・可搬式ポンプの台数の縮小等、このようなものが検討されているかお伺いをいたします。

以上であります。4項目にわたりよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市定住促進計画の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども医療費無料化の拡大についてであります。

子育て世代が安心して子どもを産み育てるための環境づくりにおいて、子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられる体制づくりは、重要であると考えております。本市の子ども医療費助成制度は子育て世帯に対する経済的な負担の軽減を図るため、昨年10月に小学6年生まで対象年齢を拡大し、支援を行ってきたところであります。

少子化による人口減少は本市の最重要課題であり、子育て支援は定住促進においても重要なことから、北杜市定住促進計画に定めるとともに先月に開催した北杜市子ども・子育て会議においてもご意見をいただき、北杜市総合戦略の取り組みとして来年1月から中学3年生まで対象年齢を拡大することとしたところであります。

拡大に当たっては、昨年度の実績をもとに試算しますと中学生の1学年当たり国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置影響額を含めて約700万円が必要となります。高学年に上がるにしたがって医療費は減少傾向にありますが、3学年で約2,100万円が必要であると考えております。

次に、出産祝金などの子育て支援策の見直しについてであります。

出産祝金については事業仕分けの結果を受け、不要・凍結の検討を進めていたところでありますが、出産祝金や放課後児童クラブの保育料などについては、子育て世代の定住促進を図る上で検討が必要な施策であることから、他の子育て支援施策と合わせ北杜市子ども・子育て会議、ならびに北杜市ふるさと創生会議のご意見をお伺いする中で今後のあり方について対応してまいります。

次に、ニーズに合った住宅の整備についてであります。

現在、昭和40年代から昭和50年代に建設された市営簡易平屋住宅の121戸が入居を制限している政策空き家となっています。平成21年度に策定した北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画により政策空き家については、簡易平屋住宅13団地60戸と戸建て木造平屋住宅14団地61戸の用途廃止に伴う入居者の入居先として活用する計画となっております。

また用途廃止の跡地については、子育て世帯の定住が大きな課題であることから所得制限がない住宅などの建設、あるいは社員寮用地として企業に貸し出し、または子育て世帯の住宅用地としての活用などを北杜市ふるさと創生会議で検討をいただき、推進してまいりたいと考えております。

次に、南アルプスユネスコエコパークの推進についてであります。

本年3月24日に設立された北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会においては、

将来、世界に通じる豊かな自然の恩恵を受けながら暮らしていることを誇りに思い、誰からも愛される魅力ある地域を目指すことが方針として決定されました。

そのため自然環境の保全や地域資源の再発見、自然資源の有効活用と新たな価値の伝承に取り組むとともに地域の連携や交流を促し、活力と魅力にあふれる地域づくりに取り組むこととされております。

市としてもこうした地域連絡会の将来に向けた活動方針を踏まえ、自然環境の保全活動や教育活動、エコパーク来訪者に対応するための環境整備等を計画的に進めるなど、地域連絡会と連携してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長および次長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森頭治君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

中学校統合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校ごとの意見集約についてであります。

市立中学校の統合については、生徒数の減少により学校の小規模化が進んでいる状況であり、教育的な観点から教育環境の整備を図ることが目的であります。

市立中学校の統合計画については、本年度において北杜市立中学校統合計画案に対する町単位での意見を取りまとめることとしており、上半期を目途に学校ごと、地区ごとで意見集約していただけるよう、関係者をお願いをしているところであります。

意見集約の方法についてはアンケートの実施や意見の積み重ね等、さまざまな方法が考えられるため、各町や関係団体の考え方で進めていただいているところですが、議論する上で計画案の内容や不明な点は教育委員会へ相談していただきたい旨、お願いしております。

次に、意見集約が困難な場合の対応についてであります。

中学校統合計画案については今後PTA等、学校関係者・区長・地域委員等の皆さまから集約された意見を報告していただく機会を教育委員会で設けてまいります。

こうしたことから保護者、市民の皆さまにはさまざまな機会を通して議論をしていただくことが重要であると考えており、その会議では報告していただいた意見をもとに町ごとの統合の意向や方向性について確認を行うことにしております。

意見の集約につきましては大変難しいものがあると考えておりますが、以前開催した学校づくり会議の事例として集約された意見もある一方、集約まで至らない場合は議論の内容や傾向等さまざまな意見の報告を受け、取りまとめた経緯がありました。

現時点では、各関係者において意見の取りまとめに努めていただけるものと考えておりますが、今後も関係者のご意見を伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市消防団の活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、団員数についてであります。

本市消防団は条例定数1,884名で県下最大の規模を持ち、現在1,773名の団員の方々に生業のかたわら市民の生命・財産を守るため昼夜を分かたず、ご尽力していただいているところであります。しかし、少子化による人口減少と高齢化により団員の確保が大変厳しい状況にあります。

一方で、平成25年に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替のない存在と規定されており、さらなる消防団への期待されたものと理解しております。

サラリーマン団員も多い状況からすると、現在の団員数はやむを得ない人数であると考えますが、女性やOBの組織化等も合わせ北杜市消防団活性化検討委員会のご意見も伺う中で検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市採用職員の消防団加入者数についてであります。

平成26年度の採用職員は14名、平成27年度は15名で、そのうち17名が男性職員となっており、平成26年度採用職員の4名、平成27年度採用職員の2名が消防団に入団しております。

消防団への加入は義務づけているものではありませんが、採用時の職員研修会等を通じ市職員としての心構えと消防団の使命・役割等を説明して加入を促しているところであります。

次に、北杜市消防団活性化検討委員会の検討事項についてであります。

消防団活性化検討委員会では現在、本市消防団が直面する団員不足、高齢化、サラリーマン団員の増加等の課題について、検討していただいているところであります。

今後は消防団について総合的にご意見をいただく中で団の編成や装備車両、ポンプのあり方についても検討していただくこととしております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

福井俊克議員の、はくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターについてであります。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てにかかる父母の不安や負担感が増えてきております。

このような中、市では本年4月から昨年まで実施していた妊娠・出産包括支援モデル事業を充実させ、より身近な場所で妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、市保健センターに子育て世代包括支援センターを立ち上げ保健師、助産師等の専門職を常駐させ妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行っております。

今後、現状の子育て世代包括支援センターをさらに充実させるため、本年度、国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業補助金を活用し市保健センターの改修を行い、来年3月末には十分なスペース等を確保し、新たな環境の中で事業を実施してまいります。

なお、子育て世代包括支援センターは本年度から子ども・子育て支援法に位置づけられた新たな事業であり、子育て世代の交流の場としてより効果的な事業が実施できるよう、当面の間

は市保健センターのみで実施してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

南アルプスユネスコエコパークの推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域連絡会についてであります。

地域連絡会は自然環境の保全・保護を進める環境部会、それから地域のブランドの確立をはかるブランド部会、伝統芸能の継承や歴史の研究を行う文化・教育部会、観光振興に資するツーリズム部会、女性や子どもが活躍できるおもてなし部会の5つの活動推進部会を設け市民や団体、事業者、専門家等が一体となって具体的な活動に取り組むこととし、現在、各部会の活動方針や事業計画を検討しているところであります。

また、市の支援体制としては事務局を観光・商工課が担うとともに各部会の事務を所掌に應じた担当課が務め、各部会で検討された事業に基づいて支援する体制を取っております。

次に、世界に誇る水の山宣言との連携についてであります。

水の山宣言は甲斐駒ヶ岳のみならず八ヶ岳や金峰山、瑞牆山など先人から受け継いだ水の山の価値を守り育むとともに、その価値と魅力を伝えることを宣言したものであります。加えて情報発信を担う企業とパートナー協定を結び、水の山をイメージさせる商品の開発や自然・文化・歴史の体験プログラムの作成、環境保護活動を通じて情報発信力を強化する活動をしていただくこととしたところであります。

一方、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会は甲斐駒ヶ岳の麓において、水や山に限らず動植物や文化、歴史などさまざまな地域資源の価値の再発見や魅力ある地域づくりなど幅広い活動に取り組む予定であります。

市としては、世界に誇る水の山プロジェクトと地域連絡会の取り組みとがそれぞれの強みを生かして連携することにより、北杜市の価値や魅力を次世代につなげ世界を代表する名水の地にしていきたいと考えております。

次に、地域住民の関わりについてであります。

地域連絡会は、地域住民の代表である各種団体を中心に50名余りで組織しております。地域連絡会等の事業において、エコパークの推進活動にご協力いただける市民グループ等、多くの市民の参画を期待しているところであります。

次に、北杜盛り上げ隊と地域おこし協力隊の活用についてであります。

北杜盛り上げ隊は北杜市の将来を見据えた新たな施策を創出するため、職員が部局を越えて柔軟で斬新な発想を生かした立案を行い、将来の北杜市を担う職員の育成を図ることを目的に設置し、本年度から新たに活動を行っております。

事業の立案は地域力創造アドバイザーの助言等に基づき決定し、北杜市職員提案制度により報告を行い、決定した事業は事業所管部局で実施してまいります。

本年度の活動テーマとして、南アルプスユネスコエコパークを生かした地域の活性化で募集し8名の隊員で構成され取り組んでおります。

今後、地域連絡会とも連携する中で新たな施策の展開ができるよう期待しているところであ

ります。

また昨年から取り組んでいる観光地域おこし協力隊ではありますが、本年は6名を委嘱し都市での経験や自らのスキルを生かし、市の観光振興のための業務に取り組み、うち1名は南アルプスユネスコエコパーク推進を中心に活動しており、現地研修等にも積極的に参加しております。山岳ガイドの資格を有していることからこの技術を生かし、地域連絡会と連携した推進活動を期待しているところであります。

次に、観光客の受け入れ態勢についてであります。

北杜市の魅力を伝え、地域の連携や交流を推進していく上で、おもてなし体制の整備は重要な取り組みであると認識しております。このため、地域連絡会にはおもてなし部会を設定しており、今後、女性や子どもが自ら楽しみ、おもてなしとなる活動の効果に期待するなど、観光客のリピーターを増やすための体制整備を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩にします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

再質問をさせていただきます。

まず北杜市定住促進計画の推進についてであります。

先ほど子ども医療費無料化拡大について、市長さんからご答弁をいただきました。中学3年までの拡大に伴う予算については、約2,100万円相当が必要だということでもあります。財源等については厳しい財源の中で捻出するわけではありますが、恒久的な財源が必要になってくるということでもあります。その財源については、どのようなものを充てるかということについて伺いをいたします。

次にニーズに合った住宅の整備についてであります。

簡易平屋住宅を用途廃止する具体的な団地名と、それから戸数について伺いたいと思います。また用途廃止する計画年次が分かれば伺いをしたいと思います。

その2点、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

子ども医療費の無料化の対象年齢拡大に関わる財源についてのご質問でございます。

子ども医療費助成の対象年齢の拡大については、恒久的財源の確保が必要なことから持続可能な財政運営が可能かどうか検討を進めてきたところでございます。

拡大分の本年度予算については、北杜市総合戦略において取り組む予定としていることから地方創生交付金の活用について国・県と協議を進めることとしております。

今後においても有利な財源の検討を行うとともに、行財政改革等による財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

簡易平屋住宅についてということであります。

まず団地が5団地ございまして御所前団地、須玉町にありますけれども、それについては3棟中3棟を用途廃止すると。続きまして西田団地ということで、大泉町でございまして、それは4棟のうち4棟を用途廃止するということでもあります。続いて井出原団地ということで、同じく大泉町でございまして3棟中3棟を用途廃止すると。続きまして多摩団地、須玉町にございまして14棟のうち8棟を用途廃止すると。続いて武川団地でありますけれども、11棟のうち4棟を用途廃止するというふうな計画になってございます。

計画年次でありますけれども、御所前団地が平成34年までに用途廃止をすると。西田団地については平成46年。井出原団地については平成32年。多摩団地につきましては平成37年から40年。武川団地については平成41年から42年の間に用途廃止をするというふうな予定になってございます。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

今のご答弁に対しまして、再々質問をさせていただきます。

恒久財源につきましては、理解いたしました。

住宅の関係でありますけれども、用途廃止する具体的な団地につきましては、今お話がありました。内容を聞きますと須玉、大泉、武川ということで今現在、子育て支援住宅の建設がされる予定の地域にあると思います。そんな中、考えますと先ほど用途廃止についての年次が32年から46年というお答えですが、やはり定住促進を進めるためにもできるだけスピード感をもって、この用途廃止等が進められ、次の計画をもっていくというようなことがされたほうがいいのではないかと。というのは、子育て支援住宅につきましては入居期限が5年から10年という状況なんです。そこで自分の家を建てられればいいわけですけども、建てられないような場合もあるかと思えます。そういう場合においてはやはり、他の必要とする住宅ということになるとやはりこういう公営住宅にそぐわない、誰でも入居できる住宅の整備というのが必要でないかなと思います。そういうことから見れば、できるだけスピード感をもって対応したら

どうかと思います。計画変更する中、優先的に進める考えがあるかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

福井俊克議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、市営住宅の総合活用計画、長寿命計画でありますけれども、これについては平成24年から平成51年というふうな長い期間、約27年になりますか、取り壊し等あるいは改修をするというふうな計画になってございます。しかしながら議員がおっしゃるようなもっと早くということでもあります。幸いといいますか、須玉町、武川町につきましては過疎地域の自立促進法が5年間延長されたということもございますので、関係部局と協議をさせていただいて、なるべく早く耐震化、あるいは下水道接続をして早くその入居者の住宅を確保して用途廃止をしまいたいということでもあります。

26年で、全部で74棟ございますので、潰すのが22棟ということで52棟ほど耐震化をしなければならないと。幸い、大泉町の姥神住宅についてはもう3棟、耐震化が終わっています。そんなこともありますので、今の計画でいきますと年2棟ぐらいの耐震化ということになりますけれども、あと1棟ぐらい増やして8年ぐらいは前倒しをするような計画をつくってまいりたいと。そうすれば平成43年ごろには簡平といいますか、簡易平屋建ての住宅の整備が終わるということでもあります。財政当局と相談しまして計画変更をしまいたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

次に再質問をお願いします。消防団の活性化についてお伺いいたします。

消防団員の加入状況についてでありますけれども職員の採用の、26年、27年については17名いました。そのうち6名が入団したということで加入率というのは35%であります。決して消防団に対する理解度が高いとは感じておりません。

そこでできれば職員の皆さん、男性職員はできる限り入ったいただいたほうがいいかなと、このように私は感じるところであります。これはなかなか個人の自由でもありますので難しいとは思いますが。しかしながら、もし分かればその要因等、どのように捉えているかということをお聞きしたいと思います。

また現在の団員数についてはやむを得ない、1,773名だと、このように認識をしているということでもありますけれども、ただ私が心配しているのはいろいろ活性化検討委員会で検討はされているんですが、団の編成とかあるいは運営、装備等であります。今の現状でいけば一番、従来からの消防団の組織的にはいいかなと、こんなように考えるんですが今の現状を維持していくという考えということで理解してもいいかどうか、再度お伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

福井議員の再質問にお答えいたします。

消防団の活性化に関しまして、2点ほどのご質問でございます。

最初に職員の消防団に対する理解度が高いとは言えないという要因でございますけれども、新採用の職員の消防団の加入についてでございますけれども、基本的には先ほど答弁でも申し上げましたけれども、職員に対して消防団の加入の義務づけはできないものと考えておりますけれども、現在、担当する分団の部で定員を満たしているとか家族が団員であるかという場合もございますので、理解度が低いとは現在考えておりません。

今後も庁内で研修会等の機会を通じて、消防団の役割についての理解をさらに深めてまいりたいと、かように考えております。

それからもう1点、現在の消防団の団員数の考え方ということでございますけれども、ご承知のように北杜市は面積が広大でございます。集落も点在しているという状況もございますので、災害の発生を考えると、ある程度の人材確保は必要と考えています。現在の団員数というのはそれを踏まえているものと考えております。

一方、先ほど説明しましたけれども、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では地域防災のための総力結集ということを謳っておりまして、地域での防災力を高めるために消防団だけでなく、その地域に住んでいる方々が結集することが求められているということでございます。消防団活性化検討委員会の中でもOB団員、また女性団員との連携をというご意見もいただいているところでございますので、地域ぐるみで防災力を捉える中で消防団の規模、また装備等も考えていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

ユネスコエコパークの推進について、お伺いをいたします。

昨年6月にユネスコエコパークの登録を受けまして、今、先ほど答弁の中へ地域連絡会が主体になり、事業推進を図っていくというご答弁がありましたけれども、その中で対象地域の山の入り口等をエコパークの登録の広報活動が若干少ないように見受けられます。例えば水遊びや登山、トレッキングなどに来る観光客に対して、もっと目に見えるような形でエコパークの推進を早急に対応できるような形が考えられるかどうかと。

またエコパークの拠点として南アルプスの芦安に拠点施設がございますけれども、このような拠点施設を今後、北杜市内へエコパークの推進の拠点施設みたいなもののお考えがあるかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

原堅志議員の関連質問についてお答えいたします。

エコパーク登録の広報が少ない、については観光客に見えるような対応をすべきではないかということ、それからエコパークの拠点施設についての考えについてでございます。

エコパークの登録に基づく広報活動につきましては昨年来のぼりを作成し、また10市町村連携のポスターとともに市内各所に配置してきたところであります。そして現在、そのエコパークの自然、これを体現するような動画の作成に着手するとともに今年の秋には甲斐駒ヶ岳の黒戸尾根登山道五合目小屋跡地の清掃活動を予定しているほか、案内看板の作成にも取り組むこととしております。

このため今後の広報、それから周知の場所、さらにはエコパークの推進に必要な活動の拠点、その必要性の有無等につきましては、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会の意向を受けながら、当市を訪れる方々の目に留まって、交流が促されるように積極的に広報するなど対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

答弁ありがとうございます。ぜひエコパークにつきましては対象地域が白州、武川ということの中で、われわれが推進するには非常にいい地域で、また八ヶ岳観光圏と並行しながら、白州の場合にはご存じのとおり富士見町とも隣接しております。そんな中でぜひ八ヶ岳観光圏と定住圏およびエコパークを連携しながら、ぜひ拠点施設等を検討していただければと思いますけれども、再度それについてお願いします。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

原堅志議員の関連再質問についてお答えいたします。

エコパークのほか八ヶ岳観光圏、あるいは定住自立圏等、さまざまな枠組みとの連携についてであります。

まさに現在、各自治体、連携の時代であります。市民、行政、事業者、団体等が一体となって取り組むことが重要であるというふうに認識しておりますところ、議員ご指摘のとおりさまざまな枠組み、活動組織と連携を取りながらこの北杜市の魅力を発信する、あるいは魅力ある地域をつくっていくよう市としても取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ほかに質問はございますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

6月定例会にあたり明政クラブを代表して質問をさせていただきます。

戦後70年を迎えた今、日本が世界に誇る平和憲法が大きな危機に瀕しています。日本は戦後、日本国憲法のもと一度も戦争をすることなく平和国家を築いてきました。ところが安倍政権は昨年7月、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行い、これを受けて5月15日に安全保障関連法案が国会に提出され、衆議院で現在、集中審議が行われています。憲法審査会での参考人質疑では憲法学者の全員が違憲と明言し、また昨日の参考人質疑では元内閣法制局長官が違憲の判断をしました。

そうした中、昨日、安倍政権は安保関連法案を通した強い思いがあり、9月27日まで95日間の会期を延長。合憲か違憲かを巡り新たな局面を迎えていますが、世論の声を無視することなく慎重な審議をしていただきたいと思います。

さて、本市においては合併して11年目を迎えていますが、引き続き計画的な財政運営を行うとともに、市の貴重な財産である自然と景観を大切にしまちづくりを推進していただきたいと思います。

それでは市の課題などについて、5項目を質問いたします。

最初に市立病院等の医療体制の充実について。

本市には、甲陽病院と塩川病院の2つの核となる病院と地域に密着した辺見診療所と白州診療所があり、それぞれの特長を生かして地域住民の医療に当たっています。平日は開業医、病院、診療所があり、すべての治療に原則として対応できますが休日、夜間においては急患の場合、各当番医が当直していても専門外の場合や緊急手術をしている場合など、その対応が難しいケースも想定され、他の病院に何カ所か搬送しなければならないこともあります。

また応急措置ができないときや搬送に時間がかかりすぎて緊急を要する場合には、生命を落とす危険性もあると聞いています。超高齢化が進む中で休日や夜間に救急車で搬送、家族が搬送するケースが多発してきています。

これらの現状を踏まえた上で、これから行政として病院等と連携してどのような医療体制の充実を図っていくのか、以下伺います。

1点目、市の目指す市民のための医療体制とは何か。また高齢化が進む中で今後の医療体制の充実をどのように図っていくのか。甲陽病院と塩川病院との連携、2つの病院と2つの診療所との連携がどうなっていくですか。

2点目、高齢化が進み急患が多発していく中で休日、夜間の診療体制についての現状について伺います。

3点目、休日、夜間の緊急時の受け入れ態勢の現状と対策は。

最寄りの消防署と市立病院との間では事前に十分に連携していると思いますが、現状はどうなっていますか。

4点目、広報ほくとや市のホームページを通して休日、夜間の当番医のお知らせをしていますが、休日、夜間の当番医を各戸配布など周知し緊急時の安全・安心の確保を図っていく考えはありますか伺います。

2項目めですが、農業の現状と農業問題について。

農家の高齢化と後継者不足は深刻な問題となっています。そうした中で団塊の世代を中心と

した農業法人や集落営農組織が設立され、国・県・市町村の支援を受け農地の集積化による効率的な農業経営を目指しています。しかし自立できる農業経営までには、まだまだ厳しいものがあります。併せて高齢化により後継者の養成が急務となっています。

農業を取り巻く環境の変化は農協改革やT P P問題など多岐にわたっていますが、現状と問題点について以下伺います。

1点目、人・農地プランの取り組み状況について。

農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが心配される中、地域の話し合いを通して今後、誰がどのように農地を活用して農業を行っていくかをまとめる計画ですが本市の取り組み状況について伺います。

2点目、集落営農組織と農業法人の設置活動状況と支援の内容はどんなものがありますか伺います。

3点目として、新規就農者の就農状況および意欲ある担い手の育成についての考えについて伺います。

4点目として、認定農業者になるための条件と現在の有資格者数についておよび今後の増員計画はあるか伺います。

5点目として、農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りの現状はどうか。農地の集約、集積化による耕地面積の拡大と将来の見通しはどうか。

6点目として、米価の大幅な下落に対しての農家への支援の現状はどうでしょうか。併せて梨北米、ブランド米の主たる生産地として付加価値を高めるため、新たな取り組みは考えているか伺います。

7点目ですが、鳥獣害被害対策について。シカ、イノシシによる農業被害も深刻であります。特にサルに重点を置いた有害鳥獣の捕獲対策と今後の進め方について伺います。また打開するために市において鳥獣捕獲専門員を採用する考えはあるか伺います。

3項目めです。職員等の職場環境の充実について。

安定した市民サービスを持続・向上させていくためには、職員が心身とも健康で安心して働くことができる職場環境づくりが必要不可欠です。

以下、職場環境の充実について伺います。

1点目ですが、人事評価制度の導入について。

平成26年5月に地方公務員法が改正され、能力および実績に基づく人事管理徹底のため地方公共団体における人事評価制度の導入が義務付けられましたが、本市の導入予定はいつか。なお、導入にあたっては事前に市と職員組合が話し合い、合意した上で実施されたいと考えますが見解を伺います。

2点目として、臨時職員等の待遇の改善について。

経験年数が長く、勤勉な臨時職員と新たに採用されたばかりの短期臨時職員との間に賃金差、格差があってもいいのではないのでしょうか。職員はもちろんのことですが臨時職員、嘱託の職員の支えにより行政が成り立っていると言っても言い過ぎではないと思います。臨時職員の皆さんには経験年数等により賃金の見直しなど配慮が必要だと考えます。現状では経験年数が考慮されていないので一律同じとなっています。少なくとも2段階の賃金体系の実施ができないのでしょうか。

3点目として、職員が働きやすい職場環境の実現に向けての取り組み状況について。

例えばセクハラやパワハラ等への認識や対応の方法を全庁で共有する。職員の悩みを総合的に相談できる保健室などの充実。男性職員の育児休暇の奨励など。

4 点目として、担当者が不在時の対応マニュアルの作成について。

窓口対応、接遇についてですが担当者が不在などの折に対応する職員により対応に温度差があるとの市民の声があります。これらを是正するためのマニュアルの作成が求められますが、その考えはあるか伺います。

次に 4 項目めですが、自然環境の保全と自然との調和について伺います。

本市には他の市にない恵まれた自然環境、おいしい水、雄大で美しい山、素晴らしい景色・景観があります。これは市民共有の大きな財産でもあります。この素晴らしい自然環境、自然資源を将来にわたり守っていくことが私たちの使命であると考え、以下伺います。

大規模な太陽光発電施設が市内の至るところに乱立していますが、この状況をどう捉えていますか。また去る 3 月の定例議会では、このことに関しては 3 つの会派が代表質問をしましたが、そのときの答弁では要綱で十分指導できるので条例化までは考えていないとの答弁でありました。しかし本当にこのままで良いのかどうか、改めて伺います。

要綱では拘束力がなく指導できる範囲は限られており、どこまで指導ができるのか大変疑問であります。今月、6 月 5 日の新聞報道では太陽光発電施設の建設が相次ぐ中、県は事業者に届け出を義務付ける景観条例の制定や改正を全市町村に義務付けています。その結果、甲州市が景観条例を改正して 5 月 1 日から施行、富士河口湖町、西桂町が 7 月の施行を目指しています。甲斐市、中央市は景観条例を制定、4 月 1 日から施行しています。環境創造都市である本市においても早急に条例化すべきであると考えますが、見解を伺います。

最後、5 項目めですが空き家対策の推進について。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が昨年 11 月 27 日に公布され、去る 5 月 26 日に全面的に施行がされました。このことにより市町村の権限が法的に位置づけられ、空き家対策が本格的にスタートしました。倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家、特定空き家の所有者に対して市町村が撤去や修繕を勧告命令でき、勧告を受けると固定資産税の優遇措置が受けられなくなります。また命令に違反したら 50 万円の科料に処せられ強制撤去も可能となりました。

この法律に施行に伴い、国交省は市町村向けにガイドラインを定め市町村が特定空き家の指定や是正措置にあたっては、それぞれ地域の実情に応じて市町村が判断基準や手続きを定めることとしています。本市での特定空き家対策の取り組み状況と空き家対策の条例化の時期について伺います。

以上で明政クラブを代表しての質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、市立病院等の医療体制と連携についてであります。

市立 2 病院については、発症直後から回復するまでの急性期の治療、長期にわたり療養を必要とする患者のための入院療養、人工透析等の高度医療機器を活用しての透析センターなど地

域医療の確保のための中核的な医療を担っております。

2 診療所については一次医療機関として初期診療の役割を担い、風邪や腹痛など日常的な病気の外来診療を中心に行っております。

また高齢化が進む中、自宅等住み慣れた生活の場で医療が受けられるよう、往診等在宅診療を行っております。

今後も本市における地域の中核病院として、高度先進医療を進めるための医療機器の整備や医師確保を行い、公立病院としての役割を担う医療体制の充実を図るとともに入院から在宅医療への医療制度改革が進む中、診療所においては在宅医療の担い手として引き続き務めてまいります。

市立2病院と2診療所の4医療機関の連携については、診療所の医師が市立病院の外来診療に当たる高度な医療設備の共同利用を行うなど連携体制ができており、専門的な治療が必要となった場合には市立病院に患者を紹介するなど、患者の病状に合わせて診療所と病院が協力して診療にあたっております。

次に、米価下落の支援策と付加価値を高める取り組みについてであります。

米価の下落に対しての農家の支援策については、米価下落への直接的な支援策はありませんが日本型直接支払い取り組みによる農家所得の維持や担い手農家等へ農地の集積、組織化による機械の共同利用などによりコストダウン等が図れるよう、引き続き支援を行ってまいります。

また一般財団法人 日本穀物検定協会による米の食味ランキング特Aを梨北米が5年連続獲得するなどブランド米としても認知されており、より一層付加価値を高める取り組みをすることにより、全国に誇れる米となることから梨北農業協同組合や山梨県と連携し、減農薬・減化学肥料での水稻の栽培等により、消費者ニーズに応えるブランド米を目指してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

職員等の職場環境の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人事評価制度の導入予定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方自治体においても従来の年功序列的な人事管理から、人事評価制度の導入による職員の能力や実績に基づく人事管理への転換が求められています。

本市では昨年度は職員研修会を実施し、本年度は試行期間として評価マニュアルの確定、評価者および被評価者研修等を計画しており、来年度からの制度導入に向け準備を進めているところでありますが、実施に当たっては市職員組合とも引き続き協議を図ってまいりたいと考えております。

次に、臨時職員等の待遇についてであります。

臨時職員は地方公務員法第22条の規定により期間を限定し正規職員に欠員が生じた場合、あるいは新たな事務や事業が設けられ正規職員のみで処理するには労力が不足する場合などに期間任用することとされているところであります。

本年4月から保育士、事務職、調理員など、すべての職種について社会情勢等を勘案し、賃

金や特別休暇取得日数の引き上げ改定を行ったところではありますが、保育園や教育施設等を中心に臨時・嘱託職員が市職員の約3割を占めている現状を踏まえ、雇用形態を含め処遇の見直しについても検討したいと考えております。

次に、働きやすい職場環境の取り組みについてであります。

本市では職員のメンタルヘルス対策として、平成20年度に看護師1名を産業カウンセラーとして雇用し、保健室での職員の悩み相談や心身の健康維持の支援を行っており、昨年度の相談件数は延べ189件となっております。

また職員安全衛生委員会を定期的に開催し、産業医を交え各職場の代表者や市職員組合と快適な職場環境の実現に向けての協議を行っており、ハラスメント対策についても検討しているところでもあります。

次に、対応マニュアルの作成についてであります。

北杜市職員服務規程では、担当者が不在の場合には上司が定めた職員に引き継ぎ、事務処理を遅滞させないようにしなければならないとしており、現在でも諸証明の発行マニュアルや事務処理手順等を作成するなど、それぞれの部署で工夫を凝らしながら業務対応に当たっております。業務上、マニュアル化が馴染まないものもありますが、可能なものについては取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市立病院等の医療体制の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに休日、夜間の診療体制についてであります。

現在、休日および平日夜間の1次救急医療は北巨摩医師会が当番医を確保し、在宅当番医療体制により月曜日から金曜日までは1医療機関が準夜間診療を行い、休日は2医療機関が日中のみの診療を行っています。2次救急医療では、市立2病院で交互に救急患者受け入れ態勢を取っております。

次に休日、夜間の緊急時の受け入れ態勢についてであります。

救急搬送患者は年々増加傾向にあり、昨年度、北杜市管内の消防署の搬送件数は2,193件となっており、搬送の内訳は塩川病院への搬送が358件で甲陽病院への搬送が547件となっており、そのうち必要性の低い軽症患者が40%以上となっております。

また、現在の市立病院の医師数から救急患者対応のための専門の当直・日直医師の配置は難しく、すべての救急患者への対応は困難な状況にあり、病状に合った他病院への搬送となっております。

消防署との連携は、峡北地域の輪番病院である韮崎市立病院・韮崎相互病院・市立2病院および消防署にそれぞれの病院の当直・日直医当番表が配布されており、緊急時に対応可能な診療科が把握されていることから、連携しながら救急搬送に対応しております。

次に休日、夜間の当番医の周知等についてであります。

当番医の周知については毎年、市広報紙の4月号、10月号に峡北地域休日・夜間急患病院当番表を掲載しております。

今後、市広報紙だけでなく救急患者の搬送業務を担う峡北広域行政事務組合の広報峡北、山梨県中北保健所峡北支所の保健所だよりなど、より多くの媒体を活用し緊急時安心して救急医療機関を受診できるよう、救急車および救急病院の適正利用をお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

農業の現況と農業問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに人・農地プランの取り組みについてであります。

北杜市では平成24年3月に北杜市人・農地プランを策定し、地域の担い手となる認定農業者、営農組織、新規就農者を133経営体登載し、昨年度末においては286経営体が登載されています。さらに、昨年度は農地の活用方法や中心となる経営体について地域の話し合いがまとまった長坂町日野南部地区11ヘクタールに対し、3経営体を担い手とした日野南部地区人・農地プランを作成したところであります。

プランは中心となる経営体に農地を集積させ地域農業を活性化させるためのもので、プランに登載されると農地中間管理機構の事業や青年就農給付金、無利子の融資制度等が活用できます。

次に、集落営農と農業生産法人の活動状況等についてであります。

市が把握している担い手組織は集落営農組織が18組織、農業生産法人が33組織であります。農業生産法人の中には企業型農業生産法人17社が含まれており、これらは北杜市農業企業コンソーシアムを組織するなど今後、活発な活動により地域の活性化が図れることを期待しております。

また、これらの組織に対しては国・県・市の補助制度で規模等に応じて施設・機械整備等を支援しております。

次に、新規就農者の就農状況や担い手の育成についてであります。

新規就農者については、これまでに149名が就農しました。その内訳は男性126名、女性23名であります。また就農状況は新規学卒者1名、Uターン就農者が7名、新規参入者が141名であります。栽培作物は主に野菜が123名、果樹13名、花類4名、水稻8名、畜産1名となっております。

また、新規就農者等の意欲ある担い手の育成については、青年就農給付金事業や環境保全型農業直接支払制度など、農家の所得を確保する補助事業がありますので多くの担い手が制度を活用できるよう周知に努めているところであります。

次に、認定農業者についてであります。

認定農業者の認定条件については、年間所得400万円を将来的に達成すると見込まれる農家が対象であります。また現在の認定農業者は法人が49組織、個人が131名、合計180経営体が認定されております。

今後の増員計画については新規就農者等の担い手の育成を図り、認定農業者制度を積極的に周知してまいります。

次に、ニホンザルの捕獲対策と今後の進め方についてであります。

市内のニホンザル生息数は、発信器を利用したテレメトリー等の調査により11群で約800頭と推定しています。昨年度の捕獲状況は、個体数減らしの管理捕獲等として149頭を捕獲しております。

国は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を一部改正し、急増する特定鳥獣の管理・捕獲を強化している状況であります。

今後、捕獲については法に定められた頭数を、防除については補助金を利用した電気柵等の設置を、追い払いについては専門員の生息域調査を活用した有効な追い払い方法や北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業を活用した地域ぐるみの活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣捕獲専門員の採用についてであります。

市では猟銃免許を所持している臨時職員2名を実施隊員として任用し、主な従事内容としてサルの生息域調査・追い払いおよび捕獲等を行っているところであります。

また、管理捕獲等を委託している猟友会も鳥獣捕獲専門員であり、県が管理計画で定める捕獲目標頭数を達成しているため、新たな専門員の採用は考えておりません。

なお、法の一部改正により認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設され、県の認定を受けた民間事業者も捕獲できるため、猟友会が対応できない捕獲数になった場合は、民間事業者への委託も実施してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

自然環境の保全と自然との調和について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大規模太陽光発電施設への認識についてであります。

本市では再生可能エネルギーの推進と山岳景観、自然景観の保全は両立していかなければならない課題であると考えていることから、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行しました。

今後も再生可能エネルギーの促進と美しい景観、自然環境の保全の両立を目指していきたいと考えております。

次に、条例化への考えについてであります。

昨年6月23日付けの県からの依頼文には「各市町村の実情に応じて景観計画の策定、もしくは改正または指導要綱の制定について検討をお願いします」との内容でありましたので、昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行いたしました。

北杜市景観条例は新設工作物等の設置を禁止する制限を設けているものではなく、届け出対象行為となるものを景観形成基準に定めたものであります。

太陽光発電設備については、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に基づいた事業実施を事業者等の責務としておりますが、より明確な指導が行えるよう要綱の見直しを検討しているところであります。このようなことから、現時点では北杜市景観条例の改正については考えておりません。

次に空き家対策の推進における特定空き家対策の取り組み状況と条例化の時期についてであ

ります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市においても空き家等の諸課題の整理および対応方法について検討するため、北杜市特定空き家等対策庁内検討会を来月に設置する予定であります。

国から県への説明会も開催され、今後、県による空き家等対策市町村連絡協議会も開催される予定となっており、それを踏まえて仮称、北杜市特定空き家等対策協議会を設置し仮称、北杜市特定空き家等対策計画を策定していきますので、条例化の時期につきましては協議会において検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

農業の現状と農業問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りの現状についてであります。

農地中間管理機構は山梨県では公益財団法人 山梨県農業振興公社が指定を受けており、市内における昨年度の実績は借り受け面積33.4ヘクタール、貸し付け面積10ヘクタールの利用権設定がありました。

本年度5月までの実績は借り受け面積35.8ヘクタール、貸し付け面積36.2ヘクタールであります。

次に農地の集約、集積化による耕地面積の拡大と将来の見通しについてであります。

国の政策目標では今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積することおよび農地中間管理事業の推進に伴い、耕作放棄地の解消を行うこととされております。

そこで山梨県農業振興公社では農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、各市町村と単年度業務委託契約を締結し、目標達成に取り組んでいくことから昨年度、本市においても北杜市農業振興公社と委託契約を締結し、地域への中間管理事業の説明会、事業実施に向けての地権者調整などを行ったところであります。

本年度についても農用地等の貸し借り希望者の掘り起こしを行い、意向の確認、交渉業務などを行うため、北杜市農業振興公社と密に連携を保ち、目標達成に向け積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時50分といたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時50分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

市立病院等の医療体制の充実について、再質問をさせていただきます。

高齢化が進む中で、やはり休日、夜間の市立病院の急病患者等の受け入れ態勢について、先ほどの答弁ではやっぱり休日、夜間、医師の確保が厳しくて配置は大変難しいとの答弁でありましたが、やはり高齢化が進む中で両病院の、甲陽病院と塩川病院の特徴を生かして、できれば甲陽病院は外科、塩川病院の内科とそれぞれの特長を生かす取り組みはできないか。その経費等の問題もあると思いますが、その点1点伺います。

あと2点目として峡北地域では地域患者情報共有システム、これは患者の情報を地域の病院で共有して、たぶん峡北地域は先ほどの答弁であれば4つの病院ですね。市立病院の2つの病院と韮崎の市立病院と韮崎総合病院、そことまた医大との関係です。すでに峡南地域ではそのネットワークをしています。これは患者の情報を地域の病院で共有して、安全で効率的な医療サービスを提供するシステムであります。これが構築されているかどうか。またされていないとすれば、今、電子化が進んでいます。今後取り組んでいく考えがあるかどうか、2点を伺います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

1点目の休日、夜間の急患の受け入れ態勢ということで、塩川、甲陽それぞれの病院の特長を生かしたような取り組みはできないかということでございますけども、先ほど答弁の中にもありましたように、消防署にはそれぞれ北杜、韮崎の4病院の宿直、当直の当番表がいておりまして、それぞれ患者の病状に合わせて救急医の当番でなくても受け入れをお願いしているという状況でございます。それぞれの病院の特長を生かしてということでございますけども、当直、日直は1名の医師で行っておりますので、その点をご理解をお願いいたします。

次に2番目の地域急患情報共有システムの取り組みの考えはということでございます。

質問されたように、この共有システムでございますけども、これは県の補助事業としまして峡南医療圏、それと山梨県ではほかに富士東部の医療圏で導入されたものでございます。現在までのところ、中北の医療圏につきましてはそのような話はございませんので、聞いていないという状況でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

休日、夜間の急患以外の第1次医療の現状はどうか、1点目。

あとやはり高齢化によって休日、夜間の当番表の周知を図るため、広報の中で年に2回周知しているとの答弁でしたけども、広報を工夫してお年寄りが張れるようにしていただければいいと思うんですが、そういう各家庭の見やすい場所に掲示できるように広報を工夫して、そこを外して掲示できるようにできないか。2点伺います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

1次救急医療の現状ということですね。ということで、1次救急医療につきましては北巨摩医師会にお願いするわけでございますけども、平日の準夜間等、休日の日中に在宅当番医として1次救急医療を担っていただいております。昨年の実績ですと準夜間で257件、休日の日中で1,697件、合計で1,954件という急患の対応をしていただいているところでございます。

2点目です。在宅当番表を掲示できないかというようなことでございますけども、在宅当番表につきましては6カ月に1回というスパンで広報しております。特に在宅医療の当番については広報でもできない状況で現在は山梨医療ネット、ならびに峡北消防本部のテレホンガイドでガイドしてくれております。したがって、その情報につきましては、先ほど答弁で申しましたように4月、10月の広報で定期的にお知らせしておきますので、これにつきましては電話のそばに書き留めておくなどの対応をお願いしたいと思います。

これらの対応につきましては、災害時・緊急時の防災対策に通じるものがございまして、ぜひご理解・ご協力のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

農業の現状と農業問題について、再質問をさせていただきます。

今後の問題点として営農組織や農業法人などの後継者不足が大変心配されています。今は団塊の世代でなんとか農業経営を維持していますが、これから5年先10年先は高齢者となります。農業法人等の後継者不足が大変心配されています。このことに対しては今から早期に対応が必要と考えますが、市としての対策についての考え方をお聞きます。

一方で先ほど新規就農者149人ということでしたけども、若者の新規就農への青年就農給付金制度の認定条件が厳しいとの声も聞かれますが、青年就農給付金制度を大いに活用すべきと考えますかいかがでしょうか。今後、人・農地プランを今後どのように活用していくかが後継者問題のカギとなると思っています。見解をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

はじめに営農組織、農業法人などの後継者不足についてであります。

地域農業を維持し継続的に進めていくには営農組織、農業法人などが中心となり経営基盤の構築、強化が必要であります。後継者不足の解消としまして地域の退職者の取り込み、また担い手農業者の育成を行い、組織の一員として活躍していただけるようバランスの取れた年齢構成となるよう県等と、また関係機関におきまして連携して指導してまいりたいと思います。

また国・県等の補助制度で施設整備を進め農地の集約化、集積化を図れるよう支援してまいります。

次に青年就農給付金の認定条件ではありますが、青年就農給付金につきましては、年齢や所得等の要件がございます。要件に合わず事業の活用を見送った新規就農者もおりますので、多くの新規就農者が事業を活用できるよう要件の緩和を国等に要望してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

やはり農業者の後継者不足が本当に課題となっていますので、ぜひ今からそういう対応を考えていただきたいと思います。

次に新規就農者の住宅確保の考え方についてお聞きします。

新規就農者が農地を借りている付近に住宅や空き家を探していますが、なかなか空き家があっても貸してくれないため、遠くから通っているケースが多いと聞いています。実態を調査して住宅を斡旋していく考えはあるかどうか伺います。

あと1点、今サルの捕獲対策についてですけども、先ほど11群800頭で149頭を捕獲しているという答弁がありました。そして捕獲員を2名採用していると。そうした中で今、市内の集落、特に須玉の仁田平とか東向、今、長坂方面においても市街地までサルが出没しています。サルの被害はおおむね各年度2千万円近くあって149頭獲ってもまだ被害が一番多いと思います。私は11群800頭以上いるように思っています。ですから追い払いに成果が出るような対策、イタチゴッコでなくサルによる被害を少なくするために本格的な捕獲対策を実施していただきたい。

そして、ちなみにサルの管理捕獲頭数はどのような方法で決めているのかお聞きします。管理捕獲頭数が少ないので、被害の実態に合わせたものにする必要があると思いますが、その点について見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉議員さんの再質問でございます。

新規就農者の空き家対策ということでございますので、私のほうから答弁させてもらいたいと思います。

現在、行政区長さん方を通じまして区域内の空き家に関する情報の提供をお願いしているところであります。これから寄せられた情報をもとに可能な範囲で、その実態の調査を行いまして空き家バンクに登録していくことにしたいと考えております。

これからも就農者を増やすことは、本市にとりましても大変重要なことだと思います。当面は市営住宅に加えて空き家バンクを充実させていくということで、就農者を含む本市への転入者に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の再々質問にお答えします。

サルの対策等、本格的な捕獲についてであります。

サルの被害防止には地域での防除、追い払いが有効であると考えます。地域ぐるみの追い払いや防除を効率よく円滑に行えるよう北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業で引き続き支援してまいります。また捕獲につきましては県が定めた管理計画の目標数は毎年達成しており、その後の捕獲につきましては被害が発生した場合、実施する有害鳥獣捕獲のみとなります。管理捕獲数は山梨県特定鳥獣保護管理会等で生息数の増加などにより目標数を定めておりますので目標数の増加を県へ要望してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に職員等の職場環境の充実について再質問をいたします。

本市においては臨時職員の賃金等支給についての根拠となる要綱、規則等は本市にあるのか。ないとすれば賃金の支給等についての要綱、規則等をつくる考えはありますか。

ちなみに荒川区では臨時職員の取り扱い要綱で3つの格差をつけています。一般職、主任、総括というランクで、また保母さん等の資格があるかないかによって賃金に差をつけています。そういった意味で先ほどの答弁では地方公務員法によって半年、半年、1年採用ということでなかなか国の法律改正がないとできないということで、荒川区では要綱でそういう区分をしています。ぜひそのへん検討をしていただきたいと思います。

そして2点目として臨時職員等で経験、5年10年と経験が豊富で優秀な職員がたくさんいます。優秀な職員は例えば正職員の採用試験を特例で受けることができることとか、または嘱託職員として採用するなどそういうことも考える必要があるかと思いますが、そのへんについて伺います。

もう1点、毎年組合と、職員一同の組合で要望に対して回答していると思いますが、回答の中で前向きに改善に取り組んでいるものはどんなものがあるか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉議員さんの再質問にお答えをいたします。

最初に臨時職員の賃金等の支給に関する改正の根拠となる要綱があるのかということでございますけども、臨時職員の任用賃金、手当、勤務時間、休暇等につきましては平成16年に制定しました北杜市臨時職員取り扱い要綱がございます。それに基づきまして賃金等の支給につきましては、これを根拠にしているということでございます。

それから優秀な臨時職員等の、優秀な職員は正職員とか嘱託職員として採用する考えがある

のかということでございますけども、正規職員の採用につきましては毎年北杜市の定員適正化計画に基づきまして採用試験を実施しております。試験に合格した者を任用の条件としております。また受験資格につきましては年齢とか学歴等の要件を示しておりますけども、その要件を満たしていれば受験は可能でありますので、一般の受験者の方々と同様に市役所の採用試験にご応募いただき、合格された方は採用してもらいたいとかように考えています。

また嘱託職員の採用についてでございますけども、臨時職員で保育士等の人材不足で雇用が難しい職種であり、また任用期間が長い者につきましては、経験とか能力等を勘案する中で他の市町村の状況を踏まえまして今後、任用の形態につきまして検討してまいりたいとかように考えております。

それから職員組合の要望に対しての改善に対して、前向きに取り組んでいるものは何かということでございますけども、予算等も関連し早期に不可能なものもございますけども、一つひとつ改善に向けて組合と協議を重ねております。また人事院勧告に基づきまして賃金の引き上げとか人事院勧告の総合的な見直しにおける減給補償、また職員休憩室の設置や宿日直室の整備、その他企業運用の基準の見直し等につきまして、組合からの要望に随時取り入れているというものでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今の答弁では検討するという感じかどうか、そのへんも含めて今、北杜市には約400人、先ほども3割の臨時職員等がいるということで、5年10年選手もかなりいますし、すべてがとは言いませんが、やはりそういうチャンスを与えることはぜひ検討していただきたいと思えます。

そして先ほどちょっと4月1日から賃金の見直しがされたということで、参考までに改定した賃金がいくらか、職種別に例えば保母さんとか分かれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の再々質問でございますけども、まず臨時職員さんの賃金でございますけども、保母さんにつきましては7,200円、一般の事務職につきましては6,500円に改定したものでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に自然環境の保全と自然との調和について再質問をさせていただきます。

県内の5つの市や町が条例化する中で、日本一の日照権を誇る本市には太陽光の設置が県内で一番多く集中しています。もちろん再生エネルギーと自然環境の両立を図っていくことは私も同じ考え方であります。こうした中で指導要綱ができましたが、法的な拘束力がなく市民との合意形成を図らない太陽光の設置が多く見受けられます。この状況を見て市民の多くが自然環境、景観に影響が出てきている太陽光の設置についての今後を大変心配しています。このままの状態では太陽光の設置が進んでいくと、市内の至るところに太陽光が乱立するまちになってしまいます。なんとしても早急に条例化をしなければならないと私は考えます。

例えば国道141号線沿いの箕輪地内ですか、投資分譲型太陽光の設置により電柱が林立しています。また高根上黒澤から五町田にかけての県道沿いにも投資分譲型太陽光が建設中であり、景観を著しく阻害し、かつ道路からのセットバック距離が少なく、また設置した太陽光が高く光の反射による交通事故が多発する危険性もあります。このことに対して行政としてはどのように感じているか、お聞きします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

太陽光の景観等の課題ということであります。

内田議員の、公明党の代表質問でもお答えいたしました。景観条例の改正につきましては、従来から答弁をさせていただいているとおり、太陽光発電設備を景観条例の対象に加えるときには総合的に検討していく必要があります。まずは答弁にもありましたが、要綱の見直しを基本に進めてまいります。しかしながら太陽光発電設備を取り巻く状況に応じ、関係条例の整備等を視野に入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

先ほど今の答弁では要綱の見直しをして検討していくという答弁でしたけども、私はやっぱり環境創造都市北杜市ですよね。今、県下27市町村のうち最新の情報では19市町村が条例化を決定するようなことを聞いています。決定実施予定となっています。あと5町村が要綱なりだと思いますけども、今、北杜市の太陽光の稼働件数は27年の1月現在645件、これは10キロワット以上だと思いますが、設置認定、これは経済産業省の件数は4,471件。現在、稼働の7倍の件数が設置許可を取得しています。今もなお月に40件の勢いで増え続けています。市は要綱で十分との見解。しかし法的拘束力がありません。規則の規制の効果がございません。ぜひ県内で一番の美しい景観、風景、検討をしていただきたいと思います。再度ご答弁を求めます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

今の質問の中で要綱では規制効果がないというふうにおっしゃっていましたが、そのようには私どもは思っておりません。他市の条例というお話がありました。例を挙げて言いますと条例本文の中にはできる限り低くしてとか敷地境界からできるだけ後退してとか配慮規定、努める規定がこれが他市の条例の本文にあります。午前中の公明党の代表質問、内田議員の質問にもお答えいたしましたが、しかしながら先ほども繰り返しましたが、関係条例の整備等を視野に入れてまいりたいと考えております。それでまずは要綱の見直しを各関係機関のご意見をいただき、これを将来的には基本になると考えております。

また山日の新聞記事にもありましたが、県が太陽光発電施設の建設に関して市町村と協議してガイドラインをつくっていく、景観面などから地上型太陽光発電設備の建設が望ましくないエリアを設定して公表する方針を発表しております。したがって市においても今後、県の動向を注視してこれらに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後に空き家等対策の推進について、再質問をさせていただきます。

この法律が5月26日に全面施行されました。この法律を根拠に市が条例化するまでの空白期間、倒壊した家屋の撤去、ごみ屋敷問題をどのように指導し解決していくのかお伺いしたいと思います。

あと2点目として、長坂駅周辺の市街地に建物所有者が行方不明で倒壊した危険な建物がありますが、今回の法律の施行により行政でその家屋の撤去ができないか伺います。これは2年前に私が質問していると思いますけども、そのへんも含めて現場を確認した状況、今後の状況についての考え方についてもお聞きしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再質問にお答えをしたいと思います。2点いただいております。

まず空白期間をいかがするかということだと思います。条例化に向けて先ほど答弁をさせていただいておりますけども、条例化につきましては来年以降になるということでもあります。したがって、空白期間におきましては従来どおり根気よく所有者に通知をして指導をしたいというふうに考えております。また今後、開始されます県と市町村の担当者によります空き家等対策市町村連絡協議会の中で、県とも協議をして方向を出していきたいというふうに考えております。

2点目でありますけども、行政代執行までしてやるのかというお話であります。

これにつきましては何かしらの相続人が、必ず土地でありますからいるはずであります。第一原因者、つまりは相続人が片付けていただくのが建前のはずであります。ですから相続人を確定して、根気よく通知をして片付けていただけるようなことをお願いするということだと思います。行政代執行をするか、しないかにつきましては、先ほど申し上げましたけども北杜市

特定空き家等の協議会にお諮りをいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

来月、協議会を立ち上げて協議していくという答弁がありました。ぜひ現状を見ていただいて速やかな取り組みをお願いしたいと思いますので、再度答弁を求めます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

大変申し訳ありません。先ほどのもう一度、答弁をさせていただきます。

来月設置すると申し上げたのは、北杜市特定空き家等対策庁内検討会を立ち上げたいと。北杜市特定空き家等対策協議会につきましては、先ほど申し上げましたように条例化が必要でありますので、条例を上程させていただいてそれ以後、立ち上げていきたいということであります。これにつきましては、先ほど答弁したとおり来年度以降になろうかと思えます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君の関連質問を許します。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

〇議長（千野秀一君）

保坂多枝子君。

〇議長（千野秀一君）

平井市民部長。

〇議長（千野秀一君）

ほかに。

渡邊英子君。

〇19番議員（渡邊英子君）

関連質問の仕方なんですけれども、今のような関連質問の内容というのは透析についての質問というふうなことは通告されていませんし、関連質問としては幅が広くなりすぎて当局のほうの答弁も非常に苦しいものがあると思いますし、関連としてはいかがなものかと考えます。議運の中でしっかりと検討していただきたいと思います。

〇議長（千野秀一君）

議運の中で検討いたします。

ほかに関連質問はありませんか。

（ な し ）

なければ、以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

平成 2 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 4 日

平成27年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成27年6月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

市民の声 小野光一君

市民フォーラム 岡野 淳君

日程第2 一般質問

12番 野中真理子君

21番 中村隆一君

3番 齊藤功文君

9番 中山宏樹君

1番 上村英司君

16番 保坂多枝子君

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（42人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	地域課長	仲嶋敏光
地域課防災調整監	花輪栄一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	管財課長	中山晃彦
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長	平島長生	子育て支援課長	小澤章夫
環境課長	早川昌三	農政課長	小澤隆二
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	生涯学習課長	山内一寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者からの撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

ここで、昨日開催いたしました議会運営委員会より報告を求めます。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

昨日、議会運営委員会が開催されましたのでご報告させていただきます。

昨日の明政クラブ代表質問の中の、市立病院等の医療体制の充実についての保坂議員の関連質問につきまして、通告外ではないかとの指摘により議長より議会運営委員会開催依頼がありました。

本会議終了後、開催いたしまして議会運営委員会におきまして慎重審議の結果、今回の件につきましては通告外であるとの結論になり、議長に報告をいたしました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

昨日の明政クラブ代表質問、市立病院等の医療体制の充実についての関連で透析患者について質問をいたしました。

通告外とご指摘をいただきまして、皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしまして申し訳ございませんでした。関連質問についてのすべての発言の取り消しをお願いしたいと思います。

本日に皆さまにはご迷惑をお掛けいたしまして、申し訳ございませんでした。

○議長（千野秀一君）

昨日に引き続き会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民の声の会派代表質問を許します。

市民の声、2番、小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

私たち会派市民の声は市民の皆さんの声を市民目線に立ち、市政に反映できるよう議会活動の中で深めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

終戦から70年目の節目を迎え、私たちは改めて不戦を誓おうとする今、国会において憲法9条に触れる安全保障法制の審議が会期を延長して続く中、昨日の沖縄戦慰霊の日を経て広島・長崎への原爆投下の日、そして終戦の日を迎え過去の戦争の鎮魂を思う季節となりました。

3月の定例議会に、私は自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の改正制定に反対

する意見書を求める請願の紹介議員をさせていただきました。その後、国会審議の変遷でその内容が現実とそぐわず総務常任委員会では不採択となりましたが、総務常任委員会の皆さまのご理解のもと、改めて議員発議という形で意見書を提出いただけることに感謝と御礼を申し上げます。

では会派市民の声代表質問を行います。

1 番目の質問です。地上設置型太陽光発電の防災上の観点は。

北杜市内には現在4, 400件以上の設置認定が寄せられ、4月末時点で600件を超える導入がなされています。仮に設置認定が全部敷設されると現在目に付く地上設置型太陽光パネルの数は7倍から8倍にもなります。景観の阻害のみならず、その中には防災上の危険を感じさせる物件も数多く見られます。

昨日、県下では各所で集中豪雨に見舞われました。北杜市内にも相当な雨がありましたが、市内太陽光発電施設はどうだったのでしょうか、心配でございます。

そこで質問です。地上設置型太陽光発電において、防災上の観点から質問いたします。

現在、山林伐採地や宅地への太陽光発電パネルの設置が市内各所で進んでおります。例えば国道20号線沿いに太陽光パネルが設置されていまして、地主は県外の方です。両隣には民家があります。人が住んでいます。歩道からわずか50センチの近さです。国道20号線は24時間絶え間なく自動車が走っています。フェンスもなく、誰でも動物でも自由に立ち入りが可能です。設置責任者の表示がどこにもありません。これとは別に急傾斜地への設置も多く見られます。このような防災上の危険性が隣り合わせの状態は、近隣住民の大きな不安材料になっています。市はこの状況をどのように思われるのでしょうか。

2 番目の質問です。市内温泉施設の利用状況は。

市内の温泉施設をたびたび利用する住民の方々から温泉の利用者が減っているのでは、これでいいのかとご質問をいただきます。昨年変更実施された市内温泉施設の利用料金変更について伺います。

1 番目に本年4月、5月と昨年4月、5月の入れ込み客数。(市内の住民、市外の方々)

2 番目が市内者、市外者それぞれの利用収入の比較した状況は。

次に市内者と市外者を分ける基準は何か。

次に3 番目の質問でございます。甲陵中・高校で行われているSSHの効果は。

昨年2月、甲陵高校のスーパーサイエンススクール研究授業を見学いたしました。まず生物学学習では仮説、実験、考察といった探求活動の進め方を用い、顕微鏡の使い方と細胞の観察を行い、この過程はすべて英語で展開するというものでした。

また物理はパラボラアンテナの構造から数学と物理の関係を理解するもの。また遺伝子組み換えの食品のDNA抽出実験、ちなみに日本においてGMO食品は生産されていません。実験に用いたGMOパパイアは筑波大学遺伝子実験センターの紹介で購入されていました。そんなことなど、大変興味深い授業の中で生徒の方々の学習意欲が育まれていることに感動さえ覚えるほどでした。そこで本年2月の実施で第3回目となった甲陵中・高校でのSSH研究授業について伺います。

1 番目に中学3年生のSSH課題研究の効果は。

次に高校1・2・3年と続くSSH研究の効果は。

最後に例えば科学にとらわれることなく、ほかの分野にも広げ市内の中学校や北杜高校へこ

の手法を取り入れることは考えられないか。

4番目、最後の質問になります。元気な高齢者への元気づけ対策は。

環境健康学という環境と健康分野の新しい研究がございます。これによりますと緑と自然との関わりによる健康効果、緑による癒しのメカニズムは神経系に働き内分泌ホルモンに影響し、免疫機能の抵抗力を高め、結果体調が良くなり病気にかかりにくくなる。これを数値で表し健康寿命を伸ばしていくという分野の研究ですが、北杜市の環境はまさにこのフィールドたる環境だと思います。元気な高齢者が多いのも頷けるところです。

そこで質問ですが、お勤めを退職してから地域に密着した活動をしている団塊の世代からその上の世代の方々は、市内でさまざまな地域活動に携わっていらっしゃいます。方々の働きは、これからの元気な北杜市の象徴となる存在ではないかと考えます。

そこで地域活動にまい進される団体・個人等をより元気づけるなんらかの奨励・表彰制度などを策定していただき、そういった方々の横の連携を構築していけたらと考えます。北杜市合併10年を過ぎ、より北杜市の一体感を醸成する制度があればと考えますかいかがでしょうか。

以上4つの点、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

元気な高齢者への元気づけ対策についてであります。

北杜市の高齢化率は34%を超える状況ですが、恵まれた自然環境と人と人との絆が深いことから元気な高齢者が多く、これも本市の特色として大変ありがたいことであります。このことから、介護保険料は県下でも最も低い状況にあります。

団塊の世代が75歳に差し掛かる平成37年にあっても、なお地域の中で元気に活躍する高齢者が増えていることが市の目指しているところであります。そのような元気な高齢者の活躍については市制祭等で表彰しているところでありますが、健康福祉大会ではダイヤモンド婚、四世代の家族表彰を行い、健康で家族円満な高齢者の表彰をしております。

今後、高齢者がより元気で居続けられるために、あらゆる分野で社会活動や社会貢献等の活躍をしている高齢者個人または団体の実態把握に努め、積極的に表彰してまいりたいと思っております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

甲陵高校で行われているSSHの効果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学3年生のSSH課題研究の効果であります。

スーパーサイエンスハイスクール、通称SSHは甲陵高校において企画提案型として平成24年からの5年間、文部科学省の指定を受け自然科学、科学技術に対する興味・関心を高め探究心、課題解決力、人間力を養い世界的に活躍する科学技術系の人材を育成するため小・中・

高・大・研究機関・企業などと連携した教育システムの研究開発することを目的に取り組んでおります。

現在、全国のSSH指定校は200校であり、県内では甲陵高校を含め7校が指定され国から運営事業費を受け、実施しているところであります。

甲陵中学校においては、特別なカリキュラムを設定し早期に科学的な能力や応用力を育むことで高校時におけるSSHの核となる人材を育てることを目的に自然科学、科学技術に対する研究を関係者と連携しながら取り組み、甲陵高校での本格的なSSHの素地を養うことができております。

次に高校でのSSH研究の効果であります。

SSHについては、科学や数学を主体に一連の教育システムの開発と確立・検証を行い、さらにSSHの取り組みを充実・発展させるための指針を策定することにしており、本年度4年目を迎え充実期と位置づけております。

こうした中、指定後の3年間を通してSSH研究を実践した昨年度の甲陵高校卒業生の多くが科学技術系を進路志望するとともに文科系でも将来に役立つカリキュラムを組んでおり、研究の取り組みが成績の向上のみならずコミュニケーション力、表現力に優れた人と積極的な関わりを持つ生徒の育成に役立っております。

次に、ほかの分野への活用についてであります。

SSHは科学を主体とした取り組みではありますが、科学とつながるさまざまな課題にも取り組んでいることから、その手法については他の中学校等に生かすことは可能であると考えております。

現在、長坂中学校には甲陵高校の生徒が出向いて勉強の指導を行うほか、夏休みを利用して市内の小中学生を対象にした科学体験教室を開催するなど、SSHの取り組みを生かした活動を展開しているところであります。

また各年度の実践研究の向上に向けた取り組みを推進するため、市内企業を含め大学関係者および産業技術研究所理事等から構成する北杜市立甲陵高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会において検証を行っております。

その上で、各年度の成果については公開研究発表会の実施や甲陵SSH通信を市内小中学校に配布するほか、研究開発実施報告書を作成し市内外に紹介しており、今後もSSHの取り組み手法を参考にいただけるよう情報を発信してまいります。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電の防災上の観点についてであります。

ご質問の太陽光発電設備については、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱による届け出が提出されていないことから、現地を確認したところ施設規模は発電出力が50キロワット未満であると思われます。

50キロワット未満の発電設備については、電気事業法第38条に規定する自家用電気工作物に該当しないことから、法的にはフェンスや表示の設置義務はありません。

このため、市の要綱により届け出書の提出を指導するとともに国道20号線の沿線であり、

安全上の問題が懸念されることからフェンス等の設置について指導してまいります。

また、急傾斜地へ設置する場合の指導については届け出書提出時に土砂の流出や水害防止対策についても現地を確認する中で指導しているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

市営温泉施設の利用状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市営温泉施設の利用人数の比較についてであります。

本市にある10の市営温泉施設の利用人数は平成26年4月が市民、約4万7,700人。市外、約2万7,400人。合計で約7万5,100人。平成26年5月が市民、約5万100人。市外、約5万1,300人。合計で約10万1,400人。市内、市外の割合は市内55.4%、市外44.6%となっております。

平成27年4月は市民、約4万500人。市外、約2万1,600人。合計で約6万2,100人。前年対比17.3%の減少となっております。平成27年5月は市民、約4万2,900人。市外、約4万8,900人。合計で約9万1,800人。前年対比9.5%の減少となっております。市内、市外の割合は市内54.2%、市外45.8%となっております。

次に、市営温泉施設の利用料金収入の比較についてであります。

平成26年4月が市民、約1,338万4千円。市外、約1,630万2千円。合計で約2,968万6千円。平成26年5月が市民、約1,422万2千円。市外、約3,024万円。合計で約4,446万2千円。市内、市外の割合は市内37.2%、市外62.8%となっております。

平成27年4月は市民、約1,520万7千円。市外、約1,624万円。合計で約3,144万7千円。前年対比5.9%の増加となっております。平成27年5月は市民、約1,493万2千円。市外、約3,473万7千円。合計で約4,966万9千円。前年対比11.7%の増加となっております。市内、市外の割合は市内37.2%、市外62.8%となっております。

次に、市内者と市外者を分ける基準についてであります。

各温泉施設の設置管理条例では、利用者を市民と市民以外に位置づけております。市民は市に住居を構え、生活の根拠として住民票に登録している者としております。市民以外は住民票に登録されていない者であります。市民以外の利用料金については、施設の整備費や施設運営のために平成26年度で約1億6千万円の税金を投入していること。また、受益者負担を求める観点や入湯税の免除規定がないことから、市民と異なる利用料金となっております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

○2番議員（小野光一君）

再質問をさせていただきたいと思っております。

まず地上設置型太陽光発電の防災上の観点にはについてでございますけども、昨日、大変集中豪雨が県内各所、また内陸部を襲ったわけです。市内には大規模なところがいくつもあるんですけども、そういったところから何か情報があったのか。何もなければいいと思いますが、そのへんで市が把握していらっしゃるかどうか、質問です。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小野光一議員の再質問にお答えいたします。

昨日の豪雨によりまして、昨日の出来事でありました。クリーンエネルギー清里の杜太陽光発電所、檜山牧場で昨日の豪雨によりまして発電所内から流出がありました。斜面が崩れたというような内容ではありませんが、工事中の中で流出があったと。現場のほうへ早速、確認をしたところ上流部に位置する農地に土砂が流入したという状況であります。現在、工事事業者、また市において現地を確認し復旧作業に入っております。当然のごとく被害を受けた農地所有家の方には誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

また林発関係でもありますので、県の指導も受ける中で今後措置を講じたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

分かりました。やっぱりなんか心配だと思いましたが、そういうことも今後懸念すると思います。よろしくお願いします。

それから次に再質問、2番目の温泉施設の利用料金についてでございますけども、データを伺いますとやはり昨年に比べ本年のほうが利用者数が減少しているというふうに感じます。それからただ、利用料金が上がっておりますので収入のほうにつきましては若干上がっているということなんですけども、やはり北杜市にとっては大変重要な資源だと思います。できましたら利用者の市内者と市外者を分ける基準をもうちょっと、例えば別荘を持っていれば固定資産税を払うとか住民税も払っているとかそういった、もっと言えば過去、山梨県が清里の森の別荘地の中で水道料金を、定住する住民の方とそうでない別荘所有者との間で格差をつけたときの裁判はたしか最高裁までいって、料金が違うのはおかしいということになりました。水道料と温泉料金とは性質がまったく違うものですからそういうふうにはいかないかもしれませんが、できるだけ便宜を図り、なおかつ収入につなげて施設の指定管理者にとって有効な利用が図られるように再度お願いしたいと思いますが、そのへんもご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野光一議員の再質問にお答えします。

市民、市外の分けですけども先ほど答弁したとおりでございます、別荘料金というところ

が昨年１０月に廃止になったということで、そちらのほうからご意見をいただいている状況もございます。ただ、先ほども答弁したとおり施設の整備、維持管理費につきましても多額の費用ということもありまして、やはり公正な受益者負担というところの観点もございますので別荘料金につきましても市外ということでお願いをしております。

ただ、しかし利用者を増やして収入が増というところも市の考えでありますので温泉の管理者協議会等と相談する中で、また昨年１０月に料金を値上げしてまだ１年足らずでございますので、またそのへんの動向を注視しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○２番議員（小野光一君）

以上です。

○議長（千野秀一君）

関連質問は。

齊藤功文君。

○３番議員（齊藤功文君）

関連質問を２点お願いします。第１項目めと第２項目めを１点ずつお願いしたいと思います。

第１項目めですけれども、災害の観点からというようなことで太陽光パネルについて質問されておりますけれども、６月１５日の群馬県でも突風で地上設置型のパネルが大きな被害を受けたと、そんなマスコミ報道もされております。こうした地上設置型の太陽光施設は突風や台風などでも周辺地域に大きな被害をもたらす恐れがあるわけですがけれども、聞くところによると今までは北杜市においてはこうした原因による大きい災害はないと聞いておりましたが、なんか昨夜は集中豪雨でちょっと被害があったとそんなことがありますけれども、こうした工事中ではなくて稼働しているような施設について、もし災害が起きたときには市の初動体制、要するに電気が通電していますね。そのようなときにはどのような災害上の確立体制がされているのかというのが１点でございます。

２点目は、２項目めでございますけれども市内温泉施設の関係ですけれども、北杜市はなんか先ほどの状況を聞きますと入り込み数は減っていると。ただ料金も少し値上げしたから収支の関係については若干増えているというふうなことですけれども、私が聞くところによると温泉の料金等についての利用者だとか観光客、また別荘利用者などからも大変ご意見などが寄せられていると聞いておりますけれども、こんな利用者のためにもぜひ市民、先ほどちょっと質問の中でも別荘所有者、家屋敷があったりして住民税を納めている方については住民とみなすというようなことの中で、別荘所有者についても住民なみに利用料金を設定してほしいと、こんな大きな声があるわけですがけれども、今後多くのこうした利用者からの強い要請に応えるように料金の見直しを重ねてお願いしたいというふうなことですけれども、ご所見をお願いいたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

まず群馬県のほうで発生した突風、ダウンバーストではないかといわれている件ですが、この関係につきましては、この突風については新聞等によると風速につきましては毎秒33メートルから49メートルではないかということでありました。

なお、参考までですが市北杜サイト、太陽光発電所においては風速、毎秒35メートルまで対応する架台設計というふうになっております。昨年から今日まで、市においては台風により設備が破損したという、そういう報告は特にはありませんでした。

さらに先ほど災害時の対応ということがありました。50キロワット以上、電気事業法で規定されている中では備えですか、そういうことは法律上あるかと思えます。それ以下についても今後、さらに事業者には災害時の対応等をまた注意喚起、指導などをしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤功文議員の関連質問にお答えいたします。

別荘料金の見直しをお願いしたいという内容でございますが、昨年10月から値上げしたという経緯もございますので、利用者数の動向、ならびに利用料金の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民の声の会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

6月定例会にあたり市民フォーラムを代表して、大きく4項目について質問させていただきます。

はじめに今後の公共交通の構築について伺います。

まずデマンドバスの実証運行打ち切り以来、その後の対策として市民バスの小型化や新路線の検討などが進められていますが、新たな市民バスネットワーク構築の具体的な取り組み状況とスケジュールを。また空白地帯解消など地域からの要望はどのように応えるのか、併せて市の考えを伺います。

2点目として、まち・ひと・しごとの創生施策に基づく地域の公共交通ネットワーク再構築について、北杜市では具体的にどのような計画があるのか伺います。

3点目として、昨年の11月13日に行われた全国市長会の理事・評議員合同会議では21項目の重点提言が決定されました。そのうち運輸・交通施策の推進に関する提言では、地域公共

交通活性化策の支援の充実として、1つは地域住民の日常生活に必要な地域公共交通の確保および機能の強化、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた関連施策を充実させるとともに必要な財政支援措置を講じること。

それからもう1つは地域住民の生活に必要な不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域の実情に応じて恒久的な財政支援措置を講じること。また地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助要件を緩和し、対象事業を拡大するなど支援体制を拡充することというものがあります。

この提言に対して国はどのように対応しているのでしょうか。また北杜市は国にどのような働きかけをしているのでしょうか、伺います。

4点目として、八ヶ岳定住自立圏構想や広域連携の発想からお隣の富士見町のデマンドバスと北杜市の市民バスの相互乗り入れなど路線拡大の検討の余地はないのか、見解を伺います。

5点目として公共交通を考えると、実際にバスを利用している。あるいは利用せざるを得ない市民が意見を言える場が必要だと考えますが、現状はどうなっているのでしょうか。

大きく2項目めとして、北杜市定住促進計画に関する質問です。

はじめにまち・ひと・しごと創生本部事務局および経済産業省が提供をはじめた地域経済分析システム、いわゆるリーサスを用いてどのような分析を行ったのか。特に人口の社会増減についての見解と分析を踏まえた上での定住促進のターゲットをどのように考えているのか、併せて伺います。

次に本年10月に国勢調査が行われます。北杜市は別荘や二地域居住者も多く実態把握が大変難しい地域であると考えますが、市はどのような対策をとるのでしょうか。

3点目として新聞報道に県と市町村は空き家等対策市町村連絡調整会議を設立。今後、市町村による空き家対策の具体的な事例や課題を共有した上で市町村の要望を踏まえ、県が支援策を検討するとありました。北杜市の空き家対策の課題とその課題を踏まえて県にどのような要望をするのか伺います。

4番目として、空き家対策の推進に関する特別措置法にある空き家等対策計画の策定予定は現在どのようになっているのか伺います。

5つ目として空き家調査について。調査を行う場合の規模、項目、スケジュール等はどうなっているのでしょうか。

6番目として、サンコーポラスなど単独公共住宅の入居条件緩和や空き家改修に対する助成金交付等実施のスケジュールを伺います。

7番目、5月23日に東京で行われましたやまなし暮らしセミナー参加者の反応や意見はどのようなものがあつたのでしょうか。

大きな項目3項目として、引きこもりに関する福祉行政について質問します。

1つ目として、いわゆる引きこもり状態にある成人の実態（年齢別とか原因別など）の把握と対応策。また民生委員、保健師との連携はどうなっているのか伺います。

2つ目として引きこもりの当事者が再び社会に出ようとする民間の支援事業を行政として、どのようにバックアップするのか。また県との連携をどうしていくのか、お聞かせください。

3番目として引きこもりの人を恐れ、施設に入れるなど地域から隔離しろという声を聞きます。いまだにそのような声があがるのは理解不足によるものだと思います。3月定例会では障害者総合支援センター等で専門家を呼んで勉強するという福祉部長の答弁がありましたが、計

画の具体的スケジュールはどうなっているのでしょうか。

最後の項目として、太陽光発電パネルについて伺います。

市民グループが景観計画、あるいは景観条例の改正を求める署名運動を展開し、市内外から多数の署名が集まっているようです。また5月11日に開催された環境審議委員会でも市民委員からはさまざまな意見が出され、目下のところ市民の最大の関心事は太陽光発電パネルの乱立であり、これが景観を損ねていると感じている人が多いという話を聞きました。

それだけ北杜市の市民、あるいは別荘住民、あるいは観光客の中で乱立するパネルに対する危機感が高まってきているように感じますが、環境審議委員会では市の立場をどのように説明しているのでしょうか。

次に富士河口湖町は条例改正に至った理由の1つとして、要綱には拘束力がないとしているようです。北杜市は3月定例会の中の答弁で景観条例より要綱が劣るということはないというふうに言い切りましたが、その根拠はどういうものなのか伺います。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

地域の公共交通ネットワーク再構築についてであります。

国は急激な人口減少、少子高齢化が進む中で地方創生を支える地域の生活の足の確保が課題となっております。公共交通ネットワークの再構築については、北杜市地域公共交通会議および市民をはじめ産・官・学・金・労・言などで構成する北杜市ふるさと創生会議で検討していただくこととしております。

次に、地域経済分析システムによる分析内容と対応についてであります。

内閣府の地域経済分析システムでは産業、人口、観光や自治体比較マップの分析をすることで人の流れが分かることから、人口の推移を踏まえた将来人口を定める北杜市人口ビジョンの策定に当たり活用しているところであります。

社会増減については中央自動車道が開通した昭和50年代以降、首都圏からの企業進出や第2の人生を自然豊かな北杜市でなどの理由で人口流入が目立ち、逆に人口流出は県内が多く見受けられます。このことから定住促進計画を基本とする北杜市総合戦略に当たっては、子育て世代を中心とする生産年齢人口の流入促進、ならびに流出の抑制ができる施策を検討しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市定住促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家改修の助成金についてであります。

北杜市に移住定住を希望している方のうち、空き家を改修して活用したい希望者も多くある

ことから北杜市ふるさと創生会議のご意見も伺い、検討してまいりたいと考えております。

次に、やまなし暮らしセミナーでの意見等についてであります。

先月23日に東京都有楽町において、やまなし暮らしセミナーの北杜市版を山梨県が主催し100人を超える方々にご参加をいただきました。

当日は北杜市に移住された方との意見交換を行い「生の声が聞けて良かった」「市の実情が分かった」など多くの方々から高い評価をいただいたところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

今後の公共交通の構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の市民バスネットワーク構築についてであります。

市民バス路線の再構築については現在、市民バスの利用実績や利用者ニーズを勘案しながら北杜市地域公共交通会議に諮り、来年度から段階的に実施してまいりたいと考えております。

また、地域の要望には利用者ニーズを勘案しながら対応を検討してまいりますが、引き続き地域での取り組みもお願いしたいと考えているところであります。

次に、全国市長会の重点提言への対応等についてであります。

重点提言に対する対応について、国は地域公共交通ネットワーク再編に対する支援策について、地域公共交通網形成計画の策定など一定の条件のもとに支援内容を充実させるとしております。また全国市長会の国への提言は、市の働きを踏まえての提言と理解しております。

次に、八ヶ岳定住自立圏におけるバスの相互乗り入れについてであります。

富士見町との定住自立圏形成に関する協定では、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野として地域公共交通のネットワーク化を掲げており、取り組み内容として圏域内住民等の移動手段を確保するため、バス路線等の維持・確保対策に取り組むとしております。

協定に基づく具体的施策については、今後設置する八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会で検討してまいりたいと考えております。

次に、バスを利用する市民との意見交換についてであります。

市民が意見を言える場は必要だと考えており、市民の代表や公共交通に関わる有識者等で組織する北杜市地域公共交通会議を設置しているところであります。

また、市長への手紙による意見や公共交通を考える市民グループの要望に応じ意見交換など必要に応じ行っております。

次に、国勢調査への対応についてであります。

国勢調査は10月1日を基準日に3カ月以上住んでいる、または3カ月以上にわたって住むことになっている人を対象とした唯一の悉皆調査であることから、近年の人口減少対策の資料として非常に重要であります。

このことから正確な情報収集に努めるため、実施体制の強化を図ることとし、今月1日に平成27年国勢調査北杜市実施本部を設置したところであります。

各部局の連携により円滑かつ効率的に調査を進め、調査事務の万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

引きこもりに関する福祉行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、引きこもりの実態と対応についてであります。

市が確認している引きこもりの方は10代後半から30代の男性4名で内訳は精神疾患1名、発達障害3名であり、この方々には北杜市障害者総合支援センターや社会福祉法人が運営する相談支援事業所の保健師や精神保健福祉士等が家族からの相談に応じております。

本市においての引きこもり把握については、今後も民生委員・児童委員や関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、民間の支援事業へのバックアップおよび県との連携についてであります。

市内では社会福祉法人が引きこもりの当事者など、社会との距離を置いていた方の支援等を行っております。このような民間活動の動向を注視するとともに、バックアップできるか検討してまいります。

また、県の中北保健所を窓口として山梨県精神保健センターと連携を図っているところであります。

なお、県においては10月から引きこもり相談窓口を設置することとなっております。

次に、引きこもりに関する勉強会についてであります。

引きこもりに関する理解を深めるための職員の研修については、本年度中に行いたいと考えております。

なお、引きこもりに関する情報の収集にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市定住促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特定空き家の対策についてであります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。空き家等の諸課題の整理および対応方法について検討するため、市においても北杜市特定空き家等対策庁内検討会を来月に設置する予定であります。

今後設置する仮称、北杜市特定空き家等対策協議会において策定する仮称、北杜市特定空き家等対策計画の中で県への支援を要望していきたいと考えております。

次に、特定空き家の調査についてであります。

仮称、北杜市特定空き家等対策計画には、空き家等の調査に関する事項を定めることとしておりますので仮称、北杜市特定空き家等対策協議会において調査の方法や項目を検討していきたいと考えております。

次に、単独公共住宅の入居条件緩和のスケジュールについてであります。

現在、単独公共住宅であるさつき団地A棟18戸、みさき団地30戸およびサンコーポラス団地320戸等への入居条件緩和として連帯保証人の要件の見直しを検討しております。9月定例議会に上程するよう準備を進めているところであります。

次に太陽光発電パネルについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の姿勢についてであります。

再生可能エネルギーの推進を図っている本市では、太陽光発電等のクリーンエネルギーの推進と美しい山岳景観、恵まれた自然環境の保全は両立させなければならない課題であると考えております。

本市では地域環境との調和と地域住民等への周知、また災害の防止を図られることを目的として、昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行いたしました。これは市としての姿勢を示すもので、この要綱の中で再生可能エネルギーの促進と美しい景観と自然環境の保全を両立し、共存できることを目的にしております。

次に、3月定例会での答弁における根拠についてであります。

他の自治体の景観条例においては、太陽光発電施設に関しても事業者の責務として景観に「配慮する」「努める」といった表現になっており、判断基準が明確でないこと。また、設置制限するものではないことから、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱は遜色ないものと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは各項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず今後の公共交通の構築という項目ですが1点目、今後の具体的な取り組みということで伺いました。ご答弁のほうは来年度から実施ということだったんですけども、何を実施するかという部分を具体的に聞きたかったので、差し支えない範囲で結構ですのでお答えをいただけるものがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

それから富士見町との相互乗り入れの件ですが、これから共生ビジョン懇談会で検討するというものですが、現在のところ白紙だという理解でよろしいでしょうか。

それからその次ですけども、実際にバスを利用している方、あるいはしないわけにいかない方というのがいらっしゃるわけで、そういう人が直接自分の意見を言える場があるかということに対して地域公共交通会議があると。それから昨日の答弁の中ではそこに障害者の方々のグ

ループも参加しているというご答弁があったと記憶していますが、そういう代表者の方が発言するのではなく、実際にバスを乗ったりしているご本人の直接の声を上げる場があるのかという点について、もう一度ご答弁をいただけないでしょうか。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

3点いただいております。

まず第1点目でございます。具体的な取り組みについてということで、これにつきましては平成28年度以降、スクールバスとのすみ分けを行いながらバスの小型化を進めまして集落内への取り入れを実施するということが地域公共交通会議で決定しております。

第2点目でございます。長野県富士見町との相互の乗り入れ、これについては現在は白紙状態でありまして、今後開催されます八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会において協議されるということになっております。

3点目でございます。利用する方の声をどのように反映したらいいかというご質問でございますけれども、実際、市長への手紙、また市民グループとの意見交換会などを行っておりまして、また実際バスに乗る方については年2回ほど情報調査という形を実施しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再々質問です。

1点目なんですけれども、そのバスの小型化、あるいはそれに伴う集落の中へというのは今までにも伺ってきたことだと思うんです。例えばどういうルートなんだとか、どの地域に入っていくんだとかというのをそろそろ具体的にないと、来年度のスタートに間に合わなくなってくるタイミングだと思うので、そこで具体的に聞きたいということを申し上げているわけですが、いかがでしょうか。そこを1つだけ、もう1回お願いします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

具体的なルート、また地区については今後、早々に開催予定であります地域公共交通会議で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、次に引きこもりの関係で再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも民生委員、あるいは児童委員と協力してというご答弁がありましたけ

ども、そういう方々にまず引きこもりの方が、こういう方がいる、こういうところにいるという情報がいつているんでしょうか。今まで私が聞いた限りでは、やはり引きこもりが深刻化すると当然社会に出てこないわけですのでそういう情報が取りにくいという側面もありますし、それからもう1つは行政のほうでそういう情報を持っていても、今度は個人情報という壁があって、民生委員の方たちにその情報を出さないということがあるんじゃないかと思います。そこをなんとかしないと民生委員の人たちは自分の足で歩いて、そういう情報を拾って歩かなくてははいけない。一方では高齢の方とか、そういう方のケアもしなくてははいけないということ非常に大変な仕事になるわけなんですけども、そこをどういうふうにか考えるのかをお聞かせください。

それからもう1点は、例えば県に今度は相談窓口ができるということ、たしかにそれはいいんです、ありがたいことなんですけども引きこもりの方というのはそもそも外に出られない。そういうところに相談に行きたくても行けないというのが現実でございます。そうしたときにまず一番身近なところでそういう相談に乗れるところは一体どこなんだと。あるいはそういうことがあるよということをどういうふうにか引きこもっている人に伝えるのか。そこはやはり行政の役割ではないのかなというふうにか思うわけです。そこをどういうふうにかケアするのかなというのをもう一度、もしあれば答えていただきたいと思います。

それから3つ目の勉強会の件です。これは勉強会と言ってもいろんなケースがあるわけですから、繰り返しやらなければいけないんですけども、やはり特に引きこもり、こういうたとえば本当はよくないんでしょうけども、例えば淡路島のほうで事件があったとか、小豆島のほうで事件があったとかという、そういうことがきっかけである意味、誤解をなさん人たちもいると思います。ですからきちんとそういうところは説明をし、理解を求めるためにも積極的に、何回も勉強会を開いて理解をしてもらうということが非常に大事だと思います。実際にそこであって、例えば足が不自由だとかそういう方たちは分かりやすいし、手も差し伸べることになんの躊躇もないんですけども、引きこもりだとか、あるいは発達障害だとか一見分かりにくい人たちに対する理解というのはまだまだ足りない。そういう意味で行政のそのケアが必要だと思いますけども、その3点ちょっともう一度お願いします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

民生委員との連携でございます。なかなかこういったケースについて、個人情報がありますので市のほうからその情報を流していくということは難しいところでもありますけれども、民生委員ですとか包括支援センターですとか、社会福祉協議会等々について連携を図りながら早期の発見、早期の対応に努めてまいりたいというふうにか考えております。

それから2つ目の質問でございます。相談窓口についてでございますけども、市の最初の相談窓口というのが市が担っている部分ではないかなというふうにか思っております。この相談窓口でございますけども、北杜市障害者総合支援センターや今年度、福祉課内に設置いたしました福祉相談窓口では保健師や精神保健福祉士、それから社会福祉士等が家族の相談に応じ適切な関係機関へつなぐなどの対応を行っております。

今後このような相談窓口があるということを市民等へ広く周知をしてまいりたいというふう

に考えております。

それから研修会についてでございますけれども、引きこもりなどに関わる職員の研修については、北杜市障害者総合支援センターや包括支援センターの保健師や精神保健福祉士、福祉相談窓口の相談支援員、それから福祉課の職員等を対象に山梨県精神保健センターの専門職員や引きこもりの当事者からの話を聞きながら研修を行いたいというふうに考えております。

また職員の資質の向上を図るためにも、県で行われる研修会等に積極的に参加をしてみたいと思います。

また市民等への研修についても今後検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。

1つ、提案というか相談窓口なんですけども、例えばこの間の、甲府でも引きこもりの方がやっと外に出てきて、その人たちが窓口というか講師になっていろんな勉強会をしたり、いわゆるブリッジスクール、引きこもり大学というのをこの間やりました。そういう方々、まだまだ少ないけれども、現実に関わった方、苦しんだことを経験した方、例えばですよ、市が委嘱をしてその相談窓口に来ていただいて、そこで相談を受けるとかアドバイスをしてもらおうとかということも1つの方法ではないかなと思います。ぜひ検討の余地があればお願いしたいと思うんですが、そこらへんの考え方をちょっとお願いしたい。

それからもう1つは勉強会の件なんですけども、これはぜひ市民参加の勉強会もご検討ください。そうしないとやはり、先ほども言いましたようにいまだにどこかの施設に入れられないかみたいな話が出てくる。もう障害がある方と社会が共生するというのは当たり前の時代ですので、ぜひそこらへんのもう一度ご見解をお聞かせください。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の再々質問にお答えをいたします。

相談窓口になかなか当事者が出てこれないというような状況でありますけども、そういった相談窓口があるということを市民に周知しながら対応をしてみたいというふうに思っております。

市民参加の研修会でございますけれども、それについても今後検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは4番目の太陽光発電パネルの件で伺います。

先ほどの質問の中で、ちょっと私の聞き方も悪かったのかもしれませんが、1番目の項目で環境審議会の中でどういう、いろんな意見が出たということを申し上げましたが、その中で非

常に市民の方、あるいは別荘の住民の方たちが問題意識を持っているというふうに感じるという話が委員の中から出たみたいで、それに対しては環境審議会の中で市はどういう説明をしたのかなということをお聞かせいただきたかったので、申し訳ありません、そこをちょっともう一度聞かせていただけないかなと思います。

それからもう1つ、要綱の件ですね、別に要綱を否定するものでもなんでももちろんありません。よくつくっていただいたと思います。ただ、これも釈迦に説法みたいなことで申し訳ないんですけども、要綱というのは法的な拘束力はないわけですね。ですからいかにこうしてくれあしてくれといってもやらなければそれっきりになってしまう。そういうことが起こらないように、やっぱり条例で法的に縛ったほうがいいんじゃないかという考えがあるわけですね。そこはやはり条例と要綱は全然違うものだ。河口湖の場合は罰則付きまで考えたということで、これは罰則付きの条例は市独自でつくれるはずですね。ですからそういうことを、遜色ないんだということではなく、やっぱり違いは違いとしてより一步、厳しい制限をかけるということも考えたほうがいいんじゃないかという趣旨ですので、もう一度お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

5月の、過日の環境審議会において委員さんより太陽光発電設備、また景観について大変心配というような意見はいただきました。その際、市では昨年制定されました要綱のこれまでの指導状況を踏まえ、より明確な指導が行えるよう早期改正に向けて検討しております。また今後、対応案についてご意見を伺いたいとお願いしたところであります。

それで2点目の要綱と条例のその件であります。昨日も答弁のほうで申し上げました景観条例の改正については、従来から答弁をさせていただいているとおり、今日、建設部のほうでも答弁がありました。しかしながら太陽光発電設備を取り巻く状況を勘案し、また県の昨日の報道にもありましたガイドラインの件、今後市町村と協議をしていく、そのような中で今後関係条例の整備等も視野に入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

では再々質問です。関係条例の整備というのは、どういう条例なのかなというのはよく分かりません。またちょっとあとで勉強したいと思います。

例えば景観条例をいじるとかなんとかという方法も1つですけども、例えば何とか協議会とか審議会でもいいんですけども、そういうものを設置して、いわゆる第三者機関を設置してそこにある程度の権限を持たせて、地権者とか事業者とかあるいは近隣の住民とかという利害関係のある人たちの協議の場をそこが設けると。言ってみれば落としどころをそこで探るというようなことをするという条例があってもいいだろうというふうに思うんですね。いろんなやり方があるんですけども、要は太陽光発電を否定するものではないわけですから、要するにうまくやってくれということをやっぱり進めていかなければいけないと思うんですね。そのために

はやっぱりどっちもある程度主張しなくてはいけないものもあるし、どっちも我慢しなくてはいけないものがあるんだと。その落としどころをどうするかという方向をやっぱり探っていくのも1つの方法だと思うんです。ですから何がなんでも規制しろと。あるいは駄目だと言っているということではなく、やっぱりこれから先、環境創造都市を標榜する北杜市として、さすがにそういうことをやっているんだなということを思わせるようなことを考えていくということは必要だと思いますが、最後にそこを1点だけお聞きします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

まずは答弁にもありました要綱の見直しは早期にということで、北杜市新エネルギー推進機構、また北杜市環境審議会をはじめ関係各位の幅広い意見をいただいて、この課題に今後対応していきたいということですが、今言われました今後、条例の内容、制定の内容、これらを協議する、そこらのことも含めて今言われましたことも視野に入れまして、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

北杜市定住促進計画に関連して太陽光パネルについての関連質問をさせていただきます。

まず定住促進計画に関連してですが、国勢調査については私も別荘が点在している場所に住んでおりますけども、住んでいても実態の把握は非常に難しいだろうなと思っております。そういう場所では件数ではなく、本当に人材を投入して、人員を投入して調べないととてもではないだろうなと想像するわけですけども、具体策をもう少し詳しく教えていただければと思います。

それと空き家対策についての計画ですけれども、部長がおっしゃられた昨日の答弁や今日の答弁にもありますのは、みんな特定空き家に対する計画、協議会であります。けれども国の空き家等対策推進に関しては、特別措置法というのはもっと空き家として広くあって、その中の一部に特定空き家がある。広い空き家対策というものがこの法律では求められているんだと私は理解しているんですが、そのことについて北杜市では特定というものを限定しているように今の協議会の名称からは思うんですが、どのような空き家対策をされるのか伺いたいです。

もう1つは空き家対策の改修に対する補助金ですけれども、これから地方創生会議にかけるという、検討というのは分かりますが、もう少し具体的なスケジュール等々、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の関連質問にお答えいたします。

国勢調査につきまして、実態の把握の具体策というご質問でございますけれども、これにつきましては調査員が市内で200名以上おりますので、その方たちにこれから指導をしていく中で、特に別荘地帯につきましては、基準日が10月1日でございますので、その前後3か月とすることがありますので、そのへんで明らかにいない方であればそれは対象外というふうになりますけれども、住んでいる可能性がある方については1回ではなく2回、3回、訪問をして調査をするように指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の関連質問にお答えをいたします。

答弁の内容が特定空き家に限られているのではないかというふうなご質問でありました。

これにつきましては、先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、今後、県で開催いたします空き家等対策市町村連絡協議会において詳細の説明を受けたいということでもあります。北杜市といたしましては特定空き家については建設部、一般の空き家については総務部の地域課で行うということがございまして、そういう情報もございますのでいずれにいたしましても連絡協議会の会議を待って検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中議員の関連質問でございます。

空き家改修の補助金等の内容、またスケジュール等のご質問でございますけれども、現在このへんは事務局で詰めているところでございまして、住宅政策の一環ということでございますので、例えば住宅取得等の申請等が挙げられると思いますけれども、現在その作業の最中でございます。スケジュール的なことにつきましては今後詰めておりますので、北杜市ふるさと創生会議にまずかけてご意見をいただくという日程でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

空き家対策については部署を跨いでやはり総合的に空き家の、特定空き家に限らず全体を市として進める必要があると思いますのでそこを答弁していただきたいのと、続いて太陽光パネルについてですが、部長のご答弁で他市の景観の条例も景観に配慮というだけで具体性に欠けるから要綱で遜色がないんだというご答弁がありましたけれども、景観条例というのは当然国の景観法という上位法がしっかりとあって、そこに問題があるとすれば勧告や変更命令が、その景観法に基づいてできるという強い権限があります。要綱にはそれは一切ないはずで、そういう中で要綱で遜色がないという、要するに要綱に実効性を持たせるのは何なのかというこ

とをまたご答弁をいただきたい。

それからもう1つは市民の皆さんが一生懸命、署名を集めていらっしゃる。これは景観条例の変更を求めているものだと思っています。景観計画を変更し、景観条例を変えてくださいというのが署名の趣旨だと私も読んでそういうふうに思っております。本当に北杜市にとって景観というものが大事で、景観を損なうものというのは人が造ったもの、条例にそのものを位置づけて景観を大事にするということを、それから基準をしっかりとっていくということが必要なんではないでしょうか。

例えば景観条例が北杜市で最初につくられたころというのは、携帯電話の基地局が大変林立し出した、その塔の高さとかそういうのを皆さん心配なさって、そういうものを積極的に入れたという経緯があると思います。今、皆さんが北杜市で心配しているのは、一番は太陽光パネルです。それをやはり景観条例というもののの中に位置づけなければ、その時代に即応した、生きた条例というのにはならないんじゃないか。北杜市にとって、その姿勢を見せるのが非常に大事なことなんではないかと思い、私も思いますし、そういうことを市民が多く思ったからあれだけの署名が集まったんだと思います。そこを踏まえて、今一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

まず、要綱と景観条例の罰則についてということであります。

本市の景観条例はご存じのとおり指導をする。指導に従わなかった場合は勧告、あるいは命令することができます。その命令、勧告に従わなかった場合は氏名の公表ができるというふうな条例の内容になっております。

再三申し上げているのは、その景観条例の中に努める、あるいは何何をするように図るという文言であります。非常に曖昧な言葉がずらりと並んでいるわけです。今言ったように景観法によって罰せられるんじゃないかということなんですけども、基準がはっきりしないものを罰せられるのかという問題がありまして、われわれは今の景観条例に入れても遜色はないというふうな見解であります。

先ほどの市民の皆さんの署名の声ということでもありますけども、たしかに皆さんは景観条例へ入れてくれというお話でありますけれども、最終的にお話を聞きましたら景観条例でなくても太陽光の条例でもいいんじゃないかというふうなお話がありました。そういうことで、生活環境部長が答弁しましたように視野に入れて今後、庁内で論議をさせていただきたいというふうな答弁になったということでもあります。よろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁漏れですか。空き家の。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

よろしいですか。答弁漏れの指摘をさせていただきます。

空き家の対策、要するに部署を跨いでどうなのかということも質問しましたし、太陽光パネルについては今、部長がおっしゃられたのは条例はこうだということだったんですけども、で

は北杜市の要綱は実効性がどういうふうにあるのかということも伺ったんですけども、その答弁をよろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

要綱の実効性ということで、当然、要綱の中には事業者の責務として事業者をお願いしている内容、過去の議会の中でも、答弁の中でも詳細にお話しました。実効性、これは当然事業者のほうで受け止めて、それを実施している事業者もいると考えております。先ほどの要綱と条例のお話もありましたが、建設部長のお答えしたとおり、それらを含めまして今後とも条例整備を視野に入れていろんな各方面の意見をいただいて、それらも踏まえて今後、対応していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中議員の関連の再々質問でございます。

空き家対策の庁内といいますか、横断的な対策をしてもらいたいということでございます。

空き家対策の課題等も、これからも踏まえて部署を跨いで空き家対策について積極的に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

その場でお待ちください。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○議長（千野秀一君）

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は6名の議員が市政について質問をいたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民フォーラム、7分。次に日本共産党、15分。次に市民の声、16分。次に北杜クラブ、50分。次にほくと未来、38分。最後に明政クラブ、16分となっています。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いをいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に市民フォーラム、12番、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

小淵沢地区の声からと題して3点、一般質問をいたします。

まず生涯学習センターこぶちさわの談話室についてです。

生涯学習センターこぶちさわは耐震改修工事が終了し、支所と一体化、安心・安全、明るくきれいで多くの人に利用されています。吹き抜けには談話室が新設され、大変魅力的なスペースです。しかしその場所は子ども談話室となっており、来館者からは大人も使わせてほしいとの声が出ています。乳幼児室のためには気兼ねなく過ごせる図書館の幼児室が別にあり、小学生は学校がある時間は来館しません。スペースの有効活用、また市民の要望に応えるため談話室を小学校の下校時刻までは大人も使えるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

次に旧小淵沢総合支所跡地は駐車場として整備されることになっていますが、桜の木の保存について伺います。

3点目は小淵沢駅についてです。小淵沢駅前広場の工事が始まり、新しくなる駅への期待が高まっています。一方なぜ南北自由通路ができないのかという思いは、住民の間に根強く残っています。そこで改めて以下について伺います。

小淵沢駅南北自由通路についての住民の思いを、市長はどのように受け止めているのでしょうか。

現計画になぜ南北自由通路が盛り込まれなかったのでしょうか。費用の問題なのか。技術的な問題か。それともJRの方針なのか、お答え願いたいと思います。

将来的に単独工事として南北自由通路（歩道橋）を整備することは可能かどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

12番、野中真理子議員の小淵沢駅南北自由通路についてのご質問にお答えいたします。

南北自由通路の整備については計画段階において要望や意見はありましたが、駅北側の利用計画がないこと、東側には平成23年度に巨摩跨線橋を整備したこと、西側には地下通路があることを総合的に判断して整備を行わないこととしたところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

12番、野中真理子議員の生涯学習センターこぶちさわ、子ども談話室についてのご質問にお答えいたします。

生涯学習センターこぶちさわは、市民の誰もが気軽に使える施設として本年3月下旬にリニューアルオープンしました。小淵沢小学校と隣接していることもあり、施設内に新設しました子ども談話室は子どもたちが安心して過ごせる人気の場所となっております。

子ども談話室の利用については、設置当初から午後3時から午後5時15分までの間は小学

生以下の利用を優先しておりますが、午前9時から午後3時までの間は一般の方が無料で休憩できる場所となっております。

利用する際は北部教育センターに申し出が必要ですが、多くの方に利用していただけるよう利用時間や利用方法等に周知を図ってまいります。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

12番、野中真理子議員の旧小淵沢総合支所跡地の桜の木の保存についてのご質問にお答えいたします。

旧小淵沢総合支所跡地駐車場整備につきましては本年度整備する予定になっており、駐車場の利用形態は有料駐車場として考えております。

今後、駐車場として管理していく上で桜の枯れ枝の落下、花びら等の車両への付着などを考えた中で利用者が安全・安心に使用でき、適正な管理ができる環境づくりが必要であると考えております。地元の区長会、地域委員会等の意見を聞く中で今後対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

答弁漏れを指摘させてください。

小淵沢駅についてですけれども、市長は総合的に判断して造らなかったとだけおっしゃいましたが、この3つについてそれぞれきちっと回答してほしいですし、それから2番目についても盛り込まれなかったのはなぜなのか。わざわざ費用なのか、実績なのか、JRの方針なのかと聞いているわけですから、そこも答えた上でさらにそれプラス、ほかの要因も含めて総合的というなら分かるんですが、きちっと通告したことに関しては答えていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

それでは、ただいまの野中真理子議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず1番の市長はどのように受け止めているかということでありますけれども、これにつきましては整備計画の当初から南北通路は行わないということでありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

2番目でありますけれども費用の問題なのか、技術の問題なのか、それともJRの方針なのかということでありますけれども、それにつきましても先ほど答弁させていただいたとおり北側の整備計画がないということで、市で判断をさせていただいたということであります。

続きまして、将来的に南北自由通路を整備することは可能なのかということであります。これにつきましては再三の答弁になりますけれども、北側の整備がどのように行われるかということ、そういう問題が解決したときに改めて考える問題であろうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

小淵沢駅の最初のあれは住民の思いをどのように受け止めているかですので、住民の思いをどういうふうに受け止めているかをお答えください。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

大変申し訳ありません。

住民の思いということでもありますけれども、機会あるごとに説明をさせていただきました。私も昨年建設部のほうに来ましたけれども、そのとき2回、区長会に行ってお話をさせていただきました。そのときの区長会のお話は、ある1地区の区長がどうしてもできないのかと。もう一度持ち帰って論議してくれということでありました。大まか、こんなことを言っては申し訳ありませんけれども、ほとんどの区長さんからはそういう意見が出なかったという認識であります。大変申し訳ありませんけれども、地区名については伏せさせていただきますけれども、そういうお話でありました。それが小淵沢の町民の声であろうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず1点目の生涯学習センターこぶちさわの談話室についてですけれども、今の教育長のお話しですと誰でもオープンに使ってくださいというご答弁だったと思うんですが、少なくとも私がこの通告書を出した段階では、しっかりと子ども談話室ということで張ってありまして、平仮名でこういう使い方みたいなものを書いたものが張ってあり、例えば子どもと一緒に来た大人はなんとなく入りにくくて、子どもだけは入っていくけれども大人は外でうろうろしている状態も見たことがある上でこの質問をつくったんですけれども、今、その現状でオープンに人が入るように皆さんに周知してあるのかどうかを伺いたいと思います。

それと今、本当に皆さんに使ってほしいということは市長が所信でおっしゃられた身近なところで集まれる通いの場の学習ということにも本当につながっていくものだと思いますので、生涯学習センターこぶちさわに限らずいろんなところで、もちろんこういうものが広がっていくというのが市長の思いでしょうし、ぜひ生涯学習センターこぶちさわには素晴らしいスペースができたので、皆さん使ってくださいということを市民の方に広く分かるようにしていただきたいと思います。

それと駅のことですけれども、南北自由通路についての思いというのは今、建設部長は区長会からはこれしか出なかったとおっしゃいましたけれども、住民の、広く一般への説明会でもかなりたくさんの意見が出たはずですよ。私もその席にいましたし、なぜ自由通路はできないのか、自由通路は造るべきだ、本当に多くの意見が出たと思います。そういうことがあるにもかかわらず

らず1区長からしか出ていなかったから、もうそれで小淵沢の意見はそうなんだというふうにとられるのは大変小淵沢の住民の皆さんというか、小淵沢地区、こういう南北自由通路をなんとか造ってほしいと思っている多くの方にとっては、非常に心外な感想だったのではないかと思いますので、もう少し市民の皆さんのご意見というのを受け止めていただきたいというのと、単独の工事として南北自由通路、今は計画はまったくないですけども、前の答弁書を見ますとやはり南北自由通路だけの建設というのは、JRにとってはメリットがないからあり得ないというところまで以前の建設部長がおっしゃっています。ですから一体化して造るというところで初めて出てくるのではないかみたいな答弁だったんです。そのときには北口の整備計画をきちっとつくれ、それができないんだということは強くは、何も住民には知らされていなかった件なんではないかと思います。例えば南北自由通路、今、求めている方たちが北口の計画がないから造れなかったんだというのは、ある意味で寝耳に水みたいな感覚があると私は思います。そういう説明が足りない、そのように思うんですけれども、いかがでしょうか、十分説明をなさったんでしょうか。

○議長（千野秀一君）

残り時間1分です。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

最初の1点目でございますけども、生涯学習センターこぶちさわの談話室ということでの利用ということでございますけども、現在、利用に関しましては先ほどもちょっと議員の指摘もありましたとおり、入り口に子ども向けの掲示の仕方で、ちょっと子ども向けの分かりやすいような掲示の仕方でドアの下に少し張ってあるものと、同じように大人の高さで分かるように大人向けの掲示をさせていただいて利用は促進するような形をとっております。

利用方法につきましては、先ほど答弁の中にもありましたとおり会議とか飲食とかそういったものは伴わないような形でお願いはしていますが、皆さんにお使いいただきたいということで周知を図っているところであります。

ただ周知に関してはまだまだ開設したばかりということで、ドアも閉まってしまうということもありまして、利用方法が非常にそういうことでちょっと心配されて、遠慮されるというふうなこともあるのかなということは考えておりますので、より一層また区長会等を通じながら周知を図って利用の促進に努めてまいりたいと思っております。

いずれにしてもほかの場所についても同様にある程度、談話室的なロビー等にも設置をしているというふうな状況でありますので、今後も利用しやすいような形をとっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

十分、説明をしたのかということであります。まず市民協議会ということで6回の会議をさせていただいております。そこで出た意見を総合いたしまして、南北自由通路については現段

階では建設しないことを確認されております。そのあと平成23年7月23日ということで市民説明会を行っております。これには参加者が50名から60名、参加をされたと。ここでも説明をさせていただいております。

先ほど私、申し上げましたように私も就任してから2回の区長会議に出席をさせていただいてご説明はさせていただいているということでもあります。

総合的に判断しまして、現段階でおそらく3億円ぐらい自由通路がかかるであろうと。北側の駐車場の設備状況、あるいは北側の市道の拡幅状況等々を考えれば、現段階では必要がないということ判断させていただいているということだと思います。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

再々質問でよろしいですね。

部長が出られた市民説明会、50、60人の意見が出たということですから、ぜひそういうことはその意見は重く受け止めていただきたいということ、現段階ではというお言葉でしたけれども、では将来的にこの可能性があるのかということをやっぱり伺っておきたい。北口の整備ということをおっしゃいますけれども、市民の方が求めているのはあくまでも自由通路であり歩道橋です。ですからそんなに北口に広く、何かがなければいけない。ただ人が渡れる、自由に行き来できる通路ということ、そこも分かった上でこの北口の整備計画ということをおっしゃっているのかどうかというのを最後に伺って、また何しろ現段階ではということをおっしゃいましたので、将来的な話を伺えればと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

再三、現段階ではということでもあります。私の口からやりますという発言をするわけにもいきませんので、大変申し訳ありませんけれども、再三になりますが北側の整備状況であろうと。自由通路がほしいというのはやはり尾根でありますとか、あるいは中学校、そういうところに住んでいる方であろうと思っております。南側の方については、南から来るわけですから直接、自由通路は使わない。車の方については駅前の駐車場、あるいは今度、新設します支所跡地の駐車場等を利用するということで総合的に判断をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで12番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

4つの項目を質問します。

質問の第1は安保法制と地方自治体についてです。

安倍政権が平和安全法制の名で提出した一連の法案は平和安全と銘打っていますが、日本共産党は日本を海外で戦争する国につくり変える戦争法案というのが正体だと考えています。多くの問題点がありますが、これまで政府が戦闘地域と言っていた場所にも行ける法案で、いわば戦場で自衛隊が攻撃される危険性もあり、そうしたら応戦することにもなる。若者たちを戦場に送って殺し、殺される状態にしては絶対にいけない。平和安全法制は偽装表示でアメリカの戦争に否応なしに巻き込まれ、若者の命と未来を奪いかねない法案です。

平和憲法があるがゆえに、日本は朝鮮戦争にもベトナム戦争にも湾岸戦争にも派兵されることがなかった。イラク戦争では派兵してしまいましたが、比較的安全なところにいられたのでした。イラク派兵から帰ってきた自衛隊員54名が自殺したと報告されています。

6月4日の衆議院憲法審査会で、与党が推薦した憲法学者をはじめ3名すべてが集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について、憲法に違反するとの認識を表明しました。

集団的自衛権行使容認は憲法改正と同じ結果を生みます。アメリカからの派兵要求は断れず自衛隊は世界の熾烈な戦場に派兵され、おびただしい戦死者が出かねません。

以上を踏まえて、以下質問をします。

1. 市長は北杜市国民保護協議会の会長としてアメリカの戦争に協力するのですか。それとも命を張って拒否するのですか。
2. 自衛隊法施行令第1号法定受託事務として若者を戦場に送り殺し、殺される危険のある自衛官募集、高校生の名簿提出などに協力するのですか。拒否するのですか。

質問の第2は、市営姥神団地の耐震補強・下水道接続工事の継続・完成を求めることについてです。

平成24年から始まった市営姥神団地（北杜市大泉町）の耐震補強・下水道接続（水洗化）工事も1号棟4戸、2号棟6戸、3号棟4戸まで完了し平成27年度は5号棟4戸、平成28年度は6号棟6戸の工事が予定されていましたが4月20日、建設部より補助金が足りないので今年度の工事については見送りたい。今後のことを考えてくださいと突然告げてきたという。住民は姥神住宅の耐震化工事は北杜市のモデルケースであるといわれ工事期間中、不便な状況でも安全・安心な生活のためならと協力してきたが、今回の工事中断あるいは延期という建設部の回答には納得がいかないと語っています。

北杜市は平成19年3月に簡易耐震診断を行っています。診断の結果は安全の目安となる耐震判定指標値0.8に対して0.28から0.6の指標値となっており、安全でないと判定されています。この調査の結果から見ると、調査した市営住宅の中で最も低い耐震性であること

が分かります。

本来、姥神住宅や他の市営住宅の耐震化工事は平成23年の北杜市議会で市当局の答弁で約束されたことです。あとから計画された事業がたとえ重要な事業であっても工事を取り止め、延期することは認められません。

下水道接続の話は平成22年12月18日、北杜市住宅課が実施した市営姥神団地宅内排水下水道接続工事説明会によって突然告げられたものです。

東日本大震災直後の平成23年3月議会での私の質問に対して、農業用水路に流れている排水を下水道に接続することにより、下流域の生活環境を改善するために計画したものでございます。今後の計画については、市営住宅総合活用計画ならびに長寿命化計画に基づき実施する計画であります。建て替えや全面改修を待たずに耐震化・水洗化を行い、下水道接続を前倒しで取り組んでいく考えであります。早急に耐震化工事も併せて計画していく考えでございますので、ご理解をお願いしたいと当時の深沢建設部長は議会答弁をしています。

そこでお伺いします。

1. 5号棟の工事費は約2,500万円、6号棟の工事は約3千万円と聞くが補助金が減ったからと中断せざるを得ない金額なのか。
2. 姥神住宅の工事を中断するのではなく、市の議会答弁で約束したとおり残りの5号棟、6号棟の2棟を完成させるべきではないか、市長の答弁を求めます。

質問の第3は、太陽光発電施設に景観条例の改正による規制を求めることについてです。

八ヶ岳南麓の一帯で地上型太陽光パネルの建設が急速に拡大しています。市民の間からは森林の大規模伐採で大地の保水力が低下し湧水や農業、生活環境への影響が心配だ、景観が破壊されているなど不安が募っています。

昨年9月につくられた指導要綱は単なる事業者への努力を求める規定に過ぎず、北杜市の現行の景観条例を改正して地上型ソーラー発電設備を明確に位置づけることが今、肝要ではないでしょうか。

以下、質問をします。

1. 現状を見て太陽光発電施設が北杜市の景観とマッチしていると認識しているのでしょうか。
2. 要綱の事業者の責務の順守状況の把握がどのくらいできているのでしょうか。
 - ①地域住民への説明会の件数は。
 - ②発電施設の表示は。
 - ③土砂流失や水害防止対策をした施設は。
 - ④除草剤の使用の有無を確かめた施設は何件か。
3. 景観条例に工作物として組み込む署名が9千筆に及んでいる事実をどう受け止めているか。
4. 事業者の商業活動の自由の問題と市民の住環境を守る問題をいかに両立させていくのが行政の任務であることをどう認識しているのか。現在の市の態度は商業活動の保障に視点が偏っているのではないか。

一方の財産権が近接の財産権を脅かすという現実がある限り、どこかで折り合いをつけなければならない。それはルール化、条例化しかないのではないか。

5. 5月23日、東京有楽町で開催されたふるさと回帰セミナー北杜市編でも移住を促進しています。移住促進セミナーで事実を余さず正しく説明すべきだとの声があります。北杜市で起こっている太陽光発電のこと、中部横断自動車道のことなど北杜市の現状を率直に触れるべきではないのか。

質問の第4は教育の課題、2つについてです。

1. 全国一斉学力テストについて。

文部科学省は4月21日に、国公立の小学6年生と中学3年生の全員を対象にした全国学力テストを実施しました。通常の学校のテストでは、授業内容を子どもたちが理解しているかを確かめ、それぞれの子どもがつまづいている点などを発見し、その後の学習指導に役立てられます。全国学力テストはそんなことはまったく役立ちません。結果が返ってくるのは実施から数カ月後です。答案用紙は返されず、渡されるのは各問題ができたかどうかを示す表だけです。何をどう間違えたのか分かりません。

にもかかわらず全国各地で学力テストの平均点を競争することが目的化し、教育が歪められています。多くの教育委員会が学校に対して平均点のアップを求め、学校では管理職が今年の平均点を超えろ、県内平均より上にと教師を締め付けています。学力を確かなものにするにはじっくり考えたり、話し合ったりすることが重要です。学力テスト偏重は一人ひとりに確かな学力を付けることに逆行しているのです。学校の平均点公表は学校の序列化や競争を加速させるものです。

子どもの権利条約の実施状況に関する国連子ども委員会がこのほど最終所見を採択し、日本の教育については教育制度が過度に競争主義的であるとし、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺につながることを懸念すると述べ、過度な競争主義を改めるよう勧告しています。

以下2点について、お聞きします。

(1) 市内の小中学校での過度なテストの対策は。

(2) 過度の競争をあおる結果の公表はやめるべきと思うがいかにか。

2. 中学校の教科書採択について。

今年は4年ごとに行われる中学校教科書採択の年です。戦後70年、憲法が問われています。歴史修正主義、改憲、侵略戦争美化への教科書のつくり変えなど戦争できる国づくり、人づくりを進める教科書の採択を許さないことが大切です。

以下2点について、お聞きします。

①教科書採択の流れをお示ください。

②教科書採択の基本方針に踏まえるべき観点として日本国憲法を加え、公正で民主的な教科書採択の実施を求めるものです。

教育委員会の見解を求めて質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

安保法制と地方自治体について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平和安全法制についてであります。

このことは、わが国の安全保障に関わる外交上・防衛上の重要な問題でありますので、世界の恒久平和をいかに実現するかという観点から、国においてしっかりと議論されるべきと考えております。

平和を次世代に引き継ぐことは私たちの大きな責務であり、平和の尊さを伝えるため今後も非核宣言自治体や平和首長会議と連携を図りながら、平和な社会の実現に向け推進してまいります。

次に、自衛官募集事務についてであります。

自衛官募集事務は地方自治法および自衛隊法の規定により、県および市町村の法定受託事務と定められているところでありますので、市としては法律に基づき適正に事務を執行しております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

教育の2つの課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全国学力・学習状況調査の中止についてであります。

全国学力・学習状況調査については義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に実施されています。

これらの取り組みを通じ、継続的に実施し検証改善していくことが学校における児童生徒への教育指導の充実や家庭などにおける学習状況の改善等に寄与することになると考えております。

次に、学力の結果公表についてであります。

文部科学省が示した本年度の実施要領では教育委員会等において調査結果を公表する場合、公表の内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断することとなっております。

また、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、学校とも事前に十分相談するなどの配慮を行うこととしております。

本市においては多くの小中学校が小規模校であり、児童生徒一人の結果が学校単位の結果に大きく影響することなどから、学校別の結果の公表については慎重を期す必要があると考えております。

次に、中学校の教科書採択についてであります。

教科書採択に当たってはまず教科書会社が学識経験者などに依頼し、学習指導要領に基づいて教科書の編集制作を行います。次に文部科学大臣が教科書会社から出された白紙紙本を検定し、合格した会社は見本本を印刷します。教科書会社は見本本を採択地区協議会や教科書展示会場に送り、県教育委員会は一般の人や教員などの閲覧のため展示会を開くことになります。また、採択地区協議会は教員を調査委員に委嘱するなどして教科書の調査・研究を行いますが、これには県教育委員会の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目につき

1種類の教科書を採択するという流れになっております。

こうして採択された教科書について、改めて市教育委員会で審議を行い最終決定しており、本市における教科書採択については、適正に実施していると考えております。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

21番、中村隆一議員のやまなし暮らしセミナーにおける太陽光発電施設等の説明についてご質問にお答えいたします。

先月23日に、山梨県の主催による北杜市やまなし暮らしセミナーを開催したところであります。セミナーでは市の施策や空き家バンク等の状況を説明するとともに、北杜市に移住された方との意見交換などを行ったところです。その際に北杜市は日照時間が長いことなどから市内に地上設置型の太陽光発電施設が設置されていることや、中部横断自動車道が計画されていることについても説明させていただきました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電施設に景観条例の改正による規制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電施設への認識についてであります。

太陽光発電設備だけに限らず、森林の樹種転換に伴う伐採や宅地開発など現状を変える新たな行為やさまざまな工作物の設置などは、現状の景観へ変化を与える影響がある行為と認識しております。

なお、太陽光発電設備については、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に基づき自然景観との調和が図られるよう指導しているところであります。

次に、事業者の責務の遵守状況についてであります。

要綱に基づく届け出件数は、先月末で348件であります。その中で事業者が地域への説明会の実施などの周知を行った件数は161件であります。事業者には届け出時において住民等に対して事業内容の周知や発電施設の表示、土砂の流出や水害の防止に努めること。また除草剤等を使用する場合は、周辺環境に十分配慮することを指導しているところであります。

なお、表示の設置状況については現在、現地確認を行っているところであります。

次に、事業者の商業活動についてであります。

自然環境へ影響のある開発行為は古くは開拓、道路整備、宅地分譲開発等が行われてきました。自然への負荷のある行為である一方、地域の発展へ寄与する行為でもあります。北杜市の将来を考える上で太陽光発電設備と景観の調和は大変重要であることから、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱により景観に配慮した設置に努めるよう引き続き指導してまいります。

次に、施設設置近隣の土地への影響についてであります。

太陽光発電設備を設置する行為は、経済的自由権の中における活動と考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

市営姥神団地について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の補助金の減額による工事の中断についてであります。

市営住宅における改修事業の執行については、国・県の交付金等を財源としております。本年度の姥神団地5号棟の耐震補強および下水道接続工事については、国の交付金が要望どおり得られなかったため、事業の執行は難しい状況であります。市営住宅の改修事業につきましては財源となる交付金の確保が必要だと考えております。

次に5号棟および6号棟の工事についてであります。

北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき5号棟は本年度、6号棟は来年度の実施を計画しておりましたが、東日本大震災の復興支援事業、地方創生関係事業などにより国の交付金の満額確保は難しい状況にあります。今後、国・県に対して交付金の確保に努めてまいります。

次に、景観条例に太陽光発電施設を工作物として組み込む署名への対応についてのご質問にお答えいたします。

景観条例に工作物として組み込むことの署名が本年4月22日に5,109名、6月11日に4,429名分が届けられました。しかしながら、太陽光発電施設を工作物として北杜市景観条例に組み入れることは考えておりません。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

残り時間は1分10秒です。

○21番議員（中村隆一君）

姥神団地の耐震補強、下水道接続について質問をいたします。

公営住宅等長寿命化計画、市営住宅総合活用計画、この中で姥神住宅については補強、間取り等の改修を行って高齢者から子育て世代まで幅広いニーズに対応できるようにと、こういうことで市で計画をしていたわけですが、これが駄目になるということでは、住宅の皆さん、納得ができないと思います。議会で約束をした答弁を実行に移していただきたい。その計画をお願いします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

質問にありましたように今年度は補助金、交付金が付かないので来年度に繰り越しをさせていただきたいというお話で2回、姥神住宅の住民の方とお話をさせていただいております。2回目の会議の終了後ですね、姥神住宅の人たちも補助金、交付金が付かないのであれば仕方がないと。しかし来年は必ず実施をしてくださいと。必ず6号棟も改修をお願いしますということ

のご意見がございまして、こちらでもできる限り努力して速やかに5号棟、6号棟が改修できるように努力いたしますということで回答をさせていただいている状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

11秒です。

○21番議員（中村隆一君）

この間、伊勢崎市で非常に大きな被害があったわけですがけれども、根もとが地面に入っているような土台があったので、これを北杜市でもぜひ調査してください。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に市民の声、3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

はじめに先日、家の歴史を調べるため菩提寺である長坂の清光寺を訪れたところ、境内に平成5年秋に建立された芥川龍之介の「藤の花 軒ぼの苔の 老いにけり」の句碑が目にとまりました。大正12年8月、夏期高原大学の講師として清光寺に来山した折に揮毫した句とのこととあります。一服の感を得たところとあります。

さて会派市民の声は本年1月1日に会派結成以来、6カ月ほどが経ちました。今議会において委員会の改選がされましたが、議会運営委員会のメンバーに新たに加わることができました。また峡北広域行政事務組合議会および峡北広域水道企業団議会へ各1名、議席を得ることができました。

私たち会派市民の声は志を同じくする人たちと連携し市民の皆さんの声を市民目線に立ち、そして市民のためにこれからも議会活動の中でお一層深めてまいりたいと思います。

私は今議会においてみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声を市政に反映すべく、以下大きく3項目を質問いたします。

第1は公共施設の利活用策についてであります。

人口減少社会への施策・超高齢化社会への取り組みは北杜市政の中でも喫緊の課題であり、避けて通れない課題であります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

（1）公共施設総合管理計画等作成業務の進捗状況は。また作成業務の完了予定はいつなのか伺います。

次に①高根地区小学校統合計画（27年5月策定）により学校として利用されなくなる施設、また北杜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）の取り組みの中で保育施設等の施設整備計画の作成があげられていますが、保育施設として利用されなくなる施設等を今後どのように生かすお考えか伺います。

②また現在までにこれら用途が変わる施設の諸課題等について、庁内ではどの程度まで検討がなされていますか、お伺いいたします。

第2は超高齢化社会の中で高齢者等、交通弱者の生活の足をどう確保するかについてであります。

北杜市にとって地域活性化はもとより高齢者をはじめ、自動車の運転できない人たちへの交通手段の確保策は市政の喫緊の課題であります。また政府は6月9日の閣議で、お年寄りが運転しなくても便利に暮らせる社会を目指した生活の足確保を重要とする2015年版交通政策白書を決定しました。高齢化や人口減などに対応するため、2013年に制定された交通政策基本法に基づく初めての白書であります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

(1) 昨年12月4日開催の第2回北杜市地域公共交通会議における審議を踏まえ、平成27年度以降の市内公共交通（市民バス・スクールバスなど）のダイヤおよび運行ルートの改正が示されました。その後6カ月が経過しましたが、諸課題等について市内ではどの程度まで検討が進捗しているのでしょうか伺います。

(2) 市は高齢者運転免許証自主返納支援制度の活用を進めていますが、この制度の内容とこれまでの利用実績はどんな状況でしょうか伺います。

(3) 高齢者運転免許証自主返納者や高齢者等、交通弱者の生活の足確保をどうするのか。またデマンドバス廃止に代わる事業施策をどのように考えているのかお伺いいたします。

第3は大泉総合会館（大泉総合支所）周辺の交通安全対策についてであります。

大泉総合会館周辺は町村合併以前より保育園、小学校、ゲートボール場、記念館、歴史民俗資料館、図書館、児童館、プール等集積をしてきた経緯があります。合併後もその流れはあり記念館には放課後児童クラブが入り、総合会館ではわくわく教室が月2回、平日の午後開催され学校を終えた児童が利用しています。

昨年3月には大泉総合支所が総合会館の一部に移転したため、地区に加入していない方々のごみ集積所も総合会館敷地内に移りました。金田一記念図書館には、いずみふれあい児童館が併設されていて、小中学校帰りの児童生徒が利用しております。

このことを踏まえて、以下の項目について質問します。

(1) 来年には大泉放課後児童クラブも対象年齢拡大により泉小学校敷地内に新たに増築され、夕方の児童の送迎の車も多くなることと思われます。また本年秋には子育て支援住宅大泉団地も旧大泉役場跡地に着工予定されています。この一帯は人、車の集中する地帯となっていて、交通事故等が大変危惧されています。そこでこの文教地区の道路一帯の交通安全対策について、今後の計画などをお伺いいたします。

(2) この文教地区一帯は市長部局、教育委員会部局所管が混在する施設が多数であります。今年3月、いずみ保育園の駐車場が整備されましたが市道との取り付け状況をみればギクシャクな形状がみられます。狭い市道整備のことも考慮して整備してほしいとの市民の声があります。関係部局では事前に協議しなかったのかどうか、現場を見てのご所見を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員の公共施設の活用についてのご質問にお答えいたします。

学校等の施設は地域住民が長らく文化的にも歴史的にも育み、地域の中核施設として歴史を刻んできたものと考えております。このような認識のもと教育文化、福祉、産業など地域振興を図ることを条件とした事業提案型の公募により地域の皆さまと連携を図り、利用者を決定の上、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の利活用策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設等総合管理計画等策定業務についてであります。

公共施設等総合管理計画等の策定に当たっては、専門ノウハウを擁する事業者の策定支援が必要なため、公募型プロポーザル方式により6月はじめに委託業者と契約したところであります。現在はスケジュールや業務内容等の打ち合わせを終えたところであり、今後は北杜市公共施設マネジメント白書で調査した公共施設のほか道路、上下水道施設などインフラの実態把握を行うとともに、公共施設の再編および統廃合に向けた基本方針および公共施設等総合管理計画に位置づける内容について、住民意向調査等を行う中で全庁体制で検討していくこととしております。

また完了予定については平成29年2月を予定しているため平成28年中に計画案を策定し、パブリックコメントなど市民から意見をいただきながら計画を策定することとしております。

次に、公共施設活用の検討についてであります。

今後とも中核施設としての役割に配慮した活用を図るため、これまでの状況と地域住民のご意見等を踏まえ、庁内で情報共有し円滑に活用できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に高齢者等交通弱者の生活の足の確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内公共交通の運行体系の改正についてであります。

昨年12月開催の北杜市地域公共交通会議において、市民バスの小型化および集落内への乗り入れについてご決定いただいたところであります。その具体策については今後、北杜市地域公共交通会議に諮ることとしておりますので、現在、市民バスの利用実績や利用者ニーズを勘案しながら、来年度以降の改正に向け検討しているところであります。

また、小中学生の通学に併用している市民バスについては、来年度以降段階的に市民バスとスクールバスとにすみ分けることとしており、来年度は大泉・長坂線、小泉・長坂線、小淵沢・長坂線の実施に向け、教育委員会と協議を進めているところであります。

次に、高齢者運転免許証自主返納制度の内容と利用実績についてであります。

この制度は、本年4月から市内に住所を有する満65歳以上で運転免許証を自主返納した方を対象に1人につき1回限り1万2千円の市民バス回数券を無料で交付することにより、高齢者の交通事故を抑制し、市民バスの利用を促すことを目的としております。

申請手続きは各総合支所および本庁で受け付けており、先月末現在で26名が制度を利用しております。

次に、交通弱者への対応やデマンドバスに代わる施策についてであります。

超高齢社会を迎え、運転免許自主返納者や高齢者等の交通弱者に対する生活の足の確保がますます重要と考えております。このような状況の中、デマンドバスに代わる施策として北杜市地域公共交通会議で検討した結果、利用実績や利用者ニーズを勘案する中で平成28年度以降市民バスを小型化し集落内への乗り入れを進めることとしております。引き続き利便性の向上と効率的な運行体系の確立を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

3番、齊藤功文議員のいずみ保育園駐車場整備についてのご質問にお答えいたします。

駐車場整備は計画段階において関係部局と協議を行い、また地域の行政区長にも同意をいただき行ってまいりました。園児の安全を最優先に朝夕の保護者の送迎もあることから、駐車場内の歩道・駐車スペース、車両通行部分においては十分な広さを確保したところであります。また駐車場東側の市道については住宅が密集していること、県道との接続に課題があることから市道拡幅等の整備は難しいと判断したところであります。

なお、保育園への送迎については周辺地域の安全に考慮し、南側および西側道路を利用することとし、保護者へは周知・徹底を図っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

3番、齊藤功文議員の文教地区の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

交通安全対策の今後の計画については、大泉総合支所が大泉総合会館へ移転したことや周辺は保育園、小学校のほか施設が集中し交通量が増加することから保育園駐車場整備と併せ、主要道路である図書館西側の、市道大泉谷戸29号線交差点改良工事および市道大泉谷戸20号線歩道設置工事を本年度完成を目指して実施しているところであります。

また図書館駐車場の一部を利用し、市民バス利用者の安全確保のための乗降者スペースの設置や周辺道路の隅切りなど、歩行者および車両の安全確保のための対策を実施しているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

まず第1項目めですけれども、用途の変更が予想される公共施設が出てくるわけですが、こうした中にも土地の所有だとか土地の未登記だとか土地の筆界とかいろいろさまざまな課題が出てくると思うんですけれども、これらの課題についてはどのようにこの総合管理計画の中で解決をしていこうかというお考えなのか、これが1点でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

用途変更等、土地の課題についてのご質問でございます。

これにつきましては現在、先ほど答弁させていただきましたとおり公共施設等総合管理計画の策定に併せて行っております固定資産台帳の整備、これにつきましてそういった土地の課題等があればその固定資産台帳の整備結果も踏まえて、公共施設の総合管理計画に反映していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

この総合管理計画と並行して積極的に解決に向けて進めていただきたいと思います。

第2項目めですけれども、高齢化社会がかなり進んでいる世の中で、国もこのごろ高齢者の移住と言うんですかね、地方への移住などを進めているわけですが、北杜市にもかなり高齢者が、今までの高齢者ばかりでなくて外からも入ってきていますけれども、こうした高齢者の足の確保というのが、安心して生活ができるというふうなことが一番重要な施策ではないかと私は思います。そうした中で高齢者等、交通弱者の生活の足の確保のためにぜひデマンドバス廃止に代わる、何か有効な交通手段はないかというのが市民の皆さんの願いでありまして、新たな事業を、小さなバスを家の隅から隅まで走らせるというような、これも結構ですが、新たな先進事例を調査・研究して市内でぜひもう少し先進的な交通体系を構築していただけないかと。これが願いですけれどもいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

デマンドバスに代わる手段、また新たな手法についての考えというご質問でございますけれども、これにつきましては昨年の12月に北杜市地域公共交通会議で決定いたしましたスクールバスのすみ分け、またバスの小型化、集落内への乗り入れ等の施策が決まっておりますので、それを来年度以降、実施いたしまして、その検証結果によりましてまた新たな手法等について考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目めでございますけれども、先ほど福祉部長はこの私の質問に適切に答えていないような気がするんですけども、関係部局では事前に協議しなかったのかどうかという、私は質問

をしているんですけれども、そのことについては答えていなかったようなんですけれども、そのへんについて答えていただきたいということと、要するにいくつもの市長部局だとか教育委員会部局がこの地域にはございますので、そうした施設を管理する上で横のつながりを持った中でお互いに交通安全対策も含めて協議するような場、これも大切ではないかと私は思うんですけれども、そのへんについてちょっとお考えがあればお願いします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

関係部局との協議についてというご質問でございます。

関係部局との協議につきましては道路河川課、教育委員会、子育て支援課において協議をし、また地域の行政区長さんからの同意もいただいた中で、また大泉の区長会においても説明を申し上げて、この事業を推進したところでございます。

今後も工事等々については、関係部局との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

この文教地区はいろいろの公共施設が集中しておりまして、なかなか夕方だとか朝だとかいろいろの子どもたち、また支所も移転したというようなことの中で、不特定の人たちもそこを通行するというようなことの中で、言ってみれば保育園の駐車場の東側の市道もお互いに、家並みがありまして狭くなっているわけなんですけれども、せめてその形状を、駐車場をせっかく造るんだから、この形状をちゃんと滑らかにして交通の利便を図るようにしてもらいたかったなというのが皆さんの声でございます。このへんについては、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

道路部局としてお話をさせていただきますと地権者の同意、あるいはうちの土地に入ってもいいというふうな同意が必須だと考えております。もしできましたら議員のお力を借りて地権者の同意をいただいて、その上で道路を拡幅するというふうなことも進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

農地の適正管理について質問させていただきます。

国はTPPを導入すべくアメリカほか関係国と交渉を行っております。国益のぶつかり合いでまだ結論は出ていませんが、農産物の自由化は本市においても大変重要な問題であります。交渉が始まったところと比べると、だいぶ反対勢力が弱くなっているような気がいたします。集団的自衛権問題に隠れてしまって、マスコミの扱いも小さい状態となってしまいました。

特に米は本市の基幹作物で生産に携わっている市民は大勢いらっしゃいます。昨年の米価切り下げはTPPの影響かと思われますが、こんな中、政府は農地を集約して生産効率を上げコストを下げようという政策をもっていっております。

私は以前、アメリカ、カリフォルニアでお米を作っているところを見学したことがあります。ヘリコプターにより種をまき、200メートルほどある水道管にスプリンクラーが付いていて、1カ所を起点として円を描くようにまわって灌水をいたします。もちろんところどころにタイヤが付いていてそれがまわるわけですが、直径400メートルの田んぼがあるわけでございます。水田でお米を作るのではなく、畑で水をまいて米をつくっております。コンバインは巨大で運転席は2階へ掛け上げるような高さでございます。このように超大型化していますので当然コストも安くなります。TPPとはこういうところと競争していかなければならなくなるわけでございます。

農家1戸当たりの農地面積は日本を1とするとEUは6、アメリカは75、オーストラリアに至っては1,309でございます。このように大変な開きがあります。規模だけで農産物価格が決まるわけではございませんが、コストは確実に低くなります。国内では北海道の平均経営規模が20ヘクタールといわれており、政府の目標もそのへんに置いているようでございます。

農業法には食料安全保障や農地の多面的機能が挙げられます。昨今、続発している世界的な異常気象、人口膨張による食料不足、戦争などの要因により食料危機がいつ起こるとも分かりません。また農業が農産物の生産以外に果たしている役割、洪水防止であり、水田ダム論であり、水源の涵養など多面的機能のためにも農地を適切に維持していく必要があります。特に本市は3つの名水があり、水田の持つ水源林の肝要には大きな意味を持ちます。神奈川県秦野市は水田や休耕田に助成をして地下水涵養を努めております。今後、本市においてもこのような政策が必要ではないでしょうか。

農地をいったん荒らしてしまえば、その回復には大きな経費を必要とするし、近隣の農地に

も迷惑を掛けます。

先日の山日紙面において「耕作放棄地に課税強化」という記事が出ておりました。これは空き家対策とも似ているところがあり、所有者に課税強化して解決を迫るものだと思います。

また農地法の基本理念は自作農主義だといわれております。第1条には農地はその耕作者自ら所有することが適当であるとされております。

そんな中、農業生産法人の進出は本市にとって重要で最も推進すべきものと考えますが、その基盤になります農地が有効に利用できないと、企業はもとより新規就農者も来ることができません。また政府では昨年より農地中間管理機構を立ち上げ、農地の集積を加速化させようとしております。

農地は農業をやりたい人、ビジネスとして農業を考える人に使ってもらわなければますます耕作放棄地が増えていきます。所有者と耕作者を別々に考えていく必要があるんじゃないでしょうか。日本一の太陽、水、冷涼な気候、大消費地に近いなどの利点は日本中の羨望の的だと思います。

それでは以下、質問をいたします。

1. 政府が昨年立ち上げた農地中間管理機構とはどんなものでしょうか。
2. 農地中間管理機構、農地集積バンクともいいますが、その本市での利用実績はどうなっていますか。各町村別にお願いいたします。
3. 農地を貸していただかなければ農地の有効利用はできません。貸し手の掘り起こしはどうなっていますか、お聞きいたします。
4. 新しく来た市民も家庭菜園をやりたいと思っている人がたくさんおります。家庭菜園ができる農地があることも移住促進のきっかけになると思います。退職後のレジャーとして家庭菜園は常に上位にランクされております。面識のない人に農地を貸す場合はなかなか抵抗があると思います。家庭菜園用の農地借用についてお尋ねいたします。
5. 相続等で非農家の地主が増えておりますが、不在地主や高齢などで管理ができない地主などの農地対策はどうなっていますでしょうか。
6. 耕作放棄地の過去3年間における分類別推移をお知らせください。
7. 藪化した耕作放棄地の指導はどうなっていますでしょうか。
8. 優良農地、区画整理した水田がこれに当たると思いますが、第1種農地が耕作放棄地にならない対策はどういたしますか。
9. 農地の適正管理対策についてお知らせください。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、農地中間管理機構についてのご質問にお答えいたします。

平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律および農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、農地中間管理機構が各都道府県に創設されました。

農地中間管理機構は担い手への農地の賃貸借を加速させ農業経営の規模の拡大、農用地の集

団化、農業への新規参入等を促進することによりコストダウン等による生産性の向上に資することを目的としております。

農地中間管理機構は各都道府県で1組織を指定することとなっており、山梨県では昨年3月に公益財団法人 山梨県農業振興公社が指定を受けております。北杜市においては公益財団法人 北杜市農業振興公社が山梨県農地中間管理機構から業務委託を受け、農地集積事業を実施しております。

その他につきましては、担当局長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

農地の適正管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに農地中間管理機構による本市の各町別の農地利用権設定の実績についてであります。

山梨県における農地中間管理機構である山梨県農業振興公社による昨年度の借り受け面積の実績については明野町12.8ヘクタール、須玉町0.3ヘクタール、高根町2.1ヘクタール、長坂町38.6ヘクタール、大泉町0.7ヘクタール、小淵沢町0.2ヘクタールであり、白州町および武川町についてはありませんでした。

次に、農地の貸し手の掘り起こしについてであります。

山梨県農業振興公社および北杜市農業振興公社において幹旋業務を実施しておりますので、市農業委員会で実施しています農地利用状況調査のデータを共有し、貸し手の掘り起こしを積極的に実施していただいております。

次に、新しく来た市民が家庭菜園用の農地を借用する場合についてであります。

農地を借用する場合は個人的に見つけるか、北杜市農業振興公社に依頼し貸し手の幹旋をしていただき、農業委員会の承認を受け利用権の設定をしていただければ、誰でも農地を借りることができます。また市内には2カ所の市民農園がありますので利用ができます。

次に、不在地主などの農地対策についてであります。

山梨県農業振興公社および北杜市農業振興公社に利用権設定をしていただくほか、農業委員とも連携を保ち、耕作放棄地の解消に努めております。

次に、耕作放棄地の分類別推移についてであります。

農業委員会法において農業委員および協力員により毎年、農地利用状況調査を実施し、北杜市内の全農地を再生利用が可能な耕作放棄地A分類と再生利用が困難と見込まれる耕作放棄地B分類に分けて調査をしております。

この調査結果からA分類は平成24年度501ヘクタール、平成25年度459ヘクタール、平成26年度410ヘクタールとなっております。またB分類については平成24年度761ヘクタール、平成25年度730ヘクタール、平成26年度779ヘクタールでありました。

次に、耕作放棄地の指導についてであります。

農地利用状況調査時に所有者が分かる範囲において、農業委員により地主に対し適正な管理を行うよう指導をしているほか、農地パトロールを実施し耕作放棄地の解消に努めております。

次に第1種農地が耕作放棄地にならない対策についてであります。

山梨県農業振興公社および北杜市農業振興公社と連携を図り農地の幹旋、農地利用円滑化事業等により、耕作放棄地にならないよう重点的に対応をしております。

次に、農地の適正管理対策についてであります。

休耕中の農地であっても荒廃し生活の安全、良好な住環境を阻害している場合は、農業委員による農地パトロールを随時行う中で、管理指導をしているところであります。

また農地中間管理事業の推進に関する法律等により、山梨県の農地中間管理機構として山梨県農業振興公社が指定され、遊休農地対策も強化されたところであります。

具体的には山梨県農業振興公社を通じて遊休農地の有効利用を進めるもので、農地の利用増進が図られるよう必要な幹旋などの利用関係の調整を行い、農地の適正な管理を行うものであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの実績の中で、利用権設定の中で利用権設定がない町村がありましたけども、これはまだ北杜市農業振興公社と農地中間管理機構のすみ分けができていないということですか。でありましたら、農業振興公社と中間管理機構の合わせた実績もお願いしたいと思います。

それから農業振興公社と中間管理機構のどういう役割、どう違うか、その説明もお願いいたします。

2つ目に以前は小作権があって、まだお年寄りなんかはそう思っている人もいるので貸したがないという人もいます。また知らない人に貸すことに抵抗があるという人もいますかと思えます。田んぼと畑の違いというくくりもあるかと思いますが、そこらへんはどうなっていますでしょうか。

3つ目として借り手のない農地、借りてくれない農地の場合はどうなりますか、お聞きいたします。

4つ目として不在地主対策が最も重要でありまして、そこが藪化していてもなかなか注意することができない。また不在地主のほうは自分の農地が現在どうなっているか把握をしていないし、関心もないし、他人に迷惑を掛けているという自覚がないようです。今後、相続の非農家は増えていくかと思えます。法的に問題があるかと思えますけども、現状は林地が耕作放棄地であると最近目につくのが特定外来種に指定されている荒地瓜ですとか駆除が困難な葛、ヤブガラシ、カナムグラ等、ツル性の植物がはびこりまして草刈り機でもなかなか手に負えないという状態であります。このような迷惑な雑草対策はどうしたらよろしいでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に第1種農地が耕作放棄地になるには、それなりの理由があるかと思えます。今、行っている減反政策や、また今度入ってくるかもしれないTPPの影響で米価が引き下げになると、また増えてしまうのではないかと思えますが、先ほどの答弁で重点的対応と言われましたけども、その具体的な対応を説明してください。

以上、お願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

私のほうでは農地中間管理機構と北杜市農業振興公社の役割の違いということで質問がありましたので、そこにつきまして答えさせていただきます。

農地中間管理機構は山梨県農業振興公社が指定を受けております。山梨県農業振興公社は県内の、北杜市農業振興公社は市内の農業構造の改善に資するための事業を行うこととされています。具体的には農地の幹旋、利用調整などを行い農地の貸し借り、売買を行うことにより農地の集積や集約を加速するための事業や新規就農者のサポートを行っており、事業内容につきましては同じであります。

市では農地中間管理機構を通じて、補助事業化できる案件につきましては農地中間管理機構を活用し、それ以外の案件につきましては北杜市農業振興公社を活用しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

何点かある中の1点であります、迷惑な雑草対策であります。

現に人が使用していない土地や建築資材等の野積み地などにおいて雑草等が著しく繁茂し、かつそのまま放置されていることにより火災、または交通事故、もしくは病害虫の発生の原因となり、または廃棄物の不法投棄等を誘引する恐れがある場合であれば当該土地所有者、もしくは管理者宛てに通知の上、適正管理に努めるようお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

1点、確認をさせていただきたいと思うんですが、1番目に質問されました公社と中間管理機構の合わせた面積ですけども、全体でよろしいでしょうか、町別になりますでしょうか。

○議長（千野秀一君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

町別でお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

分かりました。

それでは中山議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、山梨県農地中間管理機構と北杜市農業振興公社を合わせた利用権設定の実績でございます。町別実績、昨年度につきましては明野町31.3ヘクタール、須玉町1.4ヘクタール、高根町14.8ヘクタール、長坂町40.7ヘクタール、大泉町4.6ヘクタール、小淵沢町0.2ヘクタール、白州町1.1ヘクタール、武川町0.7ヘクタールの利用権設定がありました。

次に小作権の関係であります。

この件につきましては農地改革前より存在している権利でありまして、所有権と同等の権利を有していたことから、高齢者の方々にはまだそのような考えをお持ちの方がいるかと思われます。そこで権利のトラブル等をなくし農地の効率的な利用を円滑に進めるため、農地法の特例といたしまして、昭和55年に農業経営基盤強化促進法が制定されました。

以上のことから今後もより多くの方にこの制度を利用していただきたく、市広報紙などにより周知を図ってまいりたいと考えております。

次に貸したくても借り手のない農地についてであります。

昨年度の農地利用状況調査結果に基づき、本年度、各農家の利用意向調査を実施したく補助対象となることから現在、県と協議をしております。採択された場合は各農家へアンケート調査を実施し調査結果の取りまとめを行い、山梨県農地中間管理機構および北杜市農業振興公社と検討をして農地の斡旋を行い、遊休農地、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に第1種農地が耕作放棄地になった場合の具体的対応策でありますけれども、第1種農地につきましては10ヘクタール以上の農地が集団化された農地ということですので、そういったような農地につきましては、農業委員が積極的に先ほども説明させていただきましたけれども対応し、周囲に不快な思いをさせないよう地主に対し周知、管理していただけるよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは再々質問をさせていただきます。

ただいまの農業振興公社と中間管理機構、合わせた実績で町村別でだいぶ開きがあるんですけれども、この主な要因は、分かる範囲でお願いいたします。

それから中間管理機構の地域集積金がもらえる要件はどんなものでしょうか。昨日の答弁の中で長坂の日野春地区がいただいているという答弁がありましたけれども、この要件をちょっとお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

9番、中山議員の再々質問にお答えいたします。

はじめに明野町、長坂町において借り受け面積の多い要因でございますけれども、明野町に

おきましては大企業の参入に伴い、農地の集積を行っているとのことでもあります。また長坂町におきましても地域の営農組織に貸すための農地の集積を行っているということでもあります。

次に農地中間管理機構における地域集積協力金の交付要件についてであります。要件といたしましては農地中間管理機構に一定割合以上の農地を貸した場合、またもう1点といたしまして集落など外縁が明確である同一町内の区域で人・農地プランを作成した地域ということになっております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

子育て支援について、質問をさせていただきます。

北杜市においては、子育て支援策として保育料第2子以降無料化や子ども医療費補助の対象年齢の拡大、ほくとハッピーワーク、子育て支援住宅の建設など働きながら子育てができる環境づくりのためにさまざまな取り組みが行われております。しかし少子化に歯止めがかからず大きな課題となっております。

国においても本年4月より子ども・子育て支援新制度が始まりました。この制度はすべての子どもを対象に市が地域の実情に応じて子育て支援の拡充を行っていくことが柱となっております。具体的には認定子ども園制度の改善や放課後児童クラブの拡充などが謳われております。この新しい制度が市民にとって、より使いやすいものとなるために出産から子育て支援策全般に対して質問をさせていただきます。

1. 出産支援、北杜市の不妊治療支援制度について質問させていただきます。

現在、不妊治療を行っている方は増加しており、厚生労働省の実績においても10年間で、件数で約8倍となっております。晩婚化などの影響もありますが、諦めずに子どもを授かりたいという方が増えているということだというふうに感じております。

北杜市の制度では1年以上北杜市に住んでいる方で、保険が適用されない不妊医療に対して助成されます。最長2年で単年で最大30万円が助成されますが、子どもが1人いると助成が受けられません。国では平成26年から助成回数や助成期間を廃止し、年齢制限や所得制限を設け、子どもが増える可能性が高い助成制度に変更し少子化を解消しようとしております。多くの他市でも通算5年で助成しているところが多くあります。また2人目、3人目の不妊治療に助成していない例はあまり見受けられませんし、少子化解消の動きに逆行していると思います。助成期間2年間と子どもが1人いると助成が受けられないという制度の条件の緩和を求めますが、見解をお聞きいたします。

2つ目は、認定子ども園の整備についてであります。

幼児期からの教育へのニーズの高まりや保育園に通う要件を満たさない子どもで、集団生活の中で教育をしたい場合は幼稚園に通うしかない状況を打破するために、認定子ども園を整備することは大変重要だと考えます。

現在、認定子ども園の整備に向けて準備中であると思いますが、整備するにあたり施設数や職員数の確保、教育内容や他の保育園との格差是正などの解決すべき課題があると感じます。以下、質問させていただきます。

1. 設置数や場所は決まっているでしょうか。
2. 職員の確保や保育園機能に幼稚園機能が加わることで、教育内容にどのような変更が加わるのでしょうか。
3. 整備するにあたり課題をどのように考えているでしょうか。

3点目といたしまして、認可外保育園の第2子以降無料化についてお聞きいたします。

平成27年4月より市外幼稚園に通う子どもの保護者に対しても保育料の第2子以降無料化が実施され、幼稚園に通う世帯の経済的な負担が軽減されたところであります。北杜市においては認可外であります、大自然の中で子どもを保育したいという独自の教育プログラムを持つ保育園もあり、多くの市内の子どもが通っている状況もあります。

認可外の保育園に通う子どもも北杜の子どもでもありますので、同様に支援していくのが今回の制度改正の目的に沿うと感じます。同様の支援を検討していただき、認可外保育園の第2子以降無料化を実施していただきたいと考えます。見解をお伺いさせていただきます。

4点目といたしまして、放課後児童クラブについてお伺いさせていただきます。

平成27年度から対象年齢が6年生まで拡大されました。北杜市では迅速に対応していただき教室に余裕のない高根西、大泉では新たな施設を整備するなどの対応をとっていただいております。しかしながら全体のクラブの状況を見たとき、全体的に1年生から3年生までの子どもが増えているため、4年生以上が入れない施設も出ている状況が見受けられます。

また高学年が行きたいと思える内容ができていないため、特に6年生は児童クラブに行きたがらないのが現状であります。例えば英語を教えてくれたり、学習サポートをしてくれるなどの内容の改善が必要だと感じます。拡充された高学年の今後の預かり方法について見解を伺います。

5番目といたしまして、ファミリーサポートについてお聞きいたします。

ファミリーサポートは地域で子育てを相互援助する組織であり、大変素晴らしい制度であると思います。現在、利用実態を見るとほとんどが保育園の送り迎えに利用されております。まずはどのような場合に利用できるのか、登録できるのかを含め制度のさらなる周知が必要であります。

以下4点、質問させていただきます。

1. 援助を受けたい、また援助したい方がどのような場合に活用できるのかという制度の周知方法はどのようにしていくのでしょうか。
2. 放課後児童クラブやつどいの広場、病児保育など子育て制度が拡充されるにつれ、重なるサービスも出てくると感じますが、見解をお聞きいたします。
3. サービス向上のために民間に委託をしていくことも検討すべきではないかと思っておりますけれども見解をお聞きいたします。
4. 送り迎えに事故などが起きたときの保険などの体制は万全でしょうか、お聞きいたします。

6点目といたしまして病児保育、病後児保育についてお聞きいたします。

利用ニーズも多くあり、早期に実施すべきだと考えております。現在、長坂町の秋田分園で

検討中とのことでありますが、診察を受けた子どもを預けたり、また病気の子どもを預けるためには病院内が保護者にも運営する側にも便利だと考えます。市立病院や診療所での設置を検討すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

7点目といたしまして子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進についてお聞きいたします。

2015年10月にスポーツ庁が設置され、2020年の東京オリンピックに向けて子どものスポーツ強化を図っていくことが決定されました。しかし北杜市では少子化によりスポーツ少年団が地域からなくなっている状況があります。スポーツ少年団は生きる力を育み、体力をつくり、集団生活や規律を学ぶために大変重要な組織です。

現在、北杜市体育協会の下部組織にありますスポーツ庁が設置されることもあり、市が直接支援し、指導者への報酬補助や団員確保などの援助を行っていくべきだと考えますが、見解を求めます。

以上7点、ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

認定子ども園について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、設置数および設置場所についてであります。

現在、市内には幼稚園がないことから北杜市子ども・子育て会議においてご審議いただき、既存の保育園に幼稚園的な機能を備えた併設型の認定子ども園を、来年4月に開設予定で準備を進めているところであります。

設置数については本市の広大な面積を考慮し茅ヶ岳・瑞牆山エリア、八ヶ岳南麓エリア、甲斐駒ヶ岳エリアに1園ずつの設置を予定しております。

認定子ども園には園に通っていない子どもの家庭も含め、子育てへの不安や悩みを相談できる子育て支援センターの設置、ならびに親や子ども同士の交流を深めるため、園庭の開放が必要とされていることから、設置場所については地域の状況や既存保育園の空きスペース等を考慮し検討を進めてまいります。

次に、整備への課題についてであります。

認定子ども園の設置については現在、本市の児童が利用している市外幼稚園との調整、受け入れ数が増大になった場合の対応、保育士の確保などが考えられますので、今後、北杜市子ども・子育て会議のご意見をいただきながら検討を進めてまいります。また設置には県知事の認定が必要となるため、要件等については県と協議を進めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

1番、上村英司議員の子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では市体育協会や市スポーツ推進委員協議会、子どもクラブ指導者連絡協議会、

峡北スケート連盟などの団体と連携を図り、子どもの体力づくりやスポーツ活動の推進に取り組んでおります。中でもスポーツ少年団は、スポーツを通じて青少年の心と体を育てるための活動をしているところで大変重要であると考えています。

昨年度、北杜市のスポーツ少年団は12種目に42団体あり、団員数は小学生児童2,138名のうち946名が登録しております。しかし、少子化の影響で1団当たりの構成人数は減少傾向にありますので、学校単位のスポーツ少年団活動が困難となり、他の団と統合する場合も出ております。

このようなことから各団には団員確保を目指した積極的な勧誘活動をお願いする一方、市広報紙や市ホームページで団員募集を行うとともに、校長会から市内小中学校にチラシの配布の協力をお願いするなど、加入者の促進を図っているところであります。

また、市体育協会を通じて本年度は260万円の活動補助金を交付するとともに、指導者については認定員資格取得や指導者登録手数料の費用について市が負担しております。

スポーツ少年団は運営方針、指導者への報酬等の予算面も含め、各団が自主的に運営することを前提に設立され、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を目的とする社会教育団体であります。

団体の設立趣旨や目標を尊重する中で、市としても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

1番、上村英司議員の不妊治療支援制度についてのご質問にお答えいたします。

市では不妊治療の経済的負担の軽減を図ることを目的に高額な治療費がかかる体外受精、顕微受精について同一申請年度に30万円を限度に通算2年間、過去に助成を受けたことがない方に対し、国の補助制度に上乗せし助成を行っているところであります。

近年、晩婚化により不妊治療を受ける夫婦が増えております。このため国では昨年度から段階的に制度の見直しを行い、来年度から対象年齢を43歳未満まで、通算助成回数を初回治療開始年齢が40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回、40歳以上43歳未満の方は43歳になるまでに通算3回とし、年間助成回数および通算助成期間は制限なしで実施することとしております。

少子化対策は市の重要課題であることから国の制度見直しと合わせ、また県が男性の不妊治療を助成する制度を創設する方針を固めたことなども含め、不妊治療に悩む方への治療支援のあり方を北杜市健康づくり推進協議会のご意見をいただく中で検討してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認定子ども園の教育内容についてであります。

本市の保育園ではすでに国の保育所保育指針に基づき北杜市保育課程を作成し健康、人間関

係、環境、言葉、表現の5つの教育を示し集団生活の中で自分の言葉で表現する力、人々と親しみ支え合う心を養うなどの教育を実践している状況にありますので、併設型認定子ども園の運営においては既存保育園の保育内容とのバランスを考慮し、当面の間は大きな変更を行う予定はありません。

次に、保育料第2子以降無料化についてであります。

市内には現在、塩川病院院内託児所をはじめ4カ所の認可外保育園と、その他任意団体等が開設している園が存在する状況にあります。本市の保育料第2子以降無料化については子ども・子育て支援法および学校教育法の規定に基づき設置された保育園、幼稚園を対象としているところであります。認可外保育園等を対象とする場合には、施設や職員数等の一定の基準を設ける必要があると考えております。

しかし、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から検討が必要であると考えことから北杜市子ども・子育て会議のご意見をお伺いする中で検討してまいります。

次に、放課後児童クラブについてであります。

放課後児童クラブには保護者の就労の支援と園児に対し放課後の生活と遊びの場、また学びの場、学年を超える交流の場としての保育が求められているところであります。

今年度から対象学年を小学6年生まで拡大した対応については、低学年と高学年に分かれた施設の配置や保育内容を工夫し運営に当たっている状況にあります。

また学びの場を充実させるため、英語遊びなど遊びながら学ぶ環境を全施設統一的に行えるよう、先月から教員経験者を指導員として配置したところであります。

今後は地域の人材を活用した事業などにより保育内容を充実させ、児童が放課後を楽しく過ごせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次にファミリー・サポート・センターについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度の周知についてであります。

現在、保護者のニーズ量に対して協力者が不足している状況にある中、周知活動については市広報紙や市窓口へのチラシの設置、また登録会員からの呼びかけなどセンターへの登録数の増加を目指した取り組みを進めているところであります。

今後は地域の子どもは地域で育てるを理念に区長会や地域委員会を通して、地域の皆さまにご協力をお願いするとともに、現在立ち上げを進めているママネットワークと地域との交流を図る機会を創出し、制度の必要性を地域住民へ周知してまいります。

次に他の子育て支援との調整についてであります。

本市における子育て支援施策は、本年3月に策定した北杜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後さらなる充実を目指し各施策において内容を検証し見直しを進めてまいります。すべての施策において子どもを中心に据え見直しを進めてまいります。子どもや保護者の生活環境に合った活用がいただけるよう、事業の充実を図ってまいります。

次に、民間委託への考えについてであります。

ファミリー・サポート・センターはつどいの広場や病児・病後児保育等と併せ、NPOなどの民間へ総合的に委託することで、さらなる子育て支援につながることも考えられることから今後北杜市子ども・子育て会議で検討してまいります。

次に支援中に発生した事故の対応についてであります。児童、協力会員ともに市が加入している保険の範囲内で対応することとなります。

次に病児・病後児保育についてであります。

病児・病後児保育の適正な運営を進める上では病状の急変に対応するため、医師との連携が重要になることから市立病院・診療所への設置についても検討しているところであります。

設置場所については既存施設の有効利用も図ることとしておりますので、長坂保育園秋田分園、旧日野春放課後児童クラブ、甲陽病院、白州診療所の4カ所を候補とし、医師会と協議を行い当面1カ所の設置を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

では6点、再質問をさせていただきます。

まず不妊治療についてであります。新しい制度を検討していくというご答弁でございました。改めて助成期間も努力できる限り、できるだけ長くしていただきたいですし、第2子、第3子でも助成が適用されるようにぜひ改めて要望するところでございます。

現在、新しい制度について何か具体的に検討していることが今、分かっているところであれば方向性をお示しいただければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2点目といたしまして、認定子ども園についてであります。

3カ所設置の予定であるということを今お聞きいたしました。働きながら子育てできる環境をしっかりと充実させることが大事だというふうに思っております。そういう観点でいいますと夜勤や早朝勤務など最近増えている状況がございますので、多様な就労に保育も対応していくことが大変大事だというふうに考えております。

時間外の保育や延長保育など認定子ども園においても対応していかなければいけないというふうに思っておりますけれども、そのような時間外の保育に対する考え方をお聞きしたいと思います。

また保育の現場を預かっていただいております保育士の確保については、全国的に不足している状況でございます。また非正規採用が多いなどの不満もあると聞きますが、待遇を改善していかなければ今後の確保がなかなか難しいのかなというふうに思っております。保育士の待遇改善確保について、ご見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして認可外保育園の第2子以降無料化についてお伺いさせていただきます。

先ほど前向きに検討していくというご答弁をいただいたと思いますけれども、大変期待しているところでございますけれども、先ほど4カ所、認可外保育園があるというご答弁でございましたけれども、対象者数がどのくらいで、またどのくらいの財源がかかるのか、軽減が考えられるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

4点目といたしまして、放課後児童クラブについて再質問をさせていただきます。

英語を教えてくださいと教員経験者を1名配置されたということで、大変期待しているところでございます。放課後児童クラブが教育の面でも大いに貢献できる施設になるように期待しているところでございます。しかしながら放課後児童クラブはたくさんの施設がありまして、なかなか1人では行える回数も限られているのではないかとこのように予想されるわけでござい

ますけれども、さらなる教員経験者の拡充などを考えていらっしゃるかどうか、そのあたりをお聞きいたします。

5点目といたしまして、ファミリーサポートにおきましてはママネットワークにおいて周知を図っていくということがご答弁でございました。また現在、子育て支援で活動している組織に愛育班さんがございますけれども、例えば愛育班と連携して委託などの可能性も含めて連携していくことがやりやすいのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、そのあたりの可能性についてお聞きいたします。

またママネットワークというのを立ち上げるということでございますけれども、どのように子育て支援に活用していくのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

6点目といたしまして、スポーツ少年団への支援について質問させていただきます。

スポーツ少年団の支援に前向きに取り組んでくださるというご答弁でございました。スポーツ少年団の子どもたちの成長に果たす役割を考えて、ぜひとも物心両面で手厚い支援をお願いしたいと思っているところでございます。

その中でも子どもを指導する指導者の役割というのは、大変重要だというふうに思っております。子どもの指導でございますので、技術だけではなくて人格を磨くような指導も求められるというふうに思っております。優秀な指導者を育成していくことにぜひ支援をお願いしたいと思うわけでございますけれども、そのあたりのご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

以上6点、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

はじめに不妊治療への助成制度の改正の具体的内容が分かればということなんでございますけれども、現在までのところ改正内容につきましては、まだこれからということで北杜市健康づくり推進協議会の意見も聞きながら、これからになりますけれども、そうはいつでも国の基準に合わせた改正にはなろうかと思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の再質問の中で保育士の確保等についてのお尋ねでございますので、人事面から職員の確保という関係から私のほうからお答えさせていただきます。

保育士の確保について、待遇改善がこれから必要ではないかということでございます。

先ほどのご質問の中で子ども・子育て支援制度の導入によって全国的に保育士の雇用が厳しい状況であるということは、こちらも承知してございます。昨日の答弁でもご説明申し上げましたが、本市では今年の4月から臨時保育士の日額賃金や特別賃金の改定を行っております。こうした雇用条件を踏まえまして、他市町村の状況を精査する中で今後、賃金改定や雇用形態の見直し、また休暇等の待遇の改善に向けてこれから早期に検討に入ってもらいたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の再質問にお答えします。

いくつかご質問があるかと思います。

まずはじめに時間外保育や延長保育への現状の対応は。それから認定保育園になることでどのような影響があるかという質問にお答えします。

市内保育園の保育時間については、昨年度までは朝8時半から夕方4時30分までの8時間を通常保育とし、保護者の就労状況に合わせて朝7時30分から1時間、夕方6時30分までの2時間を時間外保育として園児の受け入れを行ってまいりました。新制度におきましてはフルタイムで働く保護者を想定した最大11時間とパートタイム就労を想定した8時間の間にあって、保護者の就労体系に合わせた受け入れ時間を認定し保育を提供しております。

延長保育につきましては今後保護者の就労状況を確認し、北杜市の子ども・子育て会議のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

また認定保育園の幼稚園部門を希望する児童には、最小4時間の受け入れとなりますが保護者のニーズや保育内容等を考慮し、受け入れ時間を検討してまいります。

なお保育園部門は幼稚園部門と同じ部屋で同じ保育を行ってまいりますので、認定子ども園になることで保育時間や保育内容については影響がないものと考えております。

続いて認可外保育園の保育料、第2子以降無料化についてのご質問でございます。

認可外保育園につきましては毎年11月に定期指導監査を実施し、その際に入園児童数を把握しているところでありまして、昨年度の園児数は4施設で10人で行ってまいりました。また任意団体等で開設している園については、今年の4月に施設訪問を行った際に確認したところ31名でありました。各施設とも市外の園児等もおられますので、現時点での市内での園児数は確認できていない状況にあります。

保育料の軽減措置につきましては、今後市内在住の園児数の確認、施設や職員配置の状況など園児の安全な運営体制も併せて確認をして、子育て世帯への経済的な負担の軽減の観点から検討してまいりたいと考えております。

続いて、放課後児童クラブの英語教育についてのご質問でございます。

本年度からお願いした指導員については、元中学校の英語教師でありましたので全施設を定期的に巡回していただいて、英語を取り入れた保育を推進する予定でございます。

また施設の支援員においては対象学年を拡大したことによりまして、いろいろな悩みを抱えているというような状況でありますので、支援員の相談への対応についてもお願いしていくこととしております。

今後も教員退職者を中心に人材の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。また併せて地域人材も活用し地域の文化を学び、また昔ながらの遊びを体験するなど遊びの中から学ぶ環境づくりを充実させてまいりたいというふうに考えております。

続いてファミリー・サポート・センターについて、2点ほどご質問があったかと思いますが。

まず1点目の愛育班との連携についてでございます。

現在、ファミリー・サポート・センターでは地域の愛育班と連携し、事業を進めているとこ

ろであります。この制度では地域の皆さんが親代わりとなり、地域ぐるみで子育てをする環境づくりを目指すものでありますので、今後愛育班と調整を行い協力、事業の充実、また登録会員の増加を図ってまいりたいと考えております。

それからファミリー・サポート・センターの委託については、先ほど答弁いたしましたがつどいの広場や病児・病後児保育等と併せてNPOなどの民間へ委託することで、民間の発想の中で新たな子育て支援が行われるものと期待できますので、愛育班も含め北杜市子ども・子育て会議で検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて2点目のママネットワークについてであります。

ママネットワークは母親がつながることによって、日常での子育てに関する情報交換や助け合い、また母親のつどいの場となるよう母親の輪を広げ、一人の子育てからみんなで子育てをするという展開を図ってまいりたいと思います。

今年度は子どもの命を守るためにどうしたらいいかというテーマをもとに、防災ワークショップを開催し、参加者の防災意識の向上を図るとともに母親の仲間づくりを進め、ネットワークの構築を目指してまいります。ネットワークは母親の自主的な活動となりますが、移住してきた子育て世代が地域に溶け込める環境づくりも期待できますので、市といたしましてはつどいの広場の各事業を通じて支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会からは、優秀な指導者を育成することというふうなことだと思います。

市といたしまして指導者の多くが適正な基礎知識を身に付けることにより、正しい指導が行えるよう県が開催しております認定委員要請講習会の登録手数料について、受講者に支援をしているというふうな状況であります。こうしたことからより一層、指導員資格を持つ人材の育成について、格段にまた働きかけをしていきたいと考えております。

また教育委員会でも関係機関と連携しながら各指導者の育成や知識、技術向上のための研修会等の開催を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時55分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

子どもや子育て支援について質問いたします。

急速な少子高齢化が進む中、国では平成24年には子ども・子育て関連3法が制定され、27年度から子ども・子育て支援新制度が進められます。市においては北杜市子ども・子育て支援事業計画を3月に策定し、子育てしやすい環境づくりを計画しています。計画策定にあたっては、子育て中の保護者にアンケート調査をするなど市民の声を反映したものと考えています。

北杜市は住んでみたいまちとしても全国でも名を馳せており、この計画には大きな期待がかけられています。人口の減少や高齢化など、社会構造の変化により労働力の減少や消費の落ち込みなど経済の疲弊が心配されます。子育てや介護や医療などを含め、次世代の担い手となる若者の負担が増加し生活不安等、将来に期待が持てないことなどいろいろな課題を抱えています。

この北杜市子ども・子育て支援事業計画がこうした諸課題の解消、若者への支援などふるさと創生の基盤として果たす役割を大きいものと考え、以下質問いたします。

1点目、計画のうち重要な施策と考えていること、また目指すものはどんなことでしょうか。

2点目、特徴として挙げているものはなんでしょうか。

3点目、計画策定の経過と今後どのように進めていくのかお示してください。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

最後ですので、気合を入れて答えます。

保坂多枝子議員の子ども・子育て支援事業計画の目指す姿についてのご質問にお答えします。

国の子ども・子育て支援新制度に基づき、本年3月に策定した北杜市子ども・子育て支援事業計画においてはこれまで取り組んできた子育て支援施策を充実させ市民、地域、企業、市が協働し地域全体で子育てを支え、地域の中で子どもたちがすこやかに成長していける環境づくりを目的としております。

計画は6つの基本方針において施策を展開してまいります。元気な声が響くまちでは安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過ごせるまちを目指しており、子ども医療費無料化の対象年齢を来年1月から中学3年生まで拡大することとしたところであります。

2つ目の親子の声が響くまちでは夫婦どちらかに過度な負担がかからないよう、親子で楽しい毎日が過ごせるまちを。3つ目の明るい声が響くまちでは、子どもたちが将来に夢と希望を持って心身ともに健やかに成長するまちを。4つ目の近隣で声が響くまちでは、近隣で一体となり子どもの成長を見守る子育て意識を持ったまちを。5つ目の地域に声が響くまちでは子どもが安全に自分らしく暮らせるように、子どもの視点に立った環境整備・基盤整備を進めるまちを。最後に杜っ子の声が響くまちでは、子育て世代が住みたい・住み続けたいまちを目指してまいります。

この6つの基本方針を柱に、幸せで楽しい子どもの声がいたるところで響く地域づくりの推

進を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

子どもや子育ての支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特徴となる施策についてであります。

計画における6つの基本方針の主な施策としては、元気な声が響くまちでは妊娠中から切れ目のないワンストップでの相談窓口、子育て世代包括支援センターを市保健センターに設置するとともに、学校や保育園における地産地消給食に取り組んでまいります。

親子の声が響くまちでは就学前の教育・保育サービスの充実を図るため、認定子ども園の設置、保育園における延長保育や休日保育の充実などを計画しております。

また働きながら子育てする世帯を支援する病児・病後児保育の実施、子育て世帯を経済的側面から支援する保育料の第2子以降無料化の継続に取り組んでまいります。

明るい声が響くまちでは、放課後児童クラブの対象学年の拡大や放課後子ども教室、児童館の運営の充実に取り組んでまいります。

近隣で声が響くまちでは、つどいの広場においてママネットワークを立ち上げ、子育ての悩みを気軽に相談できる仲間づくりを推進するとともに、子育てを共に支え合う環境づくりに取り組みます。

地域の子どもは地域で育てるを理念に進めているファミリー・サポート・センターでは、地域の皆さまへの周知活動を強化し、親代わりとなる協力会員の拡大を図り、事業の充実に取り組みます。

地域に声が響くまちでは国や県と連携のもと、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実させるとともに子どもへの虐待を未然に防止するため県児童相談所、小中学校、保育園と連携し適切な支援・フォローが行えるよう、新たな相談窓口を設置するなど体制強化に取り組みます。

杜っ子の声が響くまちでは子育て支援住宅において入居者に対し、子育て・母子保健相談体制を整備し、暮らしやすさを感じていただく環境づくりに取り組んでまいります。

次に、今後の進め方についてであります。

北杜市子ども・子育て支援事業計画はすべての子どもと子育て家庭を対象とし、各施策を総合的に進める計画でありますので、全庁的に広く連携するとともに市内の子育て支援に関わる家庭をはじめとした保育園、子育て支援施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を強化し取り組んでまいります。

計画の推進については、北杜市子ども・子育て会議において計画の進捗を確認する機会を設け実効性を高めてまいります。北杜市総合戦略においても子育て支援は重要となることから北杜市ふるさと創生会議のご意見をお伺いする中で積極的に取り組んでまいります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

再質問をお願いいたします。

6つの基本方針をお示しいただきました。未来ある子どもたちがすこやかに健全に育つことをぜひお願い申し上げます。そんな中で地域に声が響くまちとありますところで、ひとり親家庭の自立支援ですか、それを充実させるようなご答弁をいただきましたが、具体的にはどのような形でどのような支援を考えていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

ひとり親家庭への自立支援についてのご質問であります。

本市ではひとり親家庭は親の就労、住宅、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと子育て生活支援として相談支援、医療の助成、公営住宅の入居ですとか保育園の優先入所、北杜ハッピーワークの就労支援ですとか、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取るための給付金など自立に見えた支援を行っております。

今後は既存の生活基盤づくりに必要な経済的支援に加えまして、自立した生活ができるよう就労情報の提供や相談体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

それから非常に今、ネグレストだとか親子の関係というのが難しいというか、崩れているというか、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、なかなかうまく構築ができないというところがございます。いろいろ核家族だとか、それから子育てに自信がないとか、いろんな問題をはらんでこういうことが起きるのだと思うんですが、児童虐待の未然防止のための相談窓口を設置なさるといようなご答弁がありました。それはどこにその相談窓口を設置していただけるのか。それからそれを担当する、所管する担当課はどこになるのでしょうか。

それから人員ですか、人員配置というか、どのような形の方がお入りになって何人くらいいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。非常にこのことって大事だと思うんですね。子育て不安ということで、出産も嫌だとか結婚するのも嫌、そんなほうまでいってしまうこともありますので、こういったことのフォローがしっかりできていると、今からも非常に安心して子育てができるという体制ができるのではないかと思います。その点につきましてお聞きします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

児童虐待等の相談窓口についてのご質問でございます。

児童虐待やDVについては子どもや世間の目を気にしたり、我慢したりするケースが多く、

また加害者から行動を監視されるなどさまざまな理由から一人で悩んだり、相談に至っていないような状況が考えられます。現在、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置しておりますが、相談者に配慮し市役所の会議室ですとか、保育園や学校などにおいて相談を受けている状況にあります。新たな相談窓口については保育士や保健師などを経験した者を配置いたしまして、設置場所については人目を気にすることなく、ゆったりした気持ちで話ができるような環境が必要であることから、長坂保育園の秋田分園などの既存の空き施設の活用や福祉課と連携をいたしまして、庁舎内にワンストップの福祉相談窓口を設置する予定で現状進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

担当課とかは分かったんですが、人数なんかはどんなふうを考えていらっしゃるんでしょうか。すみません、お願いします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

失礼いたしました。

人数については、これから検討をさせていただいて設置をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月25日、午前10時に開きますので全員定刻に参集してください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

平成 2 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 5 日

平成27年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成27年6月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 議案第59号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願
- 日程第12 議案第63号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第68号 不動産の処分について
- 日程第14 同意第6号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第15 発議第2号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦

議会書記 清水市三

// 田中伸

開議 午前10時00分

○議会事務局長（坂本吉彦君）

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る6月18日に開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、坂本静議員に議員10年以上の表彰状が授与されました。

ここで、千野議長から表彰状の伝達を行います。

千野議長、坂本議員は演台の前にお進み願います。

（表彰状の伝達）

おめでとうございます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

自席へお戻り願います。

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する案件として同意1件が提出されました。

次に総務常任委員会が開催され、福井俊克副委員長辞任が許可されました。新たに清水進副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第11 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願までの11件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第1号、承認第2号、議案第59号および請願第1号について報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成27年6月16日

北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は6月9日の本会議において付託されました事件を6月16日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第59号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「法人事業税資本割の改正により適用されるケースは」との質疑に対し「資本金等の額から無償減資等を行うことにより、資本金等が減額となった場合適用されることが想定される」との答弁がありました。また「ふるさと納税について、改正により手続きはどのようになるか。また、固定資産税において現在の負担調整と課税標準の状況は」との質疑に対し「確定申告が不要な給与所得者が対象となる。ふるさと納税納付先に控除申請を行うことにより、納付された市町村から住所地の市町村に通知がされ、翌年度の住民税が減額される。また、負担調整措置は、居住用の宅地についてはほぼ100%に近い状況となっている」との答弁がありました。

質疑終結後、「今回の改正は消費税10%の増税の先送り実施の強行を前提に法人税の引き下げの代替財源として外形標準課税の拡大を行うなど黒字大企業を一層優遇する内容となっている。また、消費税増税による消費の落ち込みが回復しない状況下で、バイクのみが新旧車の区別なく一律に最大で2倍の増税となることから反対する」。一方「地方税法等の改正は国の指針により地方行政を遅滞なく進捗させるために改正されることから賛成する」との討論があり起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

質疑、討論はなく全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第59号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「固定資産税の特例措置をサービス付き高齢者住宅に適用する改正であるが、市内の現状と今後の見通しは。またタバコ税が改正されることにより納税額等はどのようになるのか」との質疑に対し「サービス付き高齢者住宅は市内に4棟あり、地方税法の規定により固定資産税が約130万円減額されている。本年度に1棟建築予定となっている。またタバコ税については旧3級品については現在千本あたり2,495円であるが、平成28年4月1日には430円アップし2,935円となり、平成29年には430円アップし3,355円、平成30年には645円アップし4千円、平成31年には1,262円アップし5,262円となる。平成26年度のタバコ税は約2億7千万円余りであるが、旧3級品の占める割合は約5%であり影響はあまりない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願であります。

紹介議員の出席のもと慎重な審査を行い「請願は法案提出に反対するものであり、すでに国会に提出されていることからこの請願を採択することはできないが、請願者の意志を尊重し委員会として別途意見書の提出はできないか」との意見が出され、起立採決の結果、全員一致により不採択となりました。

その後「請願者の思いを尊重し、平和な社会を願うことから意見書の案を提案したい」との意見が出され、全員一致により委員会発議で「平和安全法制関連法の慎重審議を求める意見書の提出について」(案)を提出することとなりました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(千野秀一君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第3号から承認第6号まで、議案第60号から議案第62号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長(上村英司君)

平成27年6月17日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は6月9日の本会議において付託されました事件を6月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第3号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第60号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について

議案第62号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について

以上7件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第3号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分及び承認を求めることについてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分及び承認を求めることについてであります。

「今回の改正は、国保加入世帯の全部に影響するのか」との質疑に対し「高所得者のみ影響がある」との答弁がありました。また「試算では減収となっており、国から補填されることになっているが、今後の見通しは」との質疑に対し「昨年度も同様の改正が行われ、保険者支援分として国から補填されたことから同様に補填される見通しである」との答弁がありました。

質疑終結後「賦課限度額の引き上げが専決処分されたことから反対する」。一方「低所得者に対する救済が明確である。国保特会の減収に対して国からの補填があり、財政上の問題もないことから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

質疑はなく「特養の食費・居住費の補足給付の廃止、要支援1・2の訪問介護と通所介護サービスを介護保険から地域支援事業へ移行させ、特養の入所を要介護3以上に制限、一定所得の利用料2割負担への引き上げなど利用者の負担増が進められており、今回の施設入所サービスの居住費が1日当たり320円から370円へと50円値上げとなる。短期入所療養介護サービスの滞在費も同様に値上げとなる。これでは一層、介護難民が生まれる。憲法25条で明記されている国民の生存権を補償する国の義務を棚上げし、社会保障制度を自助の共同化の制度へと解体していくことから反対する」。一方「介護保険制度法の改正に伴い介護報酬が減額され、介護事業者の収入が減り経営は厳しい状況にある。今回の改正では、居住費は基準費用額に抑えており、利用者の個人負担は増え大変であるが、値上げしないと事業者の経済的な負担が増え、施設の充実が図らなくなることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第6号 北杜市病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

質疑はなく「承認第5号と同様に利用者の負担となることから反対する」。一方「施設側の負担が大きくなっており、個人負担が増えることは残念ではあるが、居住費は国の基準費用額の範囲内とし、赤字をこれ以上増やさず、今後の施設の充実を行うにはこれ以上施設側の負担を増やせないこと、居住費については在宅でも負担はあることから賛成する」との討論があり起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第60号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第61号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第62号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の公民館を引き続き利用できなかったのか」との質疑に対し「現在の公民館は、民間との借地で本年8月末まで30年契約となっていた。引き続き契約を更新しようと地権者に申し入れていたが、地権者との話し合いがつかず契約することができなかった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに反対の討論を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、この承認の反対討論を行います。

今回の改正が消費税10%への増税の先送り実施の強行を前提に法人税の引き下げの代替財源として外形標準課税の拡大を行うなど、黒字大企業を一層優遇する内容となっています。

まず消費税10%増税への増税時期を2017年4月1日に変更し、景気条項の削除を行いました。これによりどんなに景気が悪くても2017年4月には消費税増税が行われます。

地方法人課税では消費税増税の先送りを受け、消費税10%に計画されていた抜本改正は16年度以降に延期されました。しかし国税の法人税率引き下げの代替財源の1つとして黒字企業の負担を軽減し、赤字企業に負担を増やす法人事業税の拡大が盛り込まれました。

また軽自動車税の見直しでは軽くする経過が行われるが、2016年度限りの軽減措置であります。二輪車にかかる税率が2016年4月1日と1年延期されますが、消費税増税による消費が回復していない状況下で、バイクのみが新旧車の区別なく一律で最大2倍の増税になります。

以上のことにより反対を表明いたします。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

承認第1号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場で討論をいたします。

まず今回の地方税法等の改正は税制改正大綱が閣議決定され、国の指針として地方行政を遅滞なく進めるために改正されたものであります。

外形標準課税の拡大で黒字大企業を一層優遇する改正は、資本金が1億円を超える法人が対象であり、国・地方を通じた法人実効税率は現行から引き下げるものであります。またバイクに関しては最大で2倍の課税になるわけですが二輪車、小型特殊自動車等、本年27年度からの増税を1年先送りしたものであります。また軽四輪自動車にはグリーン減税が導入してあります。併せて住宅ローン減税の延長、ふるさと納税のワンストップ特例の創設、控除上限枠の拡大、固定資産税・土地は負担調整措置について現在の制度を3年間延長するものであり、十分とは言えないまでも市民に配慮している改正であると理解できます。

以上の理由により承認第1号を賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第1号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第3号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに反対者の発言を求めます。

中村隆一君。

○21番議員(中村隆一君)

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

国民健康保険制度を巡っては所得250万円、4人家族の国保料が年間40万円を超えるなど負担能力を超える保険料が住民生活を脅かし、滞納を理由にした保険証の取り上げや差し押さえが全国的に横行しています。

本市でも滞納を理由に資格証、短期保険証が発行され病院にかかれない人が増えています。また滞納を理由に給与の差し押さえ、預貯金の差し押さえが行われています。

国民皆保険制度が空洞化しつつあります。国保料の高騰は1984年度、昭和59年度に国保財政の50%だった国庫負担を23%まで抑制したことが原因です。

承認第4号の市の説明では、低所得世帯の軽減措置の対象が増えるとの説明がありましたが軽減世帯の所得に対する保険料の割合は非常に高く、負担能力を超えています。

また昨年4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、消費税引き上げ分は社会保障費に全額使うと引き上げられましたが、ほんの一部しか使われていません。

以上を述べて反対討論とします。

○議長(千野秀一君)

次に原案に賛成の発言を求めます。

岡野淳君。

○8番議員(岡野淳君)

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

本件は平成27年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されました。したがって、明らかに議会を招集する暇がなく専決処分はやむを得ないものと考えます。

またこの改正は、低所得者にかかる保険税の軽減拡充が主な趣旨でございます。北杜市国民健康保険運営協議会にも本年2月12日と6月4日に説明がされております。そういうことを考えますと特別、反対する理由はないと考え承認第4号の賛成討論といたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに原案に反対の発言を求めます。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

2000年4月に介護の社会化を目的に開始された介護保険、要介護状態になっても人間の尊厳が保持され、自立した日常生活に必要なサービス給付ができるということでした。しかし介護保険発足後14年が経過した今日、特養の食費、居住費の補足給付の廃止、要支援1・2の訪問介護と通所サービスを介護保険から地域支援事業へ移行させる。特養の入所を要介護3以上に制限する。一定所得の利用料を1割から2割へと負担を引き上げるなど、利用者の負担増が進められています。

施設入所サービスの居住費が1日当たり320円から50円もの値上げ、さらに短期入所療養介護サービスの滞在費が320円から50円もの値上げになります。これでは一層、介護難民が生まれることは明らかなです。現在の政府の施策は憲法25条で保障されている国民の生存権を保障する国の義務を棚上げし、社会保障制度を自助の共同化の制度へと解体していくものであります。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

承認第5号 北杜市塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求める件について、賛成の立場で討論いたします。

まずもって付託されました文教厚生常任委員会の審査結果は承認です。委員会の結果を尊重すべきと考えます。

今般の一部改正は国の介護保険法の一部が改正されたことに伴う一部改正であります。内容は施設入所サービスの居住費および短期入所療養介護サービスの滞在費を1日当たり320円から370円とするものです。当局の資料、説明によると平成26年度の実質的な居住費は672円となっております。適正な受益者負担の原則に鑑みれば必要な今回の改正と考えます。

以上の理由によりまして、原案に賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。

（はい。の声）

反対討論はございませんか。

（ な し ）

賛成討論を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

承認第5号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場で討論いたします。

まずもってこの改正は平成17年、厚生労働省の告示第412号の一部が改正されたことに伴い、介護老人保健施設の居住費および滞在費を改正することになり、施設入所サービス居住費が320円から370円に、短期入所療養介護サービスの滞在費が320円から370円に改正されるものであります。

施設の利用状況、そして居住費相当額の算定額を示していただきましたが、平成17年度には1日当たりの居住費は1人500円程度。そして27年には1人当たり600円程度ということで、この平成17年度においても施設の費用は大変大きくなっております。現行の基準費用額を上回っていることがありまして、今回の改定が行われるものであります。

また介護保険制度法の改正に伴い、介護報酬が減額されています。介護事業者の収入が減額される傾向にあるわけでございまして、事業者としては非常に苦しい状況も見受けられるところでございます。しかしながら利用者にとっては負担が増え、大変であることは間違いありません。こうしたことも考えておりますが、しかしもって事業者のこの経営的な負担が増える、施設の利用、そして充実が図られなくなるということも危惧されるわけでございます。

こうした理由から賛成討論とさせていただきます。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第5号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに原案に反対の発言をお願いします。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

反対理由は承認第5号とまったく同じです。居住費、滞在費が1日当たり330円から50円も値上げされます。大変な負担増になります。

以上を述べて反対討論といたします。

○議長（千野秀一君）

次に賛成者の発言を求めます。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

承認第6号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場で討論いたします。

先ほどもお話をしましたが、この個人負担が増えるということは誠に残念です。また長期にわたる場合にはますます負担が増え、大変であろうと推測されます。しかし平成18年度から27年度までの居住費相当額の算定額を鑑みますと1日当たりの利用料は増えております。これは国の定める基準額を大きく上回っておりまして、こうした事情の中、今回の改定はやむを得ないものと考えております。今後の施設運営の充実を図るためにはこれ以上、施設の負担を増やすことは困難であると考えます。

また居住費については、在宅していてもそれ相当の負担はあるものと考えておりますので、以上のことから賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第6号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第59号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６０号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６０号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６１号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６２号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第12 議案第63号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第63号 平成27年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいとします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億5,605万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を298億9,137万1千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

変更といたしまして合併特例事業債を2億920万円増額し限度額を19億1,940万円に、過疎対策事業債を9,830万円増額し限度額を2億9,710万円とし、発行限度額の計を33億9,040万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけれども2ページにお戻りいただきたいと思ひます。

はじめに歳入でござひます。

10款1項地方交付税6, 231万8千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款1項分担金2, 183万5千円の増額は、団体営土地改良事業の受益者分担金でございます。

14款2項国庫補助金9, 468万8千円の増額は、子ども・子育て支援整備交付金1, 628万4千円および防災安全社会資本整備交付金4, 967万6千円などでございます。

15款1項県負担金2, 300万4千円の増額は、埋蔵文化財調査に対する県負担金でございます。

2項県補助金3, 707万2千円の増額は、基盤整備促進事業補助金2, 047万3千円などでございます。

18款2項基金繰入金340万円の増額は、芸術文化スポーツ振興基金繰入金140万円および過疎地域自立促進基金繰入金200万円でございます。

20款5項雑入1億624万1千円の増額は、県農地中間管理機構からの農地耕作条件改善事業補助金1億250万円。コミュニティ助成事業として須玉甲斐源氏太鼓保存事業などに対する一般財団法人 自治総合センターからの助成金220万円および子育て世代の移住定住を促進する一般財団法人 地域活性化センターからの助成金150万円などでございます。

21款1項市債3億750万円の増額は、放課後児童クラブ整備事業や団体営土地改良事業などへ充当する合併特例事業債2億920万円および武川中学校屋内運動場補修などへ充当する過疎対策事業債9, 830万円でございます。

次に3ページの歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費310万円の増額は、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置、国のポータルサイトである全国移住ナビへ掲載する動画の作成およびNPO法人 文化資源活用協会が運営する田舎体験ハウスなかやを活用して、移住定住に向けた機会を創出するための助成を行う定住促進対策事業費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費42万円の増額は、高齢者などの権利擁護を推進するための市民後見人養成研修等推進事業費でございます。

2項児童福祉費1億1, 632万4千円の増額は、泉保育園厨房給水給湯配管の修繕を行う保育所総務管理費160万4千円および仮称、新高根西放課後児童クラブと仮称、新大泉放課後児童クラブの建設工事を行う児童館等建設費1億1, 472万円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費2億3, 835万円の増額は県農地中間管理機構による担い手営農農地集積集約化を促進するための基盤整備などを行う団体営土地改良事業費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費1億4, 914万8千円の増額は、防災安全社会資本整備交付金などにより行う交付金道路新設改良費でございます。

10款教育費、2項小学校費4, 340万円の増額は、老朽化が進む須玉小学校の大規模改修に伴う実施設計を行う小学校施設整備費2, 700万円および高根地区小学校統合計画に基づく基本設計を行う高根統合小学校事業費1, 640万円でございます。

3項中学校費7, 611万2千円の増額は、武川中学校屋内運動場の屋根の補修などを行う中学校施設整備費でございます。

4項社会教育費2, 780万4千円の増額は、須玉甲斐源氏太鼓保存会補助金180万円お

よび県営土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査事業費2, 556万3千円などがございます。

5項保健体育費140万円の増額は芸術文化スポーツ振興基金を活用し、サントリーサンバーズの選手によるバレーボール教室を行うスポーツ振興推進事業費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第63号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第13 議案第68号 不動産の処分についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松高根総合支所長。

○高根総合支所長（植松広君）

議案第68号 不動産の処分についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

不動産を処分することについて

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

譲渡する土地

所在 北杜市高根町浅川字越水343番

地目 原野

地積 48平方メートル

2ページをお願いいたします。

以下、合計35筆。10万2,051.34平方メートル。

譲渡する相手方 北杜市高根町浅川2089番地

浅川共有財産管理組合 組合長 清水慶雄

譲渡価格 無償

3ページをお願いいたします。

譲渡する理由ですが、今回譲渡する土地は旧浅川組の所有地でありましたが、昭和22年のポツダム宣言により清里村に帰属されました。その後、清里村が高根町に編入され、現在は北杜市に所有権が帰属している状況にあります。その間、旧浅川組の住民により旧浅川組の財産として維持管理されてきました。

旧浅川組は区域内に住所を有する住民で、浅川共有財産管理組合として平成23年に地方自治法第260条の2第10項の規定による地縁による団体の認可を受け、このたび当該土地の無償譲渡の要望書が市に提出されたことから、旧浅川組から権利を承継する浅川共有財産管理組合に無償譲渡するものであります。

提案理由は財産を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第68号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第14 同意第6号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第6号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞任したことに伴い新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により北杜市長坂町長坂上条1185番地、渡邊英子、昭和21年9月20日生まれの前選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、渡邊英子君の退場を求めます。

（退場）

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

渡邊英子君の入場を許可いたします。

（入場）

○議長（千野秀一君）

日程第15 発議第2号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員長、小尾直知君から提案理由の説明を求めます。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

発議第2号

平成27年6月25日

北杜市議会議長 千野秀一殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 小尾直知

平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出する。

提案理由

5月15日国会に提出した「安全保障関連法案」は、憲法解釈、歴史的認識、戦後の国際社会の激変、憲法9条における自衛隊派遣の新3要件等、司法では判断を控える、国家の安全に係る関連法であります。しかし、今、日本が置かれている状況を鑑みますと、日本の安全と国際社会への貢献は避けて通れない事態が多く発生しています。国会に提出された「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」の慎重審議を求めるものであります。

中身は朗読をもって代えさせていただきます。

「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書（案）

5月15日に提出された「安全保障関連法案」は、日本の平和及び安全確保、国際社会の平和及び安全の確保を二本の柱と位置づけ、周辺事態への対処、武力攻撃事態等への対処、一定の事態、大規模テロ等についての対処を行い、日本国内での戦争を未然に防ぐ専守防衛の「日本の安全に関する法案」と「国際社会の安全に関する法案」の2分野であります。

戦後の社会情勢は激変を極め、冷戦の時代から、大規模テロ、国際紛争及び戦争は絶えません。平和への願いは人類の課題であります。平和憲法の下、今日の日本があります。二度と戦争を起こさない。戦争に巻き込まれない。日本と世界、人類の平和のために、あらゆる努力と英知を結集し、国会に提出された「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」の慎重審議を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月25日

山梨県北杜市議会議長 千野秀一

提出先

内閣総理大臣

防 衛 大 臣

外 務 大 臣

法 務 大 臣

衆議院議長

参議院議長

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに反対の討論はありませんか。

反対ですか。

(な し)

なければ賛成の討論を求めます。

中村隆一君。

○21番議員(中村隆一君)

平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書に賛成の立場で討論します。

現在、衆議院で法案が審議されています。私たち日本共産党はこの法案を日本を戦争できる国に導く戦争法案と呼び、この戦争法案について日本国憲法を全面的に破壊する文字どおり戦後最悪の悪法ですと批判し、廃案を求めています。

日本共産党は憲法9条を破壊する3つの大問題を指摘しています。第1の問題はアメリカが世界のどこであれアフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた地域まで行って弾薬の補給、武器の輸送などの後方支援、兵站を行うことです。戦闘地域での兵站は武力の行使に道を開くことが明らかになりました。

第2の問題はPKO国連平和維持活動法の改定です。戦乱が続いている地域での治安維持活動は容易に武力の行使に転嫁します。ここに憲法違反の武力の行使に道を開く、もう1つの危険があります。

第3の問題は、これまでの政府の憲法解釈を根底から覆し日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動してアメリカの戦争に自衛隊が参戦し、海外での武力行使に乗り出すことです。こうした乱暴な解釈改憲が立憲主義を破壊し、日本国憲法を蹂躪しています。

去る4日、衆議院憲法審査会で与野党から推薦された憲法学者3人全員が安倍内閣が提案している法案は憲法違反だと明言しました。日本弁護士連合会は改めて戦争法案は恒久平和主義、立憲主義の理念、国民主権に違反するという意見書を全会一致で決めました。

6月13日、東京で1万6千人の法案を必ず止める、声が響きました。東京の集会をはじめ全国各地で集会やデモが行われ、海外で戦争する国をつくる憲法違反の戦争法案を必ず止めるの声が日本列島に沸きあがりました。

僕は銃を握らない。若者デモ。県内でも20日、甲府市で黙っていられない弁護士らが集会パレードを行い約1千人が参加しています。この北杜市内でも12日、戦争する国づくり反対パレードが長坂町で行われ多数の市民が参加しました。また北杜市の地域新聞に7月16日号にストップ戦争法の意見広告を掲載する取り組みが現在、行われています。多くの市民が賛同しています。

マスコミの全国調査でも本法案を今国会で成立させるのに反対が59%を超えています。政府は法案を十分説明しているかの問いに説明していないが80%を超えています。

○議長(千野秀一君)

申し上げます。

慎重審議を求める意見書の提出でありますので、短めにお願いいたします。

○21番議員(中村隆一君)

いま少しです。

読売新聞、8日付けです。憲法審査委員会などの憲法違反との意見に耳を傾けること、また国民世論を考慮して安倍政権に慎重審議を強く求めます。

北杜市議会が請願者の請願趣旨を汲み取り、慎重審議を政府に求める意見書提出にあたり私は去る19日、総務常任委員長宛てに憲法審査会の意見、国民世論の調査結果を意見書案の文

面に入れるように求めましたが認められませんでした。がしかし、北杜市議会として国に慎重審議を求める意見書をあげることには意義あることと考え、賛成するものです。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私の父は85で亡くなりましたが軍人でありました。航空第4研というプロペラのテストをする仕事をしておりました。戦時中は戦火が激しくなるにつれ、フィリピンに配属になりました。その後、逃げて逃げて台湾で終戦を迎えました。父の兄は19年にグアム島で戦死をいたしました。

そういった中、私は父の背中を見続け父の背中が言ったことは技術、情報、物流は人を幸せにする。そしてそれを悪用すれば人を不幸にする。戦争ほど悲惨で残酷なものはありません。

世界の万民が恒久平和を願い、そしてこの議場にいるわれわれも平和な生活を望んでいるわけでございます。憲法9条は日本が戦争を起こさない、巻き込まれない、そういった恒久平和の願いのもとからつくられ、そして今に至っていることと思っております。そしてこの憲法9条に違憲であるか、合憲であるか、それらも含めながら今どのようにしたらこの国際情勢の中で沖縄のような地上戦をされないようにするためにどうしたらいいかということを考えなければならぬ時期がやってきたわけでございます。

それゆえ国は国会を95日間延長し、衆参での審議に入るわけでございますが、60日ルールなどの審議をしないような議論はやめて、慎重に審議をしながら行うことが戦争で亡くなった方たち、そして戦争で多くの夢を敗れた人たちへの思いを伝えることというふうに私は考えるところでございます。

憲法解釈においては司法の場、裁判の場では砂川事件、砂川判決以外は判決がありません。それも直接的な判決ではございません。しかし砂川判決の中では自国の防衛についてきちっと明記がされておるがゆえに、今も国会でもこの砂川判決についても解釈が分かれているところでございます。

そして今、われわれがしなければならないということは、あらゆるイデオロギーを乗り越えて多くの世界の人々、友好と対話を結び平和的な解決をしていく努力を続けていかなければならないというふうに思っているわけでございます。

私は27のとき、約27年前でございますが日中友好青年の翼という第11回の訪中に参加をさせていただきました。そのとき結んだ友情はまだ続いておりまして、中国の中で高官として働く人がお一人、そして日本国内で中国の民間の方を受け入れる仕事をしている人がお一人います。そういった努力を日本は続けていくべきだと思いますし、民間レベルでも政府レベルでもしていくべきだと思います。

韓国との話し合いも世界遺産の件であったわけでございますが、たしかに相手があることでございます。あらゆる対話をしながら、そしてまたこの法整備をすることによって抑止力の効果により日本での地上戦、また今は宇宙的に技術が日進月歩し弾道ミサイルや化学兵器やあら

ゆる武力攻撃にわれわれは向かっていかなければならない現実もあるわけでございます。

先人の思いをわれわれは思いながら国に対して、国会に対して私も今回の代表質問の冒頭でも述べましたが、沖縄の女学校をつくった八巻太一先生の思いは重いと思います。

みなが恒久平和を願い、そしてどのように議論するかは、われわれは見守っているわけではありません。それゆえに国にもの申すということは地方議会の権利であり、権道であるというふうに思っているところでございます。

衆参両院におきまして95日間をフルに活用し慎重審議、そして国民に対しての説明責任、あらゆる法令の解釈、それらを慎重審議していただくことを賛成いたしまして本意見書に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第16 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第17 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項

について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月9日に開会されました本定例会におきまして執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、また議員各位には慎重な審議をいただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂 本 吉 彦
議 会 書 記	清 水 市 三